

令和6年9月

指宿市議会会議録

第3回定例会

指宿市議会会議録目次

令和6年第3回市議会定例会

会期日程	1
9月2日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第97号～議案第126号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第97号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	18
議案第98号（質疑，委員会付託省略，表決）	19
議案第99号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	20
議案第100号～議案第107号（質疑，決算特別委員会付託）	20
議案第108号～議案第126号（質疑，委員会付託）	21
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	24
散 会	25
9月18日	
議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第121条の規定による出席者	27
職務のため出席した事務局職員	28
開 議	29
会議録署名議員の指名	29
一般質問	29

松 下 知 恵 議員	29
1. マイナ保険証について	
2. 教員不足について	
3. 指定ごみ袋について	
恒 吉 太 吾 議員	44
1. 執行機関（長）と議会の関係について	
2. スポーツ・イベントを通じた地域活性化について	
高 田 チヨ子 議員	63
1. 防災について	
2. HPVワクチンについて	
3. 難聴者対策について	
4. ヤングケアラーについて	
吉 村 重 則 議員	75
1. 熱中症対策について	
2. マイナンバーカードについて	
3. レジャーセンターかいもんについて	
延 会	87

9月19日

議事日程	88
本日の会議に付した事件	88
出席議員	88
欠席議員	88
地方自治法第121条の規定による出席者	88
職務のため出席した事務局職員	89
開 議	90
会議録署名議員の指名	90
一般質問	90
新川床 金 春 議員	90
1. 庁舎湯山線の整備について	
2. 池田湖と鰻池の水位上昇による影響について	
3. 指宿温泉まちづくり公社の委託事業について	
前之園 正 和 議員	102
1. 近年の地震や台風を受けての地域防災計画の見直しについて	

2. 補聴器購入への助成制度創設について	
3. 子育て支援について	
議案第127号及び議案第128号一括上程	118
提案理由説明	118
議案第127号及び議案第128号（質疑，委員会付託）	120
散 会	120

9月27日

議事日程	121
本日の会議に付した事件	122
出席議員	123
欠席議員	123
地方自治法第121条の規定による出席者	123
職務のため出席した事務局職員	123
開 議	124
会議録署名議員の指名	124
議案第108号～議案第111号（委員長報告，質疑，討論，表決）	124
議案第112号～議案第115号及び議案第127号（委員長報告，質疑，討論，表決）	127
議案第116号～議案第121号（委員長報告，質疑，討論，表決）	129
議案第122号（委員長報告，質疑，討論，表決）	130
議案第126号（委員長報告，質疑，討論，表決）	136
議案第123号～議案第125号（委員長報告，質疑，討論，表決）	137
議案第128号（委員長報告，質疑，討論，表決）	140
閉会中の継続審査について	142
報告第6号及び報告第7号一括上程	142
提案理由説明	142
報告第6号及び報告第7号（質疑）	144
議案第129号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	145
議案第130号上程	146
提案理由説明	146
議案第130号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	147
閉会中の継続調査について	147
議員派遣の件	148
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	148

閉議及び閉会	149
参考資料	
議員派遣書	150

第 3 回 定 例 会

令和 6 年 9 月議会

令和6年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 26日間（9月2日～9月27日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月2日	月	本会議	・会期の決定 ・議案第97号～議案第126号一括上程（議案説明） ・議案第97号及び議案第99号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第98号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第100号～議案第107号（質疑，決算特別委員会付託） ・議案第108号～議案第126号（質疑，委員会付託） ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
3日	火	休 会	一般質問の通告限（12時）
4日	水	〃	文教厚生委員会（10時開会）
5日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
6日	金	〃	総務水道委員会（10時開会）
7日	土	〃	
8日	日	〃	
9日	月	〃	
10日	火	〃	
11日	水	〃	
12日	木	〃	
13日	金	〃	
14日	土	〃	
15日	日	〃	
16日	月	〃	
17日	火	〃	
18日	水	本会議	・一般質問
19日	木	〃	・一般質問 ・議案第127号及び議案第128号一括上程 （議案説明，質疑，委員会付託） 文教厚生委員会 総務水道委員会
20日	金	休 会	
21日	土	〃	
22日	日	〃	

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
23日	月	休 会	
24日	火	〃	
25日	水	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
26日	木	〃	
27日	金	本会議	・ 議案第108号～議案第128号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 閉会中の継続審査について ・ 報告第6号及び報告第7号一括上程 (議案説明, 質疑) ・ 議案第129号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決) ・ 議案第130号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 閉会中の継続調査について ・ 議員派遣の件 ・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

第 3 回 定 例 会

令和 6 年 9 月 2 日

(第 1 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和6年9月2日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第97号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第99号 財産の取得について
- 日程第6 議案第100号 令和5年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第101号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第102号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第103号 令和5年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第104号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第105号 令和5年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第12 議案第106号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第13 議案第107号 令和5年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第14 議案第108号 指宿市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第15 議案第109号 指宿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第110号 指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について
- 日程第17 議案第111号 指宿市公共下水道事業受益者負担金に関する条例及び指宿市水道給水条例の一部改正について

- 日程第18 議案第112号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第19 議案第113号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第114号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第115号 指宿市介護保険条例及び指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第116号 指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正について
- 日程第23 議案第117号 指宿市公社営畜産公共事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第118号 指宿市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第25 議案第119号 指宿市営住宅管理条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第120号 指宿都市計画事業指宿駅西部土地区画整理事業施行条例の廃止について
- 日程第27 議案第121号 指宿都市計画事業湊土地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地区画整理事業施行条例の一部改正について
- 日程第28 議案第122号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第29 議案第123号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第124号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第125号 令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第126号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一

10 番 議 員	吉 村 重 則
12 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	西 森 三 義

11 番 議 員	東 伸 行
13 番 議 員	新川床 金 春
15 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司
教 育 長	田之上 典 昭
市民生活部長	富 永 敏 尚
産業振興部長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	高 田 博 憲
総 務 課 長	濱 上 和 也
企画政策課長	東 忠 孝
水 道 課 長	湯ノ口 繁 生

副 市 長	黒 永 英 樹
総 務 部 長	渡 部 徹 也
健康福祉部長	出 島 雅 彦
農 政 部 長	内 村 喜代志
教 育 部 長	紺 屋 聖 一
人事秘書課長	木 下 英 城
財 政 課 長	上 村 圭一郎

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二

主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和6年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び前之園正和議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（西森三義） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間と決定いたしました。

△ 議案第97号～議案第126号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第97号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第32、議案第126号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、までの30議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） おはようございます。提案理由の説明に入ります前に、この場をお借りいたしまして、8月28日から29日にかけて本市に接近しました非常に強い台風10号の被害について、御報告をさせていただきます。

まず、人的な被害につきましては、3件の事案がございましたが、不幸中の幸いで、いずれも軽傷でございました。けがをされた方々には心よりお見舞いを申し上げます。また、多くの建物損壊や農作物、農業用施設への被害や、多くの地域で長時間にわたる停電、道路の

通行止めなどが発生をいたしたところであります。農作物や農業用施設の被害額につきましては、まだ現在、鋭意災害調査中ではありますけれども、現段階で約2億8,000万円の被害となっているところであります。本市の施設への被害もございました。報道等で既に御存じの方も多いと思いますが、池田湖畔の遊歩道が約120mにわたって陥没をしているところであります。ほかにも唐船峡そうめん流しでは、停電や倒木等の被害がございましたが、お客様への安全を確保した上で、通電をいたしました9月1日から営業を再開することにこぎつけたところであります。砂楽につきましては、窓ガラスが割れるなどの被害もありましたが、8月31日の朝から営業再開できました。道の駅いぶすき彩花菜館につきましては、建物の一部の損壊等の被害がありましたが、30日からの営業となっているところであります。そのほか体育施設、教育施設などの被害等につきましては、現在調査中となっておりますので、分かり次第、皆様方には御報告をしてみたいと思います。被害に遭われました皆様に対しまして、まずは心からお見舞いを申し上げたいと思います。自然災害の脅威を目の当たりにして、防災や減災、避難、備蓄など、各種災害対策の点検等、市民の皆様方への周知について改めて意識をし、しっかりとした備えをしておかなければならないと強く思ったところであります。なお、今回の台風における議案につきましては、できる限り迅速に必要な対策を実施してみたいと考えているところであります。

次に、先の定例会以降に実施しました主な行事等について御報告させていただきます。

まず、北海道千歳市において、7月13日から15日にかけて開催された2024スカイピア＆YOSAKOI祭に参加をいたしました。今年度は、千歳市と姉妹都市盟約を締結して30周年の節目を迎えたことを記念をし、本市のフラチームも一緒に千歳市へ向かい、祭り会場でフラダンスを披露するなど、更なる友好関係を深めながら指宿の魅力をPRさせていただきました。また、今月28日から開催される指宿温泉祭には、千歳市のよさこいチームも参加をしていただく予定となっているほか、ほかにも関連事業として、道の駅いぶすき彩花菜館と山川港活お海道で、現在、特産品交流千歳フェアを開催しているところであります。千歳市の道の駅の人気商品を取り揃えておりますので、是非お立ち寄りいただき、北海道の味を御堪能いただきたいと思います。

次に、県内の60歳以上の方を対象とした第35回いぶすきシルバー美術展の表彰式と開所式を8月4日に開催いたしました。この美術展は、応募いただいた全ての作品を展示するのが特徴であり、今年も県内各地120名の方々から146点もの作品を出品いただいたところであります。また、このシルバー美術展においても、今回は千歳市との姉妹都市盟約締結30周年を記念して、千歳市から7名の方に10点の作品を出品していただいております。千歳市姉妹都市賞を選考させていただきます。美術展は8月21日までの開催であります。千歳市からの出品作品については、指宿温泉祭が行われる9月29日まで鑑賞いただけることになっております。

今年度は、市内のあらゆるところで千歳市とのつながりを感じていただけるように工夫してまいりたいと思います。

次に、8月11日、山の日に合わせて、第56回かいもん夏祭りを開催いたしました。舞台では、子供たちによるダンスをはじめ、フラダンスや歌、日本舞踊などが披露され、祭りを大いに盛り上げていただきました。また、祭りの最後には3千発の花火が夏の夜空を彩り、市民やふるさとに帰省された方々など、約1万6千人の方々に地元の祭りを楽しんでいただきました。夏祭りの開催に当たっては、多くの市民や地元企業、また、故郷に思いをはせる県外の方々などからたくさんの協賛・支援をいただいております。今後も地域の皆様に愛され、地域の大事なお祭りとして長く継続・発展していけるよう、市も尽力してまいります。

今月28日、29日には、第77回指宿温泉祭を開催予定です。昨年のハンヤ踊りには、約2,600人の方々に踊り連として御参加をいただきました。今年は、先ほども申し上げましたように、千歳市のよさこいチームが本市にお越しくださいますので、昨年以上にたくさんの方々に踊り連として参加をいただき、祭りを大いに盛り上げてまいりたいと考えているところであります。市といたしましても、様々なイベントを市民と一緒に盛上げ、多くの方々に楽しんでいただくことを通じてこの街を元気づけてまいりたいと考えておりますので、これからも皆様方の御協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今次、第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、人事に関する案件1件、財産の取得に関する案件1件、決算に関する案件8件、条例に関する案件14件、補正予算に関する案件5件の計30件であります。

補正予算に関する5件につきましては、各会計の歳入歳出予算の総額について、一般会計に4億7,302万5千円を、国民健康保険特別会計に62万2千円を、後期高齢者医療特別会計に138万6千円を、介護保険特別会計に3億7,125万3千円をそれぞれ追加し、あわせて、公共下水道事業会計において、収益的収入に14万5千円を、収益的支出に470万円を、たな卸資産購入費に20万円を追加しようとするものであります。

それでは、議案の提案理由につきまして、まず、議案第97号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

この補正予算は、6月27日及び28日の大雨により法面等が罹災したことに伴う災害復旧に係る委託料及び原材料費の4,986万円であります。急を要しましたことから、令和6年7月1日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第98号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、山川地域の現委員であります千田信久氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の

規定により議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏には、令和4年1月から山川地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っているところであります。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第100号、令和5年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第104号、令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの5議案につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第105号、令和5年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。また、剰余金処分につきましては、令和5年度末処分利益剰余金4,157万6,695円のうち1,000万円を減債積立金へ、657万6,695円を利益積立金へ、2,500万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第106号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市公共下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分につきましては、令和5年度末処分利益剰余金3,200万9,733円のうち650万円を減債積立金へ、650万9,733円を利益積立金へ、1,900万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号、令和5年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市温泉供給事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分につきましては、令和5年度末処分利益剰余金460万1,051円のうち210万1,051円を利益積立金へ、250万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

このほかの議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第97号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,986万円を追加し、歳入歳出予算の総額を276億5,708万円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

あわせて、お配りしております令和6年6月の大雨災害復旧費に関する参考資料に、罹災した施設名と罹災状況、被害額及び補正対応等の内訳を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節12委託料4,866万円の補正につきましては、6月27日及び28日の大雨に伴う岡児ヶ水地区法面の災害復旧に係る委託料を計上したものであります。

同じく、節15原材料費120万円の補正につきましては、6月27日及び28日の大雨に伴う農業用施設等の災害復旧に係る原材料費を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款19繰入金4,986万円の補正につきましては、説明欄にお示しの財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の4ページを御覧ください。

議案第99号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である指宿市消防団浜児ヶ水分団消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は消防ポンプ自動車1台、取得の方法は指名競争入札、取得金額は2,376万円、契約の相手方は鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。

入札結果につきましては、参考資料1ページに掲載の入札執行調書のとおりでございます。

次は、提出議案の13ページを御覧ください。

議案第108号、指宿市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部改正について、であります。

本案は、事務事業の見直しにより、督促手数料の徴収を廃止するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、指宿市市税等徴収対策委員会での協議内容を踏まえ、令和7年度から市税及びその他の収入金等について、督促手数料の徴収を廃止したいことから、条例の名称を改めるとともに、督促手数料の徴収に係る規定について、条項及び字句の整理を行うものであります。また、延滞金の割合の特例について、市税に係る延滞金と同様の取り扱いとするため、延滞金の割合の特例に係る規定を追加するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の16ページを御覧ください。

議案第109号、指宿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、自治体フロントヤード改革を推進するに当たり、オンライン申請の拡充及び窓口のデジタル化を実施するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、条例の名称を改めるとともに、オンライン申請で行う場合の本人確認等において、個人番号カードを利用できるように規定するものであります。また、オンライン申請等に係る手数料の納付について、キャッシュレス納付を利用できるように規定するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

次は、提出議案の47ページを御覧ください。

議案第122号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7,302万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を281億3,010万5千円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

第3条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、地方債補正でお示しの事業債を追加するものであります。

今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や令和6年4月1日付け人事異動による予算の整理及び共済費の負担比率改定等に伴う増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、32ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要23ページから25ページに記載しておりますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（富永敏尚） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の27ページを御覧ください。

議案第112号、指宿市印鑑条例の一部改正について、であります。

本案は、個人番号カード等を利用して本庁市民課及び山川・開聞支所市民福祉課の各窓口に設置する専用の端末機から印鑑登録証明書の交付申請ができるようにするため、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容は、登録者自らが個人番号カード等を利用して証明書等の交付申請を行うことができる専用端末機に関する規定を追加するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日を規定しているところでございます。

次は、提出議案の29ページを御覧ください。

議案第113号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、事務事業の見直しにより、督促手数料の徴収を廃止するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、督促手数料の徴収に係る規定について、条項及び字句の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（出島雅彦） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の31ページを御覧ください。

議案第114号、指宿市国民健康保険条例の一部改正について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法が一部改正されることに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、被保険者証の返還に応じない滞納者への罰則規定を削除するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の33ページを御覧ください。

議案第115号、指宿市介護保険条例及び指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、事務事業の見直しにより、督促手数料の徴収を廃止するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、督促手数料の徴収に係る規定について、条項及び字句の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の48ページを御覧ください。

議案第123号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の39ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億4,491万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明をいたしますので、48ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11役務費19万7千円、次の節12委託料40万3千円は、現在使用されている国民健康保険被保険者証が本年12月2日で廃止となることに伴う資格確認書の台紙購入費及び限度額適用認定証等の様式変更に係るシステム改修業務委託料であります。

同じく項2徴税費、目1賦課徴収費、節12委託料2万2千円は、基幹系情報システム標準化に伴う新納付書印刷原版変更に係る業務委託料であります。

次は、歳入について御説明いたしますので、47ページを御覧ください。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節7事務費繰入金21万9千円は、先ほど歳出で御説明いたしました、資格確認書の台紙購入費及び基幹系情報システム標準化に伴う新納付書印刷原版変更業務委託に係る費用を一般会計から繰り入れるものであります。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1事務費補助金、節1事務費補助金40万3千円は、歳出で御説明いたしました、限度額適用認定証等の様式変更に係るシステム改修業務委託に対する100%の国庫補助金であります。

次は、提出議案の49ページを御覧ください。

議案第124号、令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の51ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ138万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億7,976万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明をいたしますので、60ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費2万5千円は、現在使用されている後期高齢者医療被保険者証が本年12月2日で廃止となることに伴う資格確認書の台紙購入費であります。

節13使用料及び賃借料5万8千円は、後期高齢者医療広域連合の次期電算処理システム端末使用賃借料であります。

節26公課費128万1千円は、令和5年度において、後期高齢者医療広域連合からの受託事業である高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施に係る消費税及び地方消費税であります。

項2徴収費、目1賦課徴収費、節12委託料2万2千円は、基幹系情報システム標準化に伴う新納付書印刷原版変更に係る業務委託料であります。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費は、歳入予算において繰越金を計上したことに伴い、充当財源の組替を行ったものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、59ページを御覧ください。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、後期高齢者医療事務に係る費用を一般会計から繰り入れるもので、歳出で御説明いたしました事務に係る費用から、繰越金を計上したことに伴う充当財源の組替を行い、230万4千円を減額するものであります。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金369万円は、令和5年度決算に伴う決算剰余金全額を繰り越したものであります。

次は、提出議案の50ページを御覧ください。

議案第125号、令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の63ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,125万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億7,936万円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明をいたしますので、72ページを御覧ください。

さい。

款1総務費，項2徴収費，目1賦課徴収費，節12委託料2万2千円は，基幹系情報システム標準化に伴う新納付書印刷原版変更に係る業務委託料であります。

款2保険給付費，項1介護サービス等諸費から，75ページの項7特定入所者介護サービス等費は，歳入予算において財政調整基金を繰り入れたことに伴い，充当財源の組替を行ったものであります。

款7諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目2償還金及び還付加算金3億3,953万4千円は，令和5年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国，県，社会保険診療報酬支払基金への精算返納金が主なものであります。

項2繰出金，目1一般会計繰出金3,169万7千円は，令和5年度介護給付費，地域支援事業費，事務費等の確定に伴う市負担分を一般会計へ精算金として繰り出すものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，71ページを御覧ください。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目4低所得者保険料軽減繰入金92万9千円は，令和5年度低所得者保険料軽減負担金確定に伴い，県及び本市一般会計負担分を繰り入れるものであります。

項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金1億2,872万8千円は，今回の補正の財源として財政調整基金を取崩し繰り入れるものであります。

款8繰越金，項1繰越金，目1繰越金2億4,159万6千円は，令和5年度決算剰余金の約2分の1を繰り越したものであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 命によりまして，産業振興部所管の議案につきまして，御説明申し上げます。

提出議案の35ページを御覧ください。

議案第116号，指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正について，であります。

本案は，施設の名称を利用実態に合わせて変更するため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は，第3条第2号中ゲートボール場を多目的広場に改めるものであります。

なお，条例の施行は，令和6年10月1日からとしております。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○農政部長（内村喜代志） それでは，命によりまして，農政部所管の議案につきまして，御説明申し上げます。

提出議案の37ページを御覧ください。

議案第117号、指宿市公社営畜産公共事業分担金徴収条例の一部改正について、及び39ページ、議案第118号、指宿市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、であります。

この2議案は、事務事業の見直しにより、督促手数料の徴収を廃止するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、督促手数料の徴収に係る規定について、条項及び字句の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（高田博憲） それでは、命によりまして、建設部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の41ページを御覧ください。

議案第119号、指宿市営住宅管理条例等の一部改正について、であります。

本案は、事務事業の見直しにより、督促手数料の徴収を廃止するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、市営住宅、市特定公共賃貸住宅、及び市営賃貸住宅の督促手数料の徴収に係る規定について、条項及び字句の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の43ページを御覧ください。

議案第120号、指宿都市計画事業指宿駅西部土地区画整理事業施行条例の廃止について、であります。

本案は、指宿都市計画事業指宿駅西部土地区画整理事業の終了により、この条例を廃止しようとするものであります。

なお、附則において、廃止条例の施行期日を規定しているところであります。

次は、提出議案の45ページを御覧ください。

議案第121号、指宿都市計画事業湊土地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地区画整理事業施行条例の一部改正について、であります。

本案は、事務事業の見直しにより、督促手数料の徴収を廃止するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、督促手数料の徴収に係る規定について、条項及び字句の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道課長（湯ノ口繁生） それでは、命によりまして、水道課所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の20ページを御覧ください。

議案第110号、指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について、であります。

本案は、老朽施設の更新などを計画的に進める上で必要な財源確保を目的として温泉使用料を改定するため、及び事務事業の見直しにより、督促手数料の徴収を廃止するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、1点目に、温泉使用料について、指宿市温泉供給事業審議会から提出された使用料改定の答申内容等を踏まえ温泉使用料を改定しようとするもので、詳細は議案の概要14ページから15ページにお示しのとおりであります。

2点目に、督促手数料の徴収に係る規定について、条項及び字句の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しており、温泉使用料の改訂については令和7年3月1日から、督促手数料の徴収の廃止については令和7年4月1日から施行するものとしております。

次は、提出議案の24ページを御覧ください。

議案第111号、指宿市公共下水道事業受益者負担金に関する条例及び指宿市水道給水条例の一部改正について、であります。

本案は、事務事業の見直しにより、督促手数料の徴収を廃止するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、督促手数料の徴収に係る規定について、条項及び字句の整理を行うものであります。

また、指宿市水道給水条例において、延滞金の割合の特例について、市税に係る延滞金と同様の取り扱いとするため、延滞金の割合の特例に係る規定を追加するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の51ページを御覧ください。

議案第126号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業収益を14万5千円増額し、公共下水道事業収益を7億7,364万6千円に、支出に係る第1款公共下水道費用を470万円増額し、公共下水道事業費用を7億5,727万8千円にしようとするものであります。

それでは、収入から御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

営業外収益については、下水道使用料以外の新たな自主財源確保のため、市民の方々への下水道PRや下水道の役割を理解し身近に感じていただく取組といたしまして、マンホールデザインのオリジナルポロシャツを制作し、その販売収入見込額を計上するものであります。

次は、支出について御説明いたします。

営業費用については、新潟口雨水ポンプ場の水路土砂上げに係る委託料、指宿市浄水苑の機器修理費に伴う増額であります。

営業外費用については、先ほど収入で説明させていただきましたマンホールデザインのオリジナルポロシャツ売上に伴う費用の増額であります。

予備費については、突発的な処理場費の修繕費に充用したことから、今後の不測の事態に備えるための増額であります。

もう一度3ページを御覧ください。

第3条におきまして、予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額を20万円増額し、44万6千円にしようとするものであります。

なお、8ページ以降に補正予算キャッシュフロー計算書などの説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時21分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第97号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

まず、議案第97号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第97号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第97号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第98号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（西森三義） 次に、議案第98号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第98号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第98号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第99号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） 次に、議案第99号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第99号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第99号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第100号～議案第107号（質疑、決算特別委員会付託）

○議長（西森三義） 次に、議案第100号から議案第107号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第100号から議案第107号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号から議案第107号までの8議案は、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、松下知恵議員、東勝義議員、新宮領實議員、東伸行議員、井元伸明議員、新川床金春議員、下川床泉議員、以上7人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時45分

○議長(西森三義) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に下川床泉議員、副委員長に東伸行議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

△ 議案第108号～議案第126号(質疑、委員会付託)

○議長(西森三義) 次に、議案第108号から議案第126号までの19議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○13番議員(新川床金春) 議案第110号、指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について、ですけど、新聞報道で約2割上がるということがありました。これまで摺ヶ浜地区の方々と結構会ったんですけど、誰も値上げについて私に相談する方はいませんでした。ということは、受益者に対する住民説明会はどのようになっているのか、何回ほど開催したのか。

2点目に、現在の受益者に説明しているのであれば、いろいろな声が出たと思いますので、その声について説明を求めます。

次に、現在の基金額と工事の積算額についてお願いします。

4番目に、受益者負担額の増による、今後基金はどのように推移していくのか。5年、10年、20年、30年と積算していると思いますので、それについて説明を求めます。

○水道課長(湯ノ口繁生) まず、住民説明会の回数についてのお尋ねでございますが、住民説明会については、現在開催をしていないところでございます。なお、6年度に入りまして、ホームページ、チラシ、それから使用者に臨戸に行いますチラシ等で周知を図っているというところでございます。

続きまして、2番目の受益者の声についてですが、令和5年12月から令和6年1月にかけて

て、市営温泉の使用者の各戸にアンケートを配布をいたしましてお願いをしました。回答率につきましては、約58%になっておりますが、その結果では、今後の継続使用について、使用したいとお答えいただいた方が約96%、もし値上げをした場合の使用についてお尋ねをしたところ、使用したい、値上げ額の金額次第ですが使用したいと回答いただいた方が約86%でございます。

次に、現在の基金額と工事費の積算額についてですが、現在、預金残高額につきましては、令和5年度末で約5,627万4千円になっております。また、工事費の積算額ですが、令和4年度に施設更新計画を立てまして、その時点で、今後更新計画に係る費用が、税抜きでございますが、約1億4,062万円と積算をしているところでございます。

最後になりますが、受益者負担金増による基金額の推移についてでございますが、今回、提案をさせていただきました改定で、月当たり約64万円の増収、年間で約770万円を見込んでいるところでございます。以上です。

○13番議員（新川床金春） 1番目の受益者に対する住民説明会は、ポスター等、いろんなことをやっているということでしたけど、実際、見ない方もいると思いますよ。やっぱりコロナ禍で観光業も市民も疲弊している中、上げるのであれば、どういう理由でというしっかりとした説明があつて、それに対する値上げだったら、私は何も言えません。住民が知らない中で2割上がって、どうしようと、年金生活の方もこの地域には多いと思います。だから、生活が苦になっていくのかなという危惧もしますが、そういうところはどう思いますか。

あと、先ほどアンケート、58%、そしてこれからも使いたいという人たちが96%あったのであれば、2割上げることをしっかりと説明することが必要だったと思いますけど、このアンケート結果を基に何か対応したんですか。対応したのかなと思います。

それで3番目に、今回、決算委員会のメンバーに入りまして、決算書を見たら5,600万あるというのは分かっていたけど、工事費が分からなかったので聞きました。これ、年間700万、これが20年、30年、積み立てたらいくらになると積算しているのか。この金額で今の値上げの幅でいけばですよ、莫大な金額になるのかなと思ったもんですから聞いています。先ほども言いましたが、10年後、20年後、30年後の基金の推移について、積算してこの金額を出したと思いますので、再度答弁を求めます。よろしくお願いします。

○水道課長（湯ノ口繁生） 1番目の住民説明会についてでございますが、温泉審議会のメンバーに各地区の公民館長さん、それから温泉、ホテル、旅館の代表者の方にも入っていただきまして説明を行ってきて、審議会である程度の答申書をいただいたところでございます。その際にも申し上げましたし、各戸にお配りします、使用者の方にお配りしていますチラシ等でも、値上げもやむを得ないという答申がでましたので、今後、その方向で検討していくと、何かありましたら問い合わせをくださいという形でのお知らせになっているところでござ

ざいます。

それから、受益者の声について、約96%の方に継続をいただきたいというところについて、その後の我々の動きというところはございませんでした。

4番目の基金額の推移でございますが、先ほど申し上げましたように、年間約770万円の増収ですので、10年後で7,700万円、20年後で1億5,400万円という形なんですけど、先ほど申し上げました、この増収に伴う部分につきましては、あくまでも老朽化をしました施設の改修と更新等に係る費用を見ていまして、預金残高等につきましては、今後の修理等に使用するためという形で考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 住民説明会がいろいろな手をやったということですけど、これまでもごみの問題とか、いろんな問題が発生したときには、各公民館に出向いて担当課でやった、していましたよ。審議会にですよ、公民館長と温泉のホテル・観光関係の方がいるといってもですよ、1名ずつですよ。公民館長全員来て、公民館長が地区の放送をするのなら分かりますけど、以前は1千世帯ぐらいあったかもしれないけど、今は590世帯しか入っていません。その中にはホテルのオーナーもいると思いますけど、実際、どこまで浸透したと思っているのか。市民に優しい行政であってほしいと思えばですよ、それはするべきじゃなかったのかなと思います。

あと、その受益者増による金額を10年、20年と言われましたけど、30年、配管の改修をすれば30年、40年と使えると思います。そうすると、2億2,000万ぐらい、そして、2億8,000万ぐらいになっていきます。その基金がどんどん積み上がっていくんですけど、その時点で使用料をまた調整するとか、どうかするのか、そういうところの計画はあるのかですね、お願いします。

○水道課長（湯ノ口繁生） 議員おっしゃいます住民説明会についてですが、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、温泉使用者の各戸のほうにチラシ等で周知をしていますので、こちらのほうで周知がなされたものと水道課のほうでは判断をさせていただいているところでございます。

また、4番目の基金の推移についてですが、今回、審議会のほうで諮らせていただいたのは、7年度と12年度に2回に分けて値上げをという形の審議もさせていただきましたが、今回、7年度のみ改定で、12年度については社会情勢、そのときの基金の状況もありますので、またそのときに審議会等を開いて協議をすればというところで、審議会のほうでもまとまったところでございます。

○議長（西森三義） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております，議案第122号を除く18議案については，お手元に配布しております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第122号については，各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも，休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（西森三義） 次は，日程第33，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は，本市をはじめ，県内全市町村で構成し，後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては，鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により，市議会議員から6人を選出することとなっておりますが，現在，2人の欠員が生じております。令和6年7月11日に告示を行い，候補者の届出を締め切ったところ，候補者の届出数が選出すべき議員の2人を超えたことから，同規約第8条第2項及び第9条第3項の規定により選挙を行います。

この選挙は，同条第4項の規定により，全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので，会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち，当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては，会議規則第32条の規定に関わらず，有効投票のうち，候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって，選挙結果の報告につきましては，会議規則第32条の規定に関わらず，有効投票数のうち，候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は，投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（西森三義） ただいまの出席議員は，17名であります。

候補者名簿を配布いたします。

〔候補者名簿配布〕

○議長（西森三義） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（西森三義） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（西森三義） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効票として取り扱います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（西森三義） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

○議長（西森三義） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に下川床泉議員、松下知恵議員、前原五男議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（西森三義） 選挙結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票17票、無効投票0票であります。

有効投票中、川越桂路議員14票、柴立豊子議員3票。

以上のとおりであります。

△ 散 会

○議長（西森三義） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 高 田 チヨ子

議 員 前之園 正 和

第 3 回 定 例 会

令和 6 年 9 月 18 日

(第 2 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和6年9月18日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

#### 1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

#### 1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 15 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 16 番 議 員 | 前之園 正 和 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |          |         |

#### 1. 欠席議員

な し

#### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 黒 永 英 樹 |
| 教 育 長   | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長 | 渡 部 徹 也 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 鴨 崎 一 郎 | 農 政 部 長 | 内 村 喜代志 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長 | 紺 屋 聖 一 |
| 総 務 課 長 | 濱 上 和 也 | 危機管理課長  | 打 越 貴 人 |

|                 |           |                 |           |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| 市 民 課 長         | 貴 嶋 昌 代   | 環 境 政 策 課 長     | 安 留 和 信   |
| 国 保 介 護 課 長     | 大 牟 禮 伸 英 | 長 寿 支 援 課 長     | 上 川 床 聡   |
| 健 康 増 進 課 長     | 渡 部 晃 子   | 観 光 施 設 管 理 課 長 | 園 田 浩 一 郎 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 竹 山 修 一   | 農 政 課 長         | 前 薊 洋 一   |
| 学 校 教 育 課 長     | 船 間 秀 仁   | 危 機 管 理 課 主 幹   | 鎌 迫 明 寛   |
| 地 域 福 祉 課 主 幹   | 松 澤 ル ミ   |                 |           |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|               |         |                   |         |
|---------------|---------|-------------------|---------|
| 事 務 局 長       | 池 水 拓 也 | 主 幹 兼 調 査 管 理 係 長 | 下 川 裕 一 |
| 主 幹 兼 議 事 係 長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査         | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） おはようございます。2番、幸福実現党、松下知恵です。

はじめに、台風10号によって被害に遭われた市民の皆様にお見舞い申し上げます。1日も早い復旧をお祈りいたします。

それでは、通告に従い質問に入ります。

一つ目の質問は、マイナ保険証についてです。2023年6月、マイナンバー法などが改正され、現行の健康保険証が廃止されることが決まりました。本年12月2日より、保険証の新規発行はできなくなり、マイナ保険証への移行が求められています。もちろん、マイナ保険証の前提となるマイナンバーカードの取得はあくまでも任意であるため、マイナ保険証の取得は義務付けられておりません。マイナ保険証を持たない人に対しては、現行の保険証が廃止される12月2日から1年間の猶予期間の間に資格確認書が交付され、こちらを利用することで健康保険を利用した医療を受けることができます。しかし、実際、市民の声は不安がいっぱいです。特に高齢者の方々は、今の保険証がなくなったらどうなるのかとか、資格確認書の存在も分かっていच्छやらないし、市役所からお知らせなんかも来るけど意味が分からないとおっしゃる方もいच्छやいます。国の性急な制度変更にデジタル弱者が置き去りにされている感は否めません。そこで、市民の方々の声と私自身も疑問に思うことを質問させていただきます。

まず、1回目の質問といたしまして、資格確認書の交付についてお伺いいたします。12月2日から健康保険証の新規発行ができなくなり、マイナ保険証を保有していない市民は資格確認書が交付されますが、これまでの健康保険証との違いをお聞きいたします。形状、素材、記載内容、使用方法など変わのでしょうか。

二つ目の質問は、教員不足についてです。8月27日の新聞報道によると、成り手不足の教

員の処遇を改め、人材確保につなげる狙いで、文部科学省が公立小中高校などの教員の残業代に当たる教職員調整額を増額する案をまとめたとの報道がありました。このように、全国的にも教員不足は深刻な問題でもあります。そこで、1回目の質問といたしまして、本市の教員数の状況についてお伺いいたします。9月1日現在の教員定数に対する本市の小学校、中学校、高校の常勤の教職員の配置状況はどうなっていますか。今後の見通しと併せて教えてください。

3つ目の質問は、指定ごみ袋についてです。1回目の質問といたしまして、昨年の9月議会において、燃えるごみの指定ごみ袋の1番小さいサイズをもう少し小さくできないのか。また、鳥取県や長崎県の自治体において、レジ袋を燃えるごみの特小サイズの指定ごみ袋として利用できる取組を実施していること。南九州市の川辺地域で、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの区別のない共通のごみ袋を使用していることなどの情報提供をして、本市もこのような取組を取り入れ、ごみ袋の改善はできないのかと質問させていただきました。これに対して、様々な点を総合的に判断する必要がある、今後、調査研究を行うという答弁をいただきました。市民の方々からごみ袋はどうなったのかと聞かれますし、私自身も、その後、どのような調査研究がなされたのかお聞きいたしたいと思いますので、1年が経過した今、調査研究した結果をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

まず、松下議員の御質問であります。指定袋についてお答えさせていただきます。ちょうど1年前の9月議会で御質問いただいたというふうに記憶しておりますが、燃えるごみの指定ごみ袋の小さいサイズの容量については、以前は20ℓでしたけれども、多くの市民からの要望を受けて、令和元年度から25ℓに変更したという経緯がございます。昨年の議会以降に調査した結果についてですけれども、近隣の自治体においても最も小さいサイズが25ℓと、うちの市と同じようにしているところも数多くあり、また、県内の他の自治体においては、以前は25ℓよりも小さい特小サイズのごみ袋を作っていましたが、廃止した例もあるようでございました。燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみのごみ袋を共通の袋に統一することについては、種類ごとに回収する業者や運搬先、積み降ろしの場所が全部異なるために、収集と処理の運用面、両方で混乱することが予想されます。また、南九州市の川辺地域においては、種類別にあるごみ袋を共通の袋にしていたのですが、今年10月から、南薩地区の衛生管理組合のごみ処理施設エコの杜の供用開始に合わせて、種類別のごみ袋に変更していくというふうに伺っているところであります。また、次に、他自治体においては、15ℓ程度の特小サイズの指定ごみ袋として使えるレジ袋を販売する取組がありますけれども、本市が推進しておりますマイバッグ運動との兼ね合いや、ごみステーションに出されるごみ袋が小さくなりますと非常に個数が増えてくるということで、収集効率の悪化も懸念されるところであります。

す。ごみ袋製造に関しましては、同じ種類の袋を大量発注することで費用を抑制していますので、特小サイズを追加しますと小サイズの発注枚数も同時に減少しまして、販売価格に影響を及ぼすという可能性もあることから、今のところ現行のサイズを維持したいというふうに考えているところであります。

他の質問につきましては、関係部長から答弁させます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** マイナ保険証についてのうち、資格確認書の交付についての御質問でございます。国から示されましたマイナナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、再発行を含め新規交付が終了いたします。原則としてマイナ保険証で医療機関等を受診することになりますが、マイナナンバーカードを取得していない方や、マイナナンバーカードに健康保険証を紐付けされていない方などについては、以後、資格確認書で医療機関等を受診することになります。資格確認書には、氏名、生年月日、被保険者番号、記号、保険者情報等が記載され、これまでの被保険者証と同様に医療機関等を受診することができます。ただし、マイナ保険証とは異なり、医療機関や薬局に病歴や服薬情報を提供することはできません。なお、資格確認書の形状は、カード型、はがき型、A4型の3種類から各保険者が選択をすることになりますが、本市の場合、現行の被保険者証と同じサイズのカード型の紙ベースのものになる予定でございます。

**○教育部長（紺屋聖一）** 本市の市立学校における常勤である教職員の配置状況でございますが、本市では9月1日現在、小中高等学校の教職員定数301人に対して、常勤である教職員が未配置となっている学校はありません。ただ、今後、育児休業や休職などを取得する教職員がいた場合、代替となる臨時的任用教員の確保には時間を要することが多いため、一時的に未配置となる可能性はあります。

**○2番議員（松下知恵）** それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

資格確認書は、形状、記載内容もこれまでの健康保険証とはほぼ変わらず、医療機関も受診できるということで、きっと皆さん安心されることと思います。では、その資格確認書をもらうためには市役所に行かないといけないのだろうかという声も聞かれます。資格確認書の交付には申請が必要ですか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 資格確認書についてですけれども、原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付することとなっております。その申請については、被保険者から保険者に申請書を提出することになります。ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない方、その他保険者が必要と認めた方については、本人の申請によらず交付する予定でございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、資格確認書の交付時期はいつごろですか。お伺いします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 先ほど申し上げましたとおり、当分の間、マイナ保険証を保有

していない方、その他、保険者が必要と認めた方については、本人の申請によらず資格確認書を交付いたします。本市におきましては、現行の被保険者証の有効期限が令和7年7月31日までとなっておりますので、令和7年7月末までに交付いたします。なお、短期被保険者証で受診されている方や資格証明書が発行されている方、年齢到達により負担割合が変更となる方についてはですね、随時、交付していきたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、資格確認書には有効期限がありますか。お伺いします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 資格確認書の有効期限についてですけれども、最長5年間ということで国が示しておりますけれども、本市においては有効期間を1年間としまして、毎年7月31日が有効期限と設定する計画でございます。ただし、期限までに70歳及び75歳の年齢に到達される方については、あらかじめその年月日までの有効期限が印字される見込みでございます。なお、毎年7月更新時点でマイナ保険証を持っていない方には、次の更新時まで有効な資格確認書を一斉交付いたします。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、70歳や75歳の年齢到達者は負担割合や制度が変わりますが、高齢の方々が不安にならないよう対策を講じていますか。お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 70歳に到達する国民健康保険被保険者及び75歳の年齢到達者には、医療費の窓口負担割合が変更されたり、後期高齢者医療制度に移行することから、対象者に対して毎月説明会を開催しております。説明会では、制度への理解と関心を深めていただくために、マイナ保険証を利用した際のメリットや事前登録の案内、また、12月以降は被保険者証の代わりに資格確認書を交付することになりますが、その使用方法や医療機関などに提示することで従来どおり受診ができることなどを説明しております。全ての方々が安心して確実に保険診療を受けられるよう、今後も適切な対応に努めていきたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。でも、マイナ保険証の制度の中身さえ把握していない高齢者の方がほとんどです。担当の職員の方が、私の様々な疑問に対しても本当に事細かに説明してくださり、新たに始まろうとしているこの制度に市民の方々が困らないように手を尽くしてくださっていることもよく分かりました。やはり、デジタル弱者であると言っても過言ではない高齢の方々が困らないように、考えつく限りの手を尽くしていきたいと、お願いいたします。

では、会社などを辞められて国保に加入した際に、手続に時間を要し、無保険状態になることが想定されますが、医療機関をすぐに受診したい場合、資格確認書は即日発行ができますか。お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 社会保険を喪失した際に発行されます健康保険資格喪失連絡表

などの必要書類が揃っていれば、資格確認書は即日発行でき、医療機関等も受診可能となります。ただし、マイナ保険証を使用して医療機関等を受診する場合は、個人データの移行に4日から1週間ほど要するため、その間は有効期間の短い資格確認書を発行することも検討しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 資格確認書は様々なケースがあり、資格確認書を発送する対象者が複雑すぎるのではありませんか。全ての国民健康保険加入者に資格確認書を一律に送付するのが実務上の負担が最も軽減され、効率的ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 資格確認書の発行につきましては、一時的な代替措置として講じられております。資格確認書を全員へ交付することはマイナ保険証への早期移行を妨げることになりますので、全ての被保険者に交付することは今のところ考えておりません。

**○2番議員（松下知恵）** そうなんですね。でも、停電時やシステム故障によりマイナ保険証が使えない場合も想定して、紙の資格確認書は必要じゃないかと考えます。一律に送付することは無理でも、何かそういう緊急時の対応は必要かと思いますので、御検討をお願いいたします。

次に、マイナ保険証の利用状況についてお伺いいたします。医療機関の窓口でもマイナ保険証の提示を求める案内をよく見かけます。指宿市のマイナ保険証利用者の状況はどうなっていますか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 令和6年8月末時点で、本市のカード保有枚数は2万9,712枚、保有率は78.4%で、鹿児島県では79.8%、国全体では74.8%という状況になっております。本市の国民健康保険被保険者におけるマイナ保険証の登録率は、7月18日時点で71.94%となっております。また、外来で医療機関を受診された方のうち、マイナ保険証を利用された方は、令和6年6月末で受診者全体の26.77%となっているところでございます。なお、後期高齢者医療保険におけるマイナ保険証の登録率は、令和6年6月末時点で66.1%となっており、利用率は21.42%となっているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 利用率はいずれも30%以下なんですね。では、厚生労働省が各保険組合にマイナ保険証の利用率アップの目標設定を促す通知が本年1月に出されましたが、本市もマイナ保険証の利用率アップの目標設定を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 厚生労働省は、令和6年11月末時点で、マイナ保険証利用率の目標値を50%と示しております。本市も国の目標値を参考に、令和6年5月時点で20%、8月時点で35%、11月時点で国と同様50%を目標として段階的に掲げているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、利用率が伸びていると聞きますが、その要因は何ですか、お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** マイナ保険証の利用促進のため、市の主な取組としましては、ホームページや広報紙掲載による利用勧奨、マイナ保険証での受診では限度額適用認定証が

不要であることなど、マイナ保険証を使うメリットなどの周知活動を行っているところでございます。また、市内の全医療機関においてカードリーダーの設置がなされ、マイナ保険証の利用登録ができることとなり、利用登録の機会が増えたことや、窓口におけるマイナ保険証利用の声掛け、チラシ・ポスターの掲示など積極的な勧奨がなされたことなどに合わせて、医療機関に対するマイナ保険証の利用率増加に応じた支援金の交付も利用率向上の後押しになったものと思っていますところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、利用率が目標値に達しなかった場合にペナルティーはありますか。お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** マイナ保険証の利用率につきましては、医療機関、薬局、保険者などが一体となって利用促進に取り組んだ成果として表れるものであり、保険者だけの取り込みによって決まるものではないため、設定した目標値を達成できない場合のペナルティーは現時点では設けられていないところであります。なお、令和6年11月時点で利用率が50%を超えた場合には、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、保険者インセンティブ制度における総合評価の加点対象とされることが検討されているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、マイナ保険証は登録解除ができるのですか。できた場合、その被保険者に対して、保険者としてどのような対応をとられる予定ですか、お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** マイナ保険証登録の解除申請受付は、令和6年10月頃をめどに開始するよう厚生労働省から通知がされているところでございます。本市におきましては、現在、システムの改修を依頼しておりまして、12月2日から解除申請の受付ができるようになる予定であります。後期高齢者医療保険については、県内統一にて、10月1日から申請受け付けを開始する予定であります。マイナ保険証の利用登録の解除につきましては、加入する医療保険者に申請をしていただきまして、申請を受け付けた保険者は、医療保険者等向け中間サーバーを通じまして、オンライン資格確認等システムに解除希望者の登録を行います。あと、申請から一定期間経過後に健康保険証利用登録が解除されますので、申請者が有効な健康保険証を保有していない場合には、申請受付と同時に資格確認書を本市として交付いたします。既に発行済みの国民健康保険被保険者証をお持ちの場合は、有効期限が切れる前に資格確認書を交付する予定となっているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。次に、マイナンバーカードを紛失した際の手続きはどのようにすればよいのでしょうか。また、再発行までにどれくらいの期間を要しますか。あと、マイナ保険証の利用登録をしている方は、再度、登録が必要ですか。再発行までの期間に医療機関を受診するにはどうしたらよいのでしょうか、お伺いいたします。

**○市民課長（貴嶋昌代）** マイナンバーカード紛失の際には、まずは市の窓口にご相談いただきたいと思います。紛失時の手続としては、マイナンバー総合フリーダイヤルに機能停止の

手続をし、必要に応じて警察に遺失届けを提出した上で、市の窓口でカード再発行を申請することになりますが、再交付には手数料が1千円必要となります。また、再発行期間については、現在は通常の申請と同様におおよそ1か月程度かかっていますが、令和6年12月2日から紛失された時などに利用できる特急発行の仕組みが開始され、最短5日でカードの交付が可能となる見込みです。なお、紛失したカードが既に保険証の利用登録済みである場合は、改めてマイナ保険証の利用申請をする必要はございません。再発行までの期間内に医療機関等を受診される際は、12月1日までは通常の保険証を発行し、12月2日以降は、おおむね1か月間有効な短期の資格確認書を発行することとしております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。それでは、マイナンバーカードの有効期間はありますか。また、カード自体の更新や電子証明書の更新の際、事前に通知が届くのでしょうか。マイナンバーカードの更新時に、マイナ保険証の利用登録者が、例えば入院したり、高齢者の方であれば施設に入所したりして、自分で更新できない場合はどうなりますか、お伺いいたします。

**○市民課長（貴嶋昌代）** マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上の場合は発行から10回目の誕生日まで、18歳未満の場合は発行から5回目の誕生日までとなります。ただし、マイナ保険証で使用する電子証明書の有効期限は発行から5回目の誕生日までとなりますので、カード申請時に18歳以上であっても5回目の誕生日までには電子証明書の更新をしていただく必要があります。いずれの場合であっても、有効期限の3か月前には本人宛に封書による通知がなされます。

次に、施設入所や入院、御自宅で介護を受けているなどの理由で、御自身でカードの手続が困難な方がいらっしゃるかと存じますが、現在、これらの方を対象に、職員が直接施設や御自宅を訪問する出張申請サポートというものを行っております。電子証明書の更新手続については、通知に添付されている委任状を使用した代理人による手続が基本となりますが、それでも申請が困難な方には同様のサポート体制を整えていきたいと考えているところで

**○2番議員（松下知恵）** では次に、マイナ保険証に関わる広報についてお伺いいたします。冒頭にも申し上げたように、高齢の被保険者にはマイナ保険証の情報が浸透していないように思います。制度の内容について誤解が生じないよう周知が図られているのでしょうか、お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** マイナ保険証も含めまして、マイナンバーカードの利用につきましては、十分に理解されないまま短期間に普及策が進められたことで、これまで多くの不安や懸念の声を聞いているところでございます。マイナ保険証の登録や利用促進につきましては、先ほど申し上げましたけれども、市の広報紙及び市ホームページ等に啓発記事を掲載し、また、前期高齢受給者証説明会、後期高齢者医療年齢到達者説明会、保険証の更新時の

チラシ配布など、十分な時間をかけまして市民の皆様に制度の説明と手続を行っているところでございます。また、マイナンバーカードの普及におきましては、市民課に専用窓口を設置するなど、制度案内や申請方法などについて相談に随時応じているところでございます。マイナ保険証がないと病院受診ができない。健康保険証がなくなるから12月以降はマイナ保険証がないと窓口で一旦10割負担になるといった不安や懸念、誤解を招くことのないよう、今後も適切な対応に努めていきたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 集落長さんや民生委員の方々の力もお借りして、高齢者の方々に周知が徹底されることをお願いいたします。

では、厚生労働省は、マイナ保険証を推進するためにメリットのみを大きく広報されているように感じます。マイナ保険証にはもちろんメリットはあると思いますが、デメリットについての広報はあまり見たことがありません。これでは市民にも正しい情報は伝わっていないと思われれます。そこで、市ではマイナ保険証のメリット、デメリットについてどのような周知をされていますか、お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 先ほど申し上げましたとおり、マイナ保険証の登録や利用促進の周知等につきましては、市ホームページ、あと各種説明会等でチラシ等を基に説明を行っているところではありますが、まず、マイナ保険証のメリットについてですけれども、初めての医療機関等でも特定検診情報や薬剤情報などデータに基づく最適な医療受診ができること。マイナポータルを利用しまして本人の特定検診情報や薬剤情報、あと医療費通知情報が閲覧できること。就職、転職、引っ越しをしても健康保険証として使えること。限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されることなど、従来の保険証ではできなかった利便性について周知をしているところでございます。あと、デメリットについてですけれども、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限が切れると利用できなくなることや、カードを紛失すると再発行まで時間がかかるなどのことをお伝えしているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** デジタルに依存しすぎると、災害や停電時など端末が使えず、本人確認ができない場合もありますが、そういった場合の対処はどうするのでしょうか、お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 本市の国民健康保険に加入している被保険者には、令和7年7月31日までを有効期限とした被保険者証を交付しておりますので、令和7年7月までは通常の被保険者証を用いた保険診療は可能であります。なお、カード読み取り機器の不具合、通信トラブル、停電などによりまして医療機関等でマイナ保険証を読み取れない事態が発生した場合には、医療機関に用紙を設置していますけれども、被保険者資格申立書の提出又は電話等による資格照会をしていただく。あとは資格情報のお知らせというのをお配りしますので、マイナ保険証を利用されている方、そこら辺をもちまして本人確認、あと、どこの保険者だ

ったかというのが分かるようにですね、医療機関のほうでそういった対応をしていただくことで問題なく受診が可能だと思っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。今はマイナ保険証に紐付けされた個人に関する情報が漏えいするリスクはないのでしょうか、お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** マイナンバーカードの漏えいが起こる主な原因としましては、サイバー攻撃であったりとか、人的ミス、内部脅威、個人情報の売買ですね、あとコンプライアンス上の問題、危機管理意識の欠如、システム上のトラブルの五つが考えられるところでございます。マイナンバーカード本体に搭載されておりますＩＣチップには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されておられません。また、健康保険証として利用する場合も、自身の特定検診結果や薬剤情報がＩＣチップには記載されておられません。仮に紛失や盗難があっても、マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡することで、24時間365日体制で一時的に利用停止ができるようになっているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。今は、マイナンバーカードのサイバー攻撃は日本国内でも大きな懸念事項となっております。情報漏えいリスクがゼロでない以上、市民の信頼を高めるためにもそうした対応はしっかりとしていただきたいと思います。

では、繰り返しになりますが、マイナ保険証のデメリットについてお聞きいたします。マイナ保険証のデメリットはないのでしょうか、お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** マイナ保険証のデメリットとしましては、医療機関での受診の際は月1回の被保険者証の提示でよかったものが、マイナ保険証利用時は、毎回、マイナ保険証の提示が必要となりました。その他、先ほど答弁いたしましたが、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限が切れると利用できなくなること。あと、カードを紛失しますと再発行までに時間がかかることなどが挙げられるところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 今回、マイナ保険証について様々に質問させていただきました。新たなシステムを導入するにあたり、職員の方々の御苦勞もお察しいたします。本当にありがとうございます。でも、このマイナ保険証に納得できていない市民も多いはずで。私自身も、そもそもマイナンバーカードの取得はあくまでも任意であったはずなのに、どうしても合点がいきません。市民の方々、特に高齢者の方々は、今の保険証で何の不便もないのに、何故、変えなきゃならないんだらうかとおっしゃいます。そこで、最後に市長にお伺いいたします。国の政策とはいえ、国民にも、もちろん市民にも浸透していないマイナ保険証が実質義務化されることについてどう思われるかをお聞きいたしたいと思います。

**○市長（打越明司）** 議員が質問されました、なんでかなという質問は私も市民から受けることがございます。そういう素朴な疑問というのを抱いている市民が多いということは、私も実感しているところではあります。その中で、この1961年と言いますと63年前ですが、国民健康保険制度が全国に普及をして、全ての国民が年齢や住所に関係なく公的な健康保険への加

入が義務付けられるようになり、今では世界に誇れる国民皆保険制度、すなわち誰でもいつでもどこでも保険医療が受けられるようになったというのが今から半世紀前になるわけですが、この半世紀の間に、社会情勢やライフスタイルも大きく変化をして、国民保険制度も大きく変化をしてまいりました。今、正にマイナ保険証という新たな抜本的な改革が進められており、国が定めた法律に基づいて、令和6年12月2日以降、従来の保険証は新規発行できなくなる、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになります。私ども指宿市として1番大事なことは、こうした大きな抜本的な改革や制度の移行があるときに、そこで何か市民の方々に大きな不利益が生じたり、知らなかったが故にそういった手違いが起こるような、そういったことを本当になくするための十分な準備が必要だというふうに感じているところでもあります。マイナンバーカードにあたっては、これまでの取組の中で、データの誤登録、あるいは個人情報の漏えいなどがありました。こうしたトラブルが国民の信頼を大きく揺るがしているのも事実であります。一方で、このマイナカードは、国民の信頼こそが、このマイナ保険証が十分普及していくための大前提になっているという事は言うまでもありません。しかしながら、マイナンバーカードの件を含め、マイナ保険証については、私たちに十分に理解されないまま短期間に普及策が進められてきたことで、これまで多くの方が不安や懸念を抱いていることは、十分に、今申し上げたとおり聞き及んでいるところでもあります。マイナンバーカードについては、安全で確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールとして、社会全体のデジタル化を進める上で重要なインフラであることは間違いないんですが、デジタルに依存しすぎると、天災や自然災害などで、停電や機器の不具合などにより、その恩恵が受けられないこともあります。つい先だっの台風でも指宿の8割以上の家で停電があって、長いところは3日間停電でしたけれども、そうしたことに對する恩恵というのは改めて感じる所でありました。また、今後は、アナログな保険証に代わってマイナ保険証で医療機関、薬局を受診していただけることで、利用者本人の健康や医療に関する情報に基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなど、従来の保険証でできなかったことができるようになることはメリットであろうというふうに先ほどから申し上げている内容であります。また、これらのメリットを市民や医療関係者に実感していただくとともに、マイナ保険証の運用に際して、プライバシーの侵害、情報の漏えい、カードの悪用といったような不安要素を少しでも解消しながら、保険証廃止を混乱なく迎えられるように入念に準備していくことが私どもにとっては大切なことだというふうに認識しています。指宿市といたしましては、安全な制度としてマイナ保険証への切替えを御理解いただき、全ての方が安心して確実に保険診療を受けられるよう今後も適切な、そしてまた、丁寧な説明と対応に努めていくことが必要だと思います。結びになりますが、国民の1人として、市民の1人として申し上げれば、先ほど答弁の中にもありましたけれども、国保で、今、被保険者の中でマイナ保険証に登録していないという方々が30%近くいるわけ

です。また、今、外来で来られている方々の中で利用しないと、従来の紙の保険証を出している方々が73%以上いる。これは75歳以下の方々であります。75歳以上の後期高齢者医療保険の方々でもですね、約79%の方々が窓口では利用しないという状況が現在あるわけです。これは、議員はやっぱり高齢者の方が不自由なのかなというふうなお話でしたけれども、実は若い方々も含めて利用しない方々が随分おられる。このことについては国の方はやっぱりしっかりとそれを受け止めていただいて、どうしてみんなが利用してくれないのか、そのことに心ずく必要があるなというふうには常々感じています。現在、与党の中での総裁選挙をやっている最中でありまして、その中でも候補者間で、このマイナ保険証の導入については、もう少しゆっくりした方がいいのではないかという意見と、いや、決めた通りやった方がいいという意見、二つに分かれているようでありまして、これは日本中でそういった受け取り方があると思います。まず一つ、この現場での皆さんの利用の在り方について、どうしてだろうということから、しっかりと受け止めた適切な対応をしてほしいものだなというふうに国民の1人として願っているところであります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。国は、国民の理解や同意もそこそこに、多額の予算を投じて、マイナンバーカード、マイナ保険証、そして、マイナ免許証を次々に導入しようとしています。私は、デジタル自体を否定するわけではありません。スマホだって、このタブレットにしても、使いこなせるようになると便利だなと思います。マイナ保険証のメリットもただいま答弁いただきました。でも、先ほどの市民の声ではありませんが、多額の予算、それは私たちの税金です。多額の税金を投じて、それを今やる必要があるのかと疑問です。政府が急ぐには、急ぐだけの理由があるのではと勘ぐってしまいます。全ての個人情報政府の機械のところでAIでコントロールできて、それを悪用しませんと言っても、悪用する人が悪用しますというはずはありません。悪用していなくとも、これに侵入して盗む人は必ず出てくるのではないかと思うのは私だけでしょうか。マイナンバーがインフラとなり、資産課税を可能にすることや、技術的にマイナンバーを活用すれば国民監視を行うこともできます。国民の幸せという目的のための手段であったマイナンバー制度も、マイナンバー制度自体が目的そのものになってはいませんかと投げ掛けさせていただき、本質問は終わります。

それでは、教員不足についての2回目以降の質問に入ります。現在、本市では未配置ではないとのことですが、新たに代替となる教職員の数も必要になります。本市の学校で、令和5年度から令和6年度1学期までの間に自己都合退職をした教職員や休職をした教職員が何人いたかを教えていただきたいと思います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 本市の市立学校の小中高等学校において、令和5年度に自己都合退職をした者は9人であり、令和6年度1学期は1人でした。また、令和5年度に休職した常勤の教職員は8人いましたが、令和6年度1学期も継続して休職している者は3人です。

**○2番議員（松下知恵）** 本市には、小学校が9校、中学校が5校、指宿市立の高校が1校ありますが、今、答弁していただいた人数が多いのか少ないのかは分かりませんが、退職されたり休職されたりするその理由は、教員不足の要因にもつながる部分があるのかなと思います。そこで、今、都市部と比較して地方では教員の採用が困難な場合が多いと言われて、教育の質にも影響を及ぼしているのではと懸念されますが、教員不足の要因についてお伺いいたします。現在、起きているいわゆる教員不足の一般的な要因は何だと思われますか、教えてくださいと思います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 教員不足の要因として、特別支援学級数が急増したことにより見込み数以上の教職員が必要になっていることや、これまで未配置を補ってきた臨時的任用教員の経験者を中心とする既卒者の採用が進み、人材が減ったことなどが挙げられます。

**○2番議員（松下知恵）** 特別支援学級の急増が教員不足の一つの要因とおっしゃいましたが、指宿市においても特別支援学級は増えているのですか。教えてくださいと思います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 本市の小中学校14校において、令和4年度に37学級あった特別支援学級が令和6年度は47学級になっており、3年間で10学級増えております。

**○2番議員（松下知恵）** 少子化の影響で一般学級の児童生徒数は減少していると思われますが、特別支援学級の設置の数はこの3年間で10学級も増えているんですね。特別支援学級の教員となると、その専門性も要求されるであろうし、児童生徒に対して個別の支援や指導も必要ということで、一般学級より負担も大きいのではないかと推測されます。この特別支援学級で働く教員の確保も難しいということなんですね。

では、全国的に離職率や休職率も上がっている中、報道等で教員採用試験の倍率も下がっていると聞きました。教職員の成り手が減っている中で、県の教員採用試験では受験者を増やすためにどのような工夫が行われているのでしょうか、教えてくださいと思います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 鹿児島県教育委員会は、今年度の教員採用試験から、受験者数確保のため、民間企業の採用活動を意識し、試験日程を3週間前倒しました。また、受験年齢要件を54歳から59歳に引き上げたり、次年度、小学校教諭を志望する学生が大学3年生のうちに一次試験の内容の一部である教職教養を受験できる制度を設けたりしています。

**○2番議員（松下知恵）** そうなんですね。教員採用試験の倍率が1番高かった頃は、1970年代から1980年代にかけてだそうです。ここにいらっしゃる田之上教育長が受験される頃ですね。そこまでの倍率は望みませんが、県教育委員会のこの新たな試みが功を奏することを願います。

教員不足の要因の1つとして、報道等では長時間労働と過重な負担を挙げています。その部分を解決しようと、文部科学省は教職員調整額を増額しようとしています。私はお金の部分だけではないと思います。ここからは、教職員の校務の実態についてお伺いいたします。まず、教職員は学校でどのような校務を行っているのでしょうか。教諭を例に、一般的

な校務の内容を教えていただきたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教諭の場合、最も時間を費やすのは授業であります。その授業を進めるために、教材研究やプリント作成などの授業準備が必要になります。そのほかに、生徒指導や進路指導、自分の担当している校務に関する資料作成や各種調査への回答、児童生徒の保護者や地域の方への対応など、校務は広範囲にわたります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。教職員の校務は広範囲に渡るとのことですが、教職員が未配置の学校では、その校務を進めるためにどのような対応をしているのですか、教えてください。

**○教育部長（紺屋聖一）** 4月当初から、未配置が生じる場合は、配置されている教職員の中から学級担任を優先的に決定し、その他の校務は全職員で分担します。一方、年度途中で未配置が生じた場合は、代替が配置されるまでは教頭やその他の教職員が未配置分の校務を補っています。いずれの場合であっても、学校は、教職員の未配置によって子供たちの教育活動にできるだけ影響が出ないように組織的に対応しております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、先ほどの答弁にもありましたが、指宿市内の学校でも休職されている教職員の方がいらっしゃいます。今後、精神疾患などによる教職員の休職によって未配置が生じる場合もあると思います。それらを防ぐために、市教育委員会としてどのような取組をしているのか、教えていただきたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教職員が精神的に安心して業務を進められるように、管理職研修会等では、教職員同士が互いに支え合い、思いを分かち合える雰囲気の中で、職場の同僚性を高める働きやすい環境づくりを繰り返しお願いしております。また、今年度は、市内教職員を対象にハラスメントに関する講演を行いました。さらに、悩みを抱えている教職員に早期に気づき、適切な対応が取れるように、年2回のストレスチェックを実施しているところであります。

**○2番議員（松下知恵）** 教員になっている方々は、先生にでもなろうかなと思って教員を目指したのでは決していないと思います。学生時代、あんな先生になりたいと教員という仕事にあらがれたり、子供が好きで子供と関わる仕事をしたいと思ったり、志を持って小中高・大学と一生懸命勉強をして、今、先生という職業に就いていらっしゃると思います。でも、特に新任の先生方は、思い描いていた理想と現実のギャップに悩み、苦しんでおられる方もいらっしゃるかもしれません。でも、もし、自分の目標とする教育、理想とする教育と今は違っていても、苦しんだり、自分の思い通りにならないという厳しさを学んだりしたことが、必ずその人の魅力に変わっていき、子供たちを惹きつけていくような先生になるとと思います。私は、現職の熱い思いを持って若い先生方の指導に当たっている校長先生、教頭先生を知っています。そのような先生方の下で、どうぞ若い目を潰さないよう、教育委員会としても御指導をよろしく願いいたします。

先ほど、教職員の校務の一つに保護者への対応を挙げられました。学校は保護者にどのような姿勢で対応しているのでしょうか。また、保護者から度を越した要求があった場合、学校はどのように対応するのでしょうか、教えていただきたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教職員と保護者は、子供の良き理解者として日々連携しながら子供の成長に関わっていくことが大切であり、そのためには教職員と保護者との間に信頼関係が構築されることが必要であります。校長は、教職員に、日頃から保護者に対しても丁寧な接遇を心掛けること。保護者との間で問題が生じた場合は、1人で抱え込まず、管理職や他の教職員に相談しながら対応するよう指導しております。また、保護者から過剰な苦情や不当な要求があった場合は、組織として毅然とした対応を取ることや、市教育委員会や関係機関などと連携しながら対応していくことを確認しているところであります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。私は、子供たちが学校へ通う頃、朝7時頃、行ってきますと家を出て、夕方ただいまと帰ってくる子供たちを見て、一日の大半を学校で過ごす子供たちにどれだけ先生方が愛情をかけて見守り、育ててくださっているのだろうと感謝しておりました。私は決して上から先生方に感謝しなさいとは申し上げませんが、保護者の方々もちょっと視点を変えて、そういう優しい気持ちを持ってくださることを願います。先生方も御自身の教育に対する取組、児童生徒への指導、是非、自信を持っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。6月議会において、同僚議員の教員の質、また、数についてどのようにお考えですかという質問に対して、田之上教育長が、教職の魅力をもっともっと発信して、先生という職業の魅力について、これから教職を目指してもらえるような学生諸君にアピールしていきたいと答弁されました。私は、それを聞いて、心の中ですばらしいと拍手をしておりました。そこで、最後に教育長に教員という仕事の魅力について伺いたします。私自身も、教職はすばらしい仕事だと思っています。そして、教職員が教職のすばらしさを味わうためには、自身の指導力を磨くことも大切だと考えています。そこで、教育長にお伺いたします。教員という仕事の魅力は何でしょうか。また、教員の指導力向上のために市教育委員会はどのような取組を行っていますか、お聞かせください。

**○教育長（田之上典昭）** 教員という仕事の魅力と、教員の指導力向上の取組についての御質問で、教職員の仕事の魅力についてですが、教師という仕事は、日々の教育活動を通して子供たちの成長に関わることができる、大変やりがいのある仕事だと私自身は考えております。様々な子供たちと関わり、喜怒哀楽を共にしながら一緒に学び、成長でき、なおかつ子供たちの変化を間近で感じられるというのが教職の魅力だというふうに考えております。しかし、その職をより魅力あるものとするためには、教職員自身も常に学び続けけることが必要です。指宿市におきましては、授業力向上のために授業で大切にすべきことをまとめたいぶ

すき授業ポイント5を作成し、各学校で活用することや、各学校の学力向上担当者が先進校を訪問し、質の高い授業に触れる機会を作るなどして教職員の資質向上に努めているところでございます。中高校生を対象とした、将来就きたい職業についての民間アンケートによると、今も教職は複数の調査で上位に入っております。先ほどの答弁の中にもありましたように、県教育委員会も様々な工夫をしながら多くの方に教職を志望してもらえよう取り組んでいるところでございます。市教育委員会としても、様々な施策を通して教育環境の充実を図るとともに、若い世代に教職の魅力を発信できるよう努めていきたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。今、どうしても教職にマイナスなイメージが先行しているようで残念でなりません。私は、先生という仕事は、児童生徒に対して一生を貫く影響を与えかねない存在であるということから、一労働者ではなく聖職だと思っております。そして、教育にはある意味で一種魔法のようなところがあると思います。仏教で縁起の理法という言葉があります。原因があつて、条件が加わり、結果が出て、影響が出てくる。簡単に言うと、努力は裏切らない。それが顕著に現れるのが学生時代だと思いますので、まずは先生方が自己研さんを積み、その後ろ姿で子供たちを指導してってください。教育長、先生という職業の魅力をどんどん発信してってください。そして、なんとかして、日本の学校教育に対するマイナスの引力から脱出して、この指宿から新しい風を吹き込んでいただきたいと期待しております。先生方にエールを送り、最後の質問に入ります。

それでは、指定ごみ袋について2回目の質問をさせていただきます。現在の状況は理解できましたが、将来的にごみ袋を小さいサイズに変更する可能性があるとしたら、そのタイミングをどのように考えているのか、教えてください。また、昨年の9月議会において、市から、ごみ袋の原材料を石油由来のプラスチックからバイオマスプラスチックへ転換することで、温室効果ガスの排出抑制、あるいは市のカーボンニュートラル達成の有効な手段として認識しているといった答弁がありました。今後、ごみ袋の材質をバイオマスプラスチックなどに変換する考えはないのか、お聞かせください。

**○環境政策課長（安留和信）** 本市では、今年6月から、これまで燃えるごみとして取り扱っていた100%プラスチック製品を資源ごみとして出せるようにいたしました。このことで、さらにごみの資源化が促進され、燃えるごみの減少が期待されますので、今後、ごみ袋を小さくしてほしいといった要望が増えてくる可能性もありますが、先ほど申し上げましたとおり、サイズを変更することに関しましては様々な課題があるところでございます。また、本市が推進するカーボンニュートラル達成のため、ごみ袋の原材料をバイオマスプラスチックなどに転換することについて調査いたしましたところ、現行の製造費と比較して2倍以上の価格になると試算され、現時点ではバイオマスプラスチックへの材料転換が困難なことから、今後の原材料の価格動向などを注視してまいりたいと考えているところでございます。このようなことから、ごみ袋のサイズや材質を変更するタイミングについては、市民からの

ニーズや市の財政状況などを総合的に勘案し判断する必要があると考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。日々の生活をやりくりしている主婦にとって、今、一番政治に訴えたいのは、残念ながら、マイナ保険証でも教員不足でもなく、一番生活に密着している物価高だったりごみ袋のことだったりです。10円でも20円でも安くなり、使いやすい指定ごみ袋にさせていただきたいとお願いいたします。

最後に、今、世間では自民党の総裁選を連日報道しています。政治と金の問題を大きく取り上げておりますが、私は、裏金問題ではなく、違う意味で政治と金は大事な問題だと感じております。金は税金です。私たちの血税です。余計な仕事を軽減して、小さな政府の実現、安い税金で努力が報われる社会にしたいと考えております。そのためにも、一地方自治体ではありますが、この指宿の力、声を上げていきたいと思っています。マイナ保険証にしても、いろんな方から、これは国で決まったことだからと言われました。NHKの朝ドラ「虎に翼」の中で、「何も変わらなくとも声を上げることが大事」というセリフがありました。私もそのとおりだと思います。これからも、マイナンバー制度にしてもごみ袋にしても、今は変わらなくとも声を上げ続けていきたいと思っています。執行部の皆さん、どうぞ御覚悟されて、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、まだまだ残暑厳しいですが、今年もまた庭の彼岸花が顔を見せてくれました。秋の訪れを期待して、一般質問終わります。ありがとうございました。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時16分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

**○8番議員（恒吉太吾）** 8番、恒吉太吾です。

執行機関、長と議会の関係について。2023年に地方自治法の改正が行われ、地方議会は自治体における重要な意思決定を行う場であると明記されました。地方議会は、権力分立の考えの下、執行機関を監視するといった重要な役割を担っていますが、この両者の関係をどのように捉えているか、お尋ねいたします。

次に、一般質問の答弁とその後の取組について。地方自治法や会議規則の規定の有無を問わず、質問は当然に認められるものであり、質問権は議員固有の権限とされ、その質問の果たす役割も重要となっています。一般質問では、議員は市が行う様々な取組内容や問題点に関し幅広く質問することができ、市執行機関は今後の事業の進め方や問題解決のための考えを答える場でもあります。やり取りや答弁は、市民の代表である議員が市の考え方をチェックし、市民の願いや思いをサービスに反映させる役割も担っており、議会による執行機関に

対する監視機能実現のために大変重要となっております。以上のような点を踏まえ、一般質問の答弁をどのように捉えているか、お尋ねいたします。また、質問後の取組について、併せてお尋ねいたします。

次に、スポーツ・イベントを通じた地域活性化について。スポーツ大会、合宿の令和4年度、令和5年度の実績についてお尋ねいたします。

次に、スポーツ大会合宿奨励金や奨励品の支給要件についてお尋ねし、1回目の質問いたします。

**○市長（打越明司）** 恒吉議員から、執行機関と議会の関係について、また、その一般質問の答弁、その後の取組等についての御質問をいただきました。地方公共団体において、首長と議員というのは、どちらも市民から選出された市民の代表であります。執行機関は、首長をトップとして、主に自治体における様々な施策を実施し、市民サービスを提供する役割を担っております。一方で、議会は、主に自治体の施策が適正に実施されているかどうかのチェックや、市民の多様な意見などを反映させるための政策提案などを行う役割を担っております。執行機関と議会は、自治体の発展と住民の福祉向上という共通の目標に向かって、いわば車の両輪となって自治体を運営していく関係ではないかというふうに認識をしているところであります。

議会での一般質問は、議員の皆さんが市民の声や意見、要望などを行政側に届ける場所であり、また一方で、行政運営に対する政策提案、あるいは意見交換が行われる重要な場所でもあります。また、議会での答弁内容につきましては、市民への説明責任、そして行政運営の透明性と信頼性を確保する上でも大切にしていかなければならないものと認識しております。その後の取組におきましても、その時々状況に応じて取組をしっかりと行っていくべきものだとは認識しています。私の場合には、それぞれの議会でもどのような答弁を直接したかというのを必ず事後にチェックをして、その一つ一つがどのように次につながっているのかというのを個人的にもチェックをしながら、できるだけ宿題を残さないように、できるだけ取り組めるものについては早速取り掛かるようにということを心掛けているところであります。

他の質問については、関係部長等に答弁させます。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 2番目のスポーツ・イベントを通じた地域活性化についてということで、スポーツ大会、合宿の実績ということについてのお尋ねでございます。市内の体育施設等を活用した100人以上のスポーツ大会の市外からの受入人数で申し上げますと、令和4年度が延べ5万572人、令和5年度が5万2,076人で、スポーツ合宿の受入延べ人数で申し上げますと、令和4年度が1万2,385人、令和5年度が1万861人となっております。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** （2）のスポーツ大会、合宿への奨励金や奨励品の支給要件についてということで、本市の奨励金、奨励品の詳細な支給要件を説明いたします。本市で

は、スポーツ大会や合宿を実施した市外の団体、個人が市内の宿泊施設を利用した場合に、奨励金又は奨励品を支給団体の希望の下、支給しております。スポーツ合宿の支給要件につきましては、練習や研修への参加を目的としたスポーツ活動又は芸術文化の活動に対しまして、市内の宿泊所に200人泊以上かつ延べ宿泊者数が30人泊以上の場合に、延べ宿泊者数に千円を乗じた額を、合宿団体又は宿泊所に対しまして20万円を上限に支給しております。

次に、スポーツ大会の支給要件につきましては、市内の体育施設等において九州大会以上のスポーツ大会を開催した場合に、その参加者が市内の宿泊所に宿泊することを条件とし、延べ宿泊者数が200人泊以上300人泊未満が10万円、300人泊以上400泊未満が15万円、400人泊以上が20万円を上限額として大会主催者に対しまして支給する要件となっているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** まず、一般質問に入る前に、今回ですね、オールドカーフェスタ、かいもん夏祭りの来場者数、また、開聞総合グラウンドについてお聞きすると通告してありますが、まず、なぜ開聞支所長がいらっしゃらないのか。関連して質問したかったのですが、なぜいらっしゃらないんですかね。

**○総務課長（濱上和也）** 今の、その開聞のオールドカーフェスタ、それから、かいもん夏祭りにつきましては観光施設管理課が担当となっておりますので、あくまでも開聞支所長は実行委員会の中の委員だということでお伺いしておりましたので、今回、中には入れていないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** その実行委員会にいるっていうことで、何か支所長から施設管理課にも要望などがあったように伺ったので、ちょっとお伺いしたいことがあったので尋ねたまででした。また後ほどこれに関しては質問させていただきます。

今、るる答弁いただきました。まず一つ目に、答弁をいただいた中で、一般質問の答弁は執行機関としての公式見解という認識でよろしいかどうか、お尋ねいたします。

**○総務課長（濱上和也）** 公式見解だと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 答弁が公式見解であるとするならば、その後の市としての一定の方針になるという認識でよろしいでしょうか。

**○総務課長（濱上和也）** 一定の見解というか、市の方針として答弁していると思っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 答弁はですね、議員個人に対してのものであると同時に、二元代表制という観点からすればですね、主権者である住民に対する答弁として捉えることができると思っております。その認識でよろしいでしょうか。

**○総務課長（濱上和也）** そのように認識しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 総務課長からお答えいただきまして、これが本当に共通認識で皆さん持っていらっしゃるのか、もう一度確かめたいと思いますので、産業振興部長にお伺いした

と思います。同じ質問になります。一般質問の答弁は、執行機関としての公式見解という認識でよろしいかどうか、お尋ねいたします。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 公式見解という認識でよろしいかと思いますが、ただ、その中で一定、説明を付け加えながら述べているということもありますので、そういったことも含めて御理解いただきたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** その一定の説明についてお伺いいたします。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 先ほど、最初の質問でもございましたとおり、市長が答弁いたしました内容でございますと、その後の取組というところで答弁を差し上げたと思いますが、その時々状況に応じて取組を行っていくべきというような認識があるということでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** その後、その後であるとしてもですね、二つ目になりますが、一定の方針になるという認識に変わりはないという認識でよろしいでしょうか。産業振興部長にお答えいただきたいと思います。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 議会での答弁というのは、そういった責任をもつての答弁というふうに解しております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 同じ質問の繰り返しになりますが、答弁は、議員個人に対してのものであると同時に、再度、二元代表制という観点からすれば、主権者である住民に対する答弁として捉えることができます。この認識、間違っていないでしょうか。産業振興部長に再度答弁をお願いいたします。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** はい、そのとおりであると思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 次の質問に移りたいと思います。

先ほどですね、スポーツ大会、合宿の実績について答弁をいただきました。全体の数についてはお伺いしたんですが、各施設につきまして、市営野球場、開聞総合グラウンド、フットボールパークですね、それぞれの実績についてお尋ねしたいと思います。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** それでは、それぞれ答弁させていただきます。新川床マリニ球場の100人以上のスポーツ大会の市外からの受入延べ人数につきましては、令和4年度が2,033人、令和5年度が1,150人で、スポーツ合宿の受入延べ人数は、令和4年度が1,162人、令和5年度が2,261人です。次に、開聞総合グラウンドのスポーツ大会の市外からの受入延べ人数につきましては、令和4年度が4,120人、令和5年度が4,145人で、スポーツ合宿の受入延べ人数は、令和4年度が537人、令和5年度が256人です。次に、いぶすきフットボールパークのスポーツ大会の市外からの受入延べ人数につきましては、令和4年度が1万3,819人、令和5年度が1万4,239人で、スポーツ合宿の受入延べ人数は、令和4年度が1,495人、令和5年度が2,131人となっているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 次に、スポーツ大会、合宿への奨励金や奨励品の支給要件についてお

伺います。先ほどお答えいただいたんですが、確認になりますが、奨励金と奨励品、二つあるんですが、これ両方いただけるというのではなくて、どちらか片方になるという認識でよろしかったでしょうか。確認になります。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 議員がおっしゃるとおり、どちらか片方ということになります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私もちよっと混同があるかもしれないんですが、よくホームページなどで、例えば指宿鯉節協会とかの方たちがですね、贈呈品を持ってらっしゃる写真とかよく見るんですが、これは奨励品とはまた別に、それぞれの団体が贈っていらっしゃるんでしょうか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 鯉節協会とか、それぞれの激励式において贈呈するものにつきましては、趣旨に賛同していただいた関係機関などから激励式に合わせて協賛しているものになります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 同様にですね、ホームページを見ますと、市長であったりとか、執行部の方々、一緒に激励式という形で写真に収まっているのを拝見させていただきました。この激励式、プロとか社会人の写真は拝見できたんですけども、高校生以下の合宿であったりというものではちょっと私のほうで確認ができませんでした。この激励式について、するしないといった、その実施対象といったようなものがあるんでしょうか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 現在ですね、本市において、合宿誘致やおもてなしの一環といたしまして、これまで大学生以上のスポーツ合宿団体に対しまして、原則、合宿期間が1週間以上ある場合に、市と関係機関によります合同の激励式を開催しているところであります。激励式では、市からの奨励金の贈呈はもとより、鹿児島県や宿泊施設、趣旨に賛同していただいた関係機関などから特産品等の贈呈の御協力をいただき、指宿のPRも兼ねて、マスコミにも周知を図り、特産品等の贈呈に努めているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 細かくというか、実施要件が決まっているということだったんですが、今年の夏なんですけども、指宿の高校のスポーツのチームが宮崎県の小林市に合宿にいかれておりまして、そこではですね、合宿団体に対して地場産品の贈呈を行っておられました。球場にはですね、野球だったんですが、球場には歓迎というところで歓迎の幕が張られておりまして、市の担当職員の方だったと思うんですが、歓迎式が行われ、あと、小林はナシやブドウが有名ですので、そういった特産品の贈呈式も行われておりました。同行した育成会の方も多くいたようなんですが、そういった名産があるんだってということでお土産として買って帰られたりしまして、贈呈した商品の価格以上に経済効果があったように聞いております。今、申しましたように、地場産品、特産品のPRという観点からもですね、市としても、県外の高校生以上に対しても、こういった歓迎式や特産品の贈呈、贈呈式が行えないか、お聞きします。あわせて、今、お聞きしますと、大学生以上で1週間以上という、激励

式であれば少しそういった縛りが必要かなと思いますけども、例えば5日以上とか高校生以上にするとといった形で、広い形で歓迎式ということができないかどうか、お尋ねいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 先ほど説明いたしましたとおり、現在の内規ではですね、大学生以上のスポーツ合宿団体、また、合宿期間が1週間以上となっていることから、また今後、対象を県外の高校生までとするのかなども含め、対象団体や開催方法の見直しなど、効果的かつ効果的な手法を関係機関とも連携しながら検討してまいりたいと考えているところでもあります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、少し縛りと言いますか、実施要件を拡充していただいて、また訪れたい、そう思えるような合宿地として選ばれるような地になってほしいと思いますので、検討よろしく願いいたします。

次に移ります。ちょっと前後しますが、4番の市営野球場の利活用についてお尋ねいたします。2023年より、鹿児島県各地におきまして、薩摩おいどんカップという硬式野球の交流戦が開催されております。大学、社会人、プロがそのカテゴリーを超えて対戦するもので、2024年は開幕戦が行われました姪良市をはじめ、鹿児島市、薩摩川内市、日置市、鹿屋市、枕崎市で行われております。まず、このおいどんカップ2024の経済効果と参加チーム数、観戦に訪れた来場者数を把握しているか、お尋ねいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 薩摩おいどんカップとはですね、議員もおっしゃるとおり、公式野球の大学、社会人、プロを交え、カテゴリーを超えた交流戦であります。高いレベルの交流戦を行うことで技術力向上を図るとともに、野球人口減少が続く中、野球への興味、関心を喚起し、野球の普及に寄与することを目的に開催されているところであります。令和5年度に第1回大会が開催され、今年の薩摩おいどんカップ2024は、2月23日から3月10日にかけて、鹿児島県内外の42チームが対戦し、全81試合が実施されたところであります。今年の大大会は、実行委員会からの発表によりますと、来場者は2万1,870人で、うち県外からの来場者は約3,300人だったということでもあります。

経済効果につきましては、選手やスタッフなど参加チームの関係者は1,923人で、県外からは約1,700人だったとのことでもあります。経済効果は約7億3,000万円に上がったというところですよ。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。結構な人数、そして経済効果も7億3,000万ほどあるということで、大きなイベントになりつつあると思います。ただですね、2024年も県内各地で行われたんですが、本市では2023年に引き続き2024年も開催されておられません。市営野球場もリニューアルされました。交流戦を行うにはいい場所ではないかというふうに思っておるんですが、何か理由があって2023年、2024年開催されていないのか、開催のために働き掛けは行われなかったのか、お尋ねいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 昨年の4月に、本市に対しまして、薩摩おいどんカップ事務局から新川床マリン球場での開催依頼の相談があったところです。開催期間中は、年間予約ですでに、社会人野球チーム等のキャンプや市の軟式野球大会の予約が入っていたため、キャンプチームへの状況確認と合わせて、市の軟式野球連盟への日程変更調整の確認をしたところであります。予約されていたキャンプチームの回答といたしましては、薩摩おいどんカップ開催時期はまだ調整時期のため、薩摩おいどんカップへの参加意思もなく、キャンプで使用させていただきたいとの意向が伝えられたところであり、また、市の軟式野球連盟からも日程変更調整が難しいとの回答をいただいたことから、本市での薩摩おいどんカップ開催は見送ったところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** そういった理由があるということなのですが、このおいどんカップ、一つルールがありまして、県外から1,700人ほど訪れておりますが、原則この県内で宿泊をしなければならないというのが最低限のルールとなっているみたいです。この中の数チームがもし指宿市内に宿泊されればですね、宿泊施設はもちろん、夜は例えば市内の飲食店に出ますので、大きな経済効果が生まれるのではないかというふうに思っております。こういった合宿であったり大会を誘致するスポーツコミッションいぶすき、いろいろな取組を行っております。さらに5月には地域プロジェクトマネージャーが着任していると思いますが、今年もできなかったですが、来年度、2025年に向けてですね、おいどんカップの本市での開催に向けて、誘致であったりとか開催の交渉、再度できないか、お尋ねいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 今年度、令和6年の5月に、本市で初めての地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、外部から鈴木太樹氏を迎え入れたところであります。地域プロジェクトマネージャーには、これまでの視点にない新たな角度、切り口から、スポーツ産業における本市の交流、関係人口の拡大や知名度向上、そして、スポーツを通じた地域経済の活性化策など、多岐にわたる活動、業務に取り組んでいただいているところでもあります。この薩摩おいどんカップの誘致、開催についても、地域プロジェクトマネージャーの重要なミッションとなっております。今後も、スポーツコミッションいぶすきと連携した誘致活動を実施し、リニューアルした新川床マリン球場での開催に向け努力してまいりたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、来年は指宿でこのおいどんカップ見たいですので、しっかりとこの交渉、注力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。オールドカーフェスタ、かいもん夏祭りについてお尋ねいたしますが、令和4年、令和5年の会場への来場者数について、それぞれお尋ねいたします。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** オールドカーフェスタへの来場者数というところで、令和4年、令和5年の入り込み者数というところでございますが、令和5年は1万5千人の入場者となっております。令和4年につきましては、ちょっと確認をさせていただきたいと思いま

す。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 大変失礼いたしました。令和5年、令和6年は開催しておりますが、令和4年は開催をしていないというところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） ないんですね。

あと、夏祭りについても一緒にお尋ねしております。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 夏祭りの入り込み者数についてお答えをさせていただきます。令和4年につきましては5千人となっております。令和5年は1万4千人となっております。

○8番議員（恒吉太吾） では、この二つのイベントについて、かいもん山麓ふれあい公園一帯で行われておりますが、国体を契機として整備された周辺の駐車場の駐車可能台数を、全体とそれぞれの駐車エリアに分けてお尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 鹿児島国体時に整備いたしました開聞総合グラウンド周辺の駐車場台数につきましては、開聞総合体育館駐車場200台、開聞中学校横駐車場120台、岩屋駐車場130台、登山駐車場80台、オートキャンプ場50台、また、JAいぶすきに協力をいただき、指宿中央家畜市場に400台の約1千台となっているところであります。

○8番議員（恒吉太吾） ちょっと確認なのですが、今、開聞中学校横に120台とおっしゃったんですが、これは開聞中学校の中とはまた別という考えでよろしかったでしょうか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 開聞中学校横駐車場というのは、あの校舎の前にある駐車場のことであります。

○8番議員（恒吉太吾） 最後の質問に入ります。開聞総合グラウンドの利活用についてお尋ねいたします。モニターをお願いします。

これはですね、開聞総合グラウンドの全体図になります。特に、今、Aグラウンド、Cグラウンドという場所があるんですが、これは大きな大会でも使われる場所になっておりまして、こういう形で、左のほうはAグラウンド、右奥のほうはCグラウンドになるんですが、こういった形でですね、フェンスを張って試合会場ともなっております。また、国体でも競技会場となっております。モニター結構です。オールドカーフェスタ、そしてかいもん夏祭りと、開聞総合グラウンドが駐車場として開放されました。今、申したように、この開聞総合グラウンドにつきましては、ソフトボールの競技会場ともなっております。まず、この昨年の国体、成年女子ソフトボール競技の開催会場になるにあたりまして、グラウンドコンディションの大きな改修が行われましたが、中央競技団体の視察や要望を受けてどのよ

うなグラウンド改修が行われたのか。また、グラウンド改修に要した費用をお尋ねいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 平成30年に国体に向けて行った改修工事の主な内容は、グラウンド表層土入替え及び防球ネット改修工事であります。グラウンド表層土入替えは、グラウンド敷地2万2,600㎡において、表層土10cmを掘削し、7cm分をふるいにかけ、3cm分の改良剤を混合し、再び整地しました。併せて4面分のソフトボール、各ベースポイントマークの再構築、A・Cコートについてはクレーベースを設置しました。改修工事費用につきましては、1億478万8千円となったところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私はですね、以前からこの開聞総合グラウンドの利活用について大変大きな懸念を持っております。同時にですね、国体後の大会や合宿、キャンプ誘致のために、利用に際してルール作成の必要性も感じておりまして、幾度となくこの議場で一般質問を行っております。一つ例に取りますと、以前の一般質問において、私が、イベントや祭りの際に臨時駐車場として使用されているが、グラウンドコンディションをしっかりと守るという観点からも車が乗り入れられるような使われ方はしてほしくない。災害などの緊急時は例外とし、それ以外の車両の乗り入れを禁止できないか、ルール化できないかと質問しております。それに対しまして、執行部からはですね、開聞総合グラウンド改修後は、国体開催を契機に駐車場を新たに整備するため、駐車場としては開放しない方針で考えているとはっきりと答弁されています。この一般質問とその答弁について、議事録などと誤びゅうがないか、確認をお願いいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 私も手元に平成29年の9月の議会の一般質問の答弁要旨を持っておりますが、今、議員がおっしゃった内容に間違いありません。

**○8番議員（恒吉太吾）** であるならば、先ほど総務課長、そして産業振興部長にお答えいただきましたが、駐車場として開放しない方針で考えているという答弁は市の公式見解であるわけですが、しかし、オールドカーフェスタ、かいもん夏祭りと連続して駐車場として開放されています。まず、このグラウンドを駐車場として開放すると決定したのはどなたになるのでしょうか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 開聞総合グラウンドの駐車場利用につきましては、かいもん夏祭り実行委員会より使用申請が提出され、指宿市体育施設条例に基づき許可しております。ただし、国体に向けグラウンド整備をした経緯もあるため、使用方法については、依頼者をお願いをしないといけない内容等について、指定管理者のいぶすきスポーツクラブと所管課であるスポーツ振興課で協議をしたところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** この場での答弁に対して、法的拘束力はないとはいえ、市の公式見解として、議場でですね、また、一般質問で答弁したことを反故にしてまでなぜ解放したのか。今、その、使いたいから、それだけの理由だったのでしょうか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 平成29年の答弁時点では、草スキー場跡地に駐車場を整備する予定であったことから、新たな駐車場ができれば、その後のイベントでは総合グラウンドを駐車場として利用しなくても対応できると判断の上での答弁であったところであります。しかしながら、草スキー場跡地の表土から40cm下の部分に強固な岩盤があり、粉碎に莫大な費用が掛かることから、当初の整備を断念いたしました。今年のかいもん夏祭りにおいて、総合グラウンドの整備以前同様、周囲の駐車場だけでは不足するというところで、総合グラウンドの駐車場利用について申請が出されたため、指宿市体育施設条例に基づき許可したところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今ですね、一般質問に対して後付けのような理由が出てきたんですけども、私の時の答弁にはそういうのは一切なかったんですけど、その点、どうなんでしょう。もう一度。私が質問したときには、そこができたらか、そういうのはなかったと思うんですよ。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 平成29年の答弁になりますけども、開聞総合グラウンド改修後は、国体開催を契機に駐車場を新たに整備いたしますので、駐車場としては開放しない方針で考えているところでございますと答弁しているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今のをもって、理由なんですか。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** ただ今の質問なんですが、繰り返しということになりますけれども、当時の答弁では、この駐車場を整備するということを前提としての答弁ということではなかろうかというふうに考えております。議員が御指摘される駐車場を整備するということに関して、そこについて、それ以降の取組等々について、先ほど草スキー場の件もありましたけれども、実はですね、その周辺の、例えば登山口の駐車場を整備をしたりとかいうことで、鋭意、その努力はしてきたんですけども、一方で、従前から使っていた開聞総合グラウンドの駐車場利用のキャパを確保できないということで、今回のようなことに至っております。ただ、御指摘のあるところについてはですね、後付けと言われることになるということも分かる部分もございますけれども、当時はあくまでもこの駐車場整備という前提での方針ということで御理解をいただきたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 理解は全然できないんですけども、次に進みたいと思います。

今もですね、周囲の駐車場だけでは足りないということをおっしゃっていましたが、なぜですね、スポーツクラブが入って、実行委員会、そしてスポーツ振興課も話し合う中で、この球場のAグラウンド、Cグラウンド、内野部分は使わないといったような配慮ができなかったんでしょうか。かいもん夏祭りですっかりと内野部分まで荒らされておりました。信じられないことですよ。スポーツ振興課として、よくその許可を出したのと、とても憤慨するところもあるんですが。内野部分を駐車禁止にしてもですね、台数的にはさほど変わらないんじゃないかというふうに思うんですが、内野部分、大体何台分ぐらい駐車できるんで

しょうか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 内野部分に駐めるとなりますと、150台確保できると考えているところであります。

○8番議員（恒吉太吾） ソフトボールの塁間、御存じですか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 申し訳ありません。塁間まではちょっと把握してないところであります。

○8番議員（恒吉太吾） そうであれば、なぜ150台っていう数字が出てくるんですか。おかしいです。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 実行委員会のほうで、駐車場台数として出された数字が、全面使用した場合が750台、内野を使わない場合が600台というようなことで数字が上がったことによるものでございます。

○8番議員（恒吉太吾） モニターをお願いします。ちょっと見にくいんですが、これが全体図になります。本当に150台駐められますかね、Aのところだけで。全体が大体104mの170mぐらいありますので、1,700㎡ぐらいあります。このうちの内野部分って100㎡ぐらいにしかないんじゃないですか。その100㎡に本当に150台も駐められるんですかね。モニター、結構です。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 私どもが先ほど答弁した150台というのは、AコートとCコート、二つのところに駐めた場合を言っているところであります。

○8番議員（恒吉太吾） 1700㎡のうち200㎡、残りが1,500㎡。計算合っていますか。すいません。そういったのを全部確認もせずに行っているという認識でよろしいのでしょうか、皆様方は。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 残りの面積で何台駐められるかというところまではちょっと計算はしておりませんが、私たちのほうで先ほどから答弁しているのは、あくまでも夏祭り実行委員会から上がってきている台数の数字になるところであります。

○8番議員（恒吉太吾） であるならば、協議自体されてないんじゃないですか。協議せずにただ許可を出しただけじゃないんですか。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時04分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 本年、令和6年1月17日に開聞地域振興課の七夕課長、それからスポーツ振興課、それからスポーツクラブの3者で協議をしております。協議内容といたしましては、ソフトボールのAコートとCコート、内野部分を侵入禁止区域とし、カラーコーン等で仕切ったほうがいいのではないかと。そしてまた、グラウンド内は徐行とし、看板等

で表示することとする。それから、特に雨天時には使用を特に注意する。整地作業も行うことというような取り決めはしたところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** だから、総務課長、私、先ほどから言っているんですけども、なぜ開聞支所長が来てないのか、そこにつながるんですよ。協議したんだったら。なぜいないんですか。必要なったんですかね、この質問、関連して。必要なったらなかったで構わないから答弁してください。

**○総務部長（渡部徹也）** オールドカーフェスタ、かいもん夏祭りのグラウンドの使用についての御質問をいただいているところでございますが、私共は、今回答弁させていただくにあたりまして、本業務の主たる所管課、そこが産業振興部のスポーツ振興課、それから、観光施設管理課ということでございましたので、その中で答弁の方向性等を取りまとめさせていただきました。しかしながら、やはり地域の大事な行事ということでもありますので、今後はですね、しっかりとそのあたりは注意をしまいたいというふうに思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 正にそこなんです。開聞に対する格差であったり差別を皆さんが作ってんじゃないですか。今回のことでよく分かりましたよ。

次の質問、移ります。今、いろんな協議をする中で、内野部分はカラーコーンを置いて入らないようにしたりするというような協議がなされたとお話だったんですが、実際、駐車禁止になったんですか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** オールドカーフェスタ時にはですね、グラウンドコンディション等を考慮し、グラウンドの内野部分などにはカラーコーン等で仕切り、侵入禁止部分を設けるように使用者に依頼したところであります。また、夏祭りについても、当初は内野部分を使用していただかない方向性でありましたが、晴天が続いたことや来場者の動線をスムーズにしたいという点も考え、最終的に侵入禁止等の措置は取らず、全面使用となったところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** これについてはまた後ほど質問します。

先に、雨天だったから内野は使わなかった、天気が良かったから解放したという、とても信じられない、スポーツ振興課、あるまじき発言だったんですけども。このグラウンドコンディション、両イベント時はどのような状態だったのか、お尋ねします。それに対して、先ほど課長は整地とおっしゃいましたが、整地でなく、どのような整備がなされたのか、お尋ねいたします。すいません、念のためと申しておきますが、先ほど言ったような表面をブラシで均すような整地ではないですよ、車が何百台も入ってんですから。どのようなこのグラウンドコンディションを戻すための整備が行われたのか、お尋ねいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 整備のほうから説明をさせていただきます。夏祭り終了後のグラウンドの状況も荒れていなかったことから、表層土の入れ替えや重機を入れて行うような整地、整備が必要な状況ではなかったことから、今回はチェーンマットを牽引し、グラウ

ンドを均す作業で終わらせているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** だから、それは荒れてなかった、表面だけの問題ですよ。表層土、10cm入れ替えているんでしょ。だったら、その中のほうはどうなっているんですか。そこまですら確認されたんですか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 中までは確認をしておりません。表面の凹凸もなく、荒れていなかったという判断のもと、均す作業を行ったところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** あそこはソフトボール競技もしますが、実際、そうした人たちの声であつたり、本当に目で見て荒れてなくて、じゃあ、試合で本当に球がイレギュラーしたり、そういった声もなかったんですか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 改修工事を行ってから、今回初めてオールドカーフェスタ、そしてまた、かいもん夏祭りで使用したところであります。今のところは、ソフトボール等をしたチーム等からそのような声は聞いていないところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 本当に聞いてないですね。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 私のところ、スポーツ振興課のほうにはまだちょっと届いていないところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 所管する指定管理者にも来てないでしょうか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** スポーツ振興課からも、私、スポーツ振興課のほうにも声は届いていないところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 本当に届いてないですね。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 私のところには届いていないところです。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今回、台数が足りないから内野部分を開放した。びっくりするような発言。それを合宿を誘致したりする部署が平気で認められた。とても驚いておりますが、部長、産業振興部長。このような状態を想定した中で、部長も許可されたんですかね。それこれに対しては、過去の一般質問の答弁を理解していないだけではなく、この議会軽視と受け取れるようなことを産業振興部長がされていると私は受け取ったんですが、そのことについて、部長、どうお考えか、部長にお聞きしたいと思います。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** この間、議員からいただいた御指摘等については、これまでも議員のほうからは、スポーツ振興等を通じた地域活性化というところに重きを置きながら色々な提言をいただいていると。正に今回そのソフトボール場を整備をしたということに関連し、その後の維持管理等について危惧をされるというところはよく理解をしております。今回、使用許可ということで申し上げますと、実際、29年、30年に整備をする以前は地域のそういったイベント活動で駐車場として活用していたと、これも事実でございます。その中でですね、当初、この旧開聞町が平成10年にこの施設を造っておりますが、名称のとおり開聞総合グラウンドということで、そのソフトボールに特化したということではございませんで

して、その時点では多様な活動に使用するというふうに伺っております。今回、先ほど来、御質問があるとおりですけれども、特別国体が実施をされると。ソフトボール場として競技をする上で一定の整備をという要望があったということで整備をしたという経緯がございます。約1億円ほど掛けてと。先ほど、工事の内容は、表層土を10cm掘削をして、土壌改良剤を入れて排水性を高めたと。特に御指摘があったのが、表層が非常に剥がれてきているというような多分御指摘だったと思うんですけど、そういったことを含めて手直しをし、5,000万円ぐらいですかね、直接工事費で5,000万円近く掛かっておると思いますが、それ以外に、そのバックネットの高さが足りないということでその辺の改修もしたというような、大まかにそういったことだと思います。今回の許可ということなんですが、私どもは、基本的にはその条例の中で使用許可をするという、いわゆるの行政処分という形をいたします。今回、ソフトボールの会場になるということで整備をして、多額を投じて整備をしたということであれば、それは非常に広益性のある事業だったという視点からすると、一定、使用不許可をするという権限はあろうかと思いますが、それはあくまでも国体が開催をされると、されたということが前提であります。それ以降の話なんですけど、今回はそれに当たるんですが、従前、例えば実行委員会のほうに許可を出したということは、行政処分をしたとしているという実態からして、私どもとしては、行政の立場からすれば、申請をした団体が仮に不許可ということになると、これは不服申し立てができるというような状況になります。一方で、使用条件、先ほどロードコーンを置いたりとか、使用条件はした上で許可ができるというふうになります。私は、その辺を認知をした上で、今回許可は出したのかということなんですが、本来、先ほどからありますとおり、指定管理者に権限を委任しているということでございますので、その中で、今回、許可を与えたということで、状況等について、実はそのこう具体的な内容についてはですね、行政の立場である部長に対してのそういった報告というのは基本的にはなかったということでございますので、私が許可をしたということではなく、あくまでもその指定管理者が権限の中で許可を与えたというふうに理解いただきたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 指定管理者からはそういったお話はなかったんですか、本当に。その協議の中で内野を禁止するとか、そういったお話があるように伺っておりますが、今の話だと、部長の話はちょっと、どちらが正しいんですかね。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 実は、私がですね、今回、今年4月に着任してから、実行委員会、かいもん夏祭りに関してですけれども、実行委員会の事務局長という立場でございました。その中で、実行委員会がですね、各部会がありまして、先ほどありましたその交通部会というのがございまして、基本的にはそこである程度その駐車場の確保だとか警備だとかいうことをしております。そういった中で、例えば実行委員会側からですね、そういったことを私が確認ができていたかという、それはございません。そこはもう逆に私のほうで、例

えばそういう申請を上げなさいということはしていないっていうことは御了解いただきたいと思います。そういった中で、先ほど言ったように、その行政側としてということでルール作りをしたというのは、あくまでも指定管理者と、管理者であるスポーツ振興課の前課長がですね、先ほど申し上げた実行委員会のメンバーと協議をしたということで伝え聞いておりますので、今回のオールドカーフェスタ、それから、夏祭りに関して直接、私のほうに打診があったということはございません。

**○8番議員（恒吉太吾）** そういった組織体制があるんですか。1番、その部長が知らない。知らない中で使用許可を出して、大体、誰がじゃあこれ決めたんですか。部長は関係ないんでしょ。どなたが決めたの。最初からもう部長はいなくていいっていうことなんですよ。では、それに関係した人に答えていただきたい。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** はい。

**○8番議員（恒吉太吾）** 部長は、今、関係ないって言ったんだから、自分で。自分は知らないって言った人が答えるのはおかしいでしょ。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 今回ですね、開聞総合グラウンドの駐車場利用については、先ほどから何回も答弁しておりますが、いぶすきスポーツクラブとスポーツ振興課、私のほうで協議を行いました。このことにつきましては、私のほうはもう部長等にも相談、報告することなく、スポーツ振興課において対応したところであります。またですね、開聞総合グラウンドについては、いぶすきスポーツクラブが指定管理者となっていることから、指宿市体育施設条例施行規則第3条の規定により、最終的にはいぶすきスポーツクラブが許可することとなっているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 総務部長、こういうことって普通にこの指宿市役所で起こり得ることなんですか。その責任者が何も知らない中でいろんな物事が進んでいく、これがこのまちのスタンダードなんでしょうか。

**○総務部長（渡部徹也）** あらゆる市役所の業務においてきちんと情報共有を図り、ことに当たっていくということはもうこれは基本であろうと、一般論としてもですね、そうであろうというふうに私は認識をしております。

**○8番議員（恒吉太吾）** であるならば、やはり皆さんの旧開聞町に対する扱いってひどくないですか。誰もそんな知らなくてもいい、報告するほどのことでもなかったっていうのを自分たちで言っているようなことですよ。旧開聞の方に大変失礼じゃないですか。

イベント開催と大会、合宿の誘致はどちらも産業振興部が関係しておりますが、先ほどありました5月には地域プロジェクトマネージャーも就任しております。さらに加速して、大会や合宿を誘致するとしておきながら、誘致に必要不可欠なグラウンドを駐車場として開放し、市自らグラウンドコンディションを不良にしました。その後の整備でも本当に原状回復ができていいのか甚だ疑問でもあります。これってダブルスタンダードじゃないですかね。

グラウンドを車両で荒らして、整備もせずに一方で合宿を誘致する。グラウンドが荒れれば選手の怪我の可能性ってのは格段に上がるわけですよ。最悪、合宿やキャンプの途中で帰らざるを得ない、そういったことも起こる可能性もあります。両立はできないんですよね。この今回のダブルスタンダードについて、産業振興部長、どのようにお考えですか。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 先ほども申し上げましたけれども、私どもとしては、条例主義という中で行政処分の許可をしているという実態でございます。その中で、条例運用の中で、ある程度その許容範囲等も含めながら判断をしていくという立場でございます。ダブルスタンダードというのは、基本的には二重規範ということだと思っておりますが、そういった意味では、条例主義でやるということでは、単一規範の中で業務を行っているというふうに御理解いただきたいと思います。今、言った危惧される場所ですね、そこについては、やはりプレ大会、それから本番というところで参加した選手からも非常に排水が良くていいグラウンドだというような好評をいただいております。ですので、許可権限を与える上ではですね、我々としても十分そこは配慮しなきゃいけないだろうということで、先ほどあった1月の協議ということがなされていたと思います。今後の部分についてもですね、おっしゃるところ、特にそのグラウンドコンディションをしっかりと維持しながら、ただ、先ほど申し上げたとおり、地域の行事の中で活用してきたということの過去の経緯等もですね、是非、御理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** では、今後、その地域の行事として使うということはある、その点は理解できるとして、使用条件として内野部分を禁止にするってことは、今後、考えてらっしゃらないんですか。今までどおりですかね。しっかりとその点についても協議もされなかったような協議会で、今後、取り上げていただけますか。内野部分だけは駐車禁止にする。その点、どうでしょうか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** スポーツを快適な環境で行っていただくというグラウンド本来の使用目的を阻害しないように、内野部分等に侵入禁止区域を設けたり、グラウンド内は徐行とし、看板等に表示したり、使用後の整地、整備作業をすることなどを更にルール化していきたいと考えているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、これ、開聞の大事な問題であるのならば、課長で終わらすことはなく、今、何も私は知らなかったとおっしゃっている部長にもですね、しっかりとあげてくださいよ、そこまで。皆さんで共有してくださいよ。開聞、大事にしてくださいよ。お願いします。

先ほど来から、周囲の駐車場だけでは不足していた、こういったお話がありますが、近くには開聞小学校、開聞中学校、開聞庁舎等、少し離れれば駐車場として使用できる場所は多くあります。その3か所で駐車可能台数は何台になるか、それぞれお答えください。開聞支所の人が来てればすぐ答えられるんじゃないかなったんですかね。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 令和5年に、昨年ですね、一応分散をした台数ということで実行委員会のほうでまとめた数字でございますが、JAさんの家畜市場、これが400台で、岩屋が120台、総合体育館が200台、これに先ほど御質問のあった開聞中が260台。それから保健センター、今の下の方にある保健センターが50台。それから支所の駐車場ですね、ここが60台。それから民間企業の近くにある企業の会社の駐車台数が80台ということで、これらを合わせると800台ほど、分散させた場合はですね、確保ができるというふうに捉えているところです。

○8番議員（恒吉太吾） 800台あるんですね。ということは、この800台が使えれば開聞総合グラウンドは使わなくても良くなるということになりますかね。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 先ほど来申し上げて、この体育施設条例の中にですね、趣旨にレクリエーションということでございます。そういった中で言うと、駐車場利用というのがですね、ここに当てはまるということで使用許可は出しておりますけれども、他の事業所の場所を借りてということですので、できれば市の施設を供用しながら、市民の方々、それから外からいらっしゃる方々に御利用いただくというのが合理的かなというふうに考えているところです。

○8番議員（恒吉太吾） ちょっとじゃあ話は変わりますが、今度の9月28日、29日には指宿温泉祭が開催されます。やはりこれも駐車場が少ないというところで、丹波小もやっぱり、あれは公共施設だからいいという考えであれば、開聞中もいいという考えになるんですが、その点いかがでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 今回、駐車場を、総合グラウンドを使ったというところにつきましては、これまで駐車場は、開聞中であったり民間事業者であったり、分散していたということがございます。今回、誘導員の数等もだいぶ、20人ほど少なくなったということもあったこともありですね、駐車場を集約することで誘導員の数を確保することができたということも大きな要因の一つとなっているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、指宿温泉祭の話をしたんですが、近隣に駐車場が少ないわけですので、市役所駐車場が開放され、無料バスが運行されております。今、申した3か所からですね、駐車場として開放しまして、指宿温泉祭と同様に会場までの無料バスを運行すれば一気に駐車場問題は解決すると思うんですが、無料バスの検討はされなかったのか、そのような相談や提案はなかったのか。開聞支所にはあったように聞いてるんですが、その点、確認もお願いいたします。こちらのほうで、まず振興部のほうでは検討されたのかどうかですね。駐車場足りないというのであれば。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 送迎バス、ピストンするバスについての検討はですね、実行委員会の事務局であります、私のほうでは把握はしていないところでございました。

○8番議員（恒吉太吾） 把握ではなく、検討されたのかどうかです。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 今回の協議の中で、送迎バスについての議論はなかったように思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 開聞支所のほうであったように聞いていますので、その確認はしていただいていると思いますので、次、そのまま行きたいと思います。また、開聞中、250台駐められるのであれば、先ほどから申している開聞総合グラウンドのA・Cコートの内野、十分補完できますので、やはり走らせていただきたいと思うんですよね。今後、この無料バスを走らせることを検討する考えがあるかないか。市民の声は届いていると思いますが、いかがでしょうか。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 今回は、先ほどの実行委員会の現状について説明をさせていただきたいと思いますが、特に、御承知のとおり、各イベント、色々な経済的な状況というところと言うと、非常に費用がかさんできている中で、できるだけ費用を削減していく。それと協賛金を集めようということで活発に皆さん動いていただいています。今回、特に、先ほど言った駐車場一元化することで警備員の数を1名、2名減らすというような努力。それから、常駐をするそのボランティアの数を減らすことで弁当代1つを減らしていく。今回、大体110名に対して80名程度なので、約20名から30名の間の数字を、かかるスタッフを減らすことが、分散型からするとですね、減らしたというようなことで、そういった状況等がありながら経費を減らしていくというところで、大まかにですけれども、上昇分の30万円程度をですね、ある程度、削減していこうという動きが一方でありました。そういった中で、先ほど、バスを運行するということに関しては、一定こう、そういった考え方とは少し違うところ、分散しながら費用削減をしていこうという実行委員会の考え方にちょっとそぐわないということから、協議していない。正にバスを運行するとなりますと、それなりのまた費用は掛かっていくということになりますし、駐車場系のほうですね、なんか安全対策、特に夜間ですので、移動する際の、例えば安全対策とかっていうことでもかなり慎重に対応しているようですので、そういったことも含めてですね、今回はそういった協議、検討までは至らなかったということでございます。今後について、そういった内容が実行委員会の中でですね、協議ができるようであれば、ということにはなろうかと思います。

**○総務課長（濱上和也）** 先ほど無料シャトルバスの件で確認いたしましたところ、オールドカーフェスタのほうでは無料シャトルバスを使っておりますけれども、夏祭りのほうではそういう相談等はなかったと。ただ、夏祭りとそのオールドカーフェスタでは来る車の台数が違うものですから、夏祭りで無料シャトルバスを使うとなると、もう大渋滞の中でバスが動かない可能性もあるということで、検討はしてないということでした。

**○8番議員（恒吉太吾）** 一つの提案として、であるならば、今30万ぐらい上昇するという形であれば、1番近い駐車場を環境協力金という形では設定できないんでしょうか。駐車場代です。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 実は、おっしゃるとおり、先般、9月9日の日に反省会、早いうち  
にということしております。その中でもですね、委員の中には、会議の中でということでは  
ないんですが、来年度に向けてそういったこともあるよねという御意見は伺っておりま  
す。会議の中でというか、会議の外ではですね、委員の方からそういった提案。また次回、  
そういった会議の中では恐らくそういった協議もなされるかなというふうに思っておりま  
す。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。最後になります。やはりですね、この大事  
な開聞の問題に、まず開聞支所長がいない。皆さんがいかに関聞を軽視しているのかよく分  
かりました。今後ですね、このようなことがないように、そして皆さん、その会社という  
か、働いているとなれば、しっかり上司に報告することも大切ではないかという1番根本の  
ところですよ。これ、同じこと、例えば部長が市長にしないということも起こるような会  
社であれば大変な問題ですので、その点気を付けていただいて。そして、このまた、祭りが  
しっかりと盛り上がるように、併せて総合グラウンドの運用に関してはある一定のルールを  
しっかりと決めていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 最後に。これまでの議論をずっとつぶさに聞かせていただいております  
が、あくまでもやっぱりこの7年前の一般質問への答弁。これが、駐車場としては開放しな  
い方針で考えている。その前提としては、国体を契機にして駐車場を新たに整備しますの  
で、そのような方向で行きたいという、こういう答弁をしておったということでありませ  
うが、当時と状況がいろんな意味で変わってきておりますので、この件については改めて、現  
段階での答弁をですね、記録しておきたいというふうに思います。今のやり取りを聞きなが  
ら非常に色々な課題も見えてまいりましたし、私もなるほどなという思いで聞いておりまし  
たが、残念なことに、ちょうど7年前に行われたその答弁以来ですね、このこと、利用につ  
いての質問やいろんなものがなかったということで、その答弁を更にこうアップデートして  
いくという機会がありませんでした。今回、絶好のチャンスだということで、正式にその答  
弁について現段階での答弁に切り替えさせてもらいたいというふうに思うんですけれども、  
今、お話のとおりですね。実はこの時、前提として、草スキー場跡地に300台程度の駐車場  
を造りたいというこの前提がありました。これを様々な調査をしてみたところ、これ、設計  
のためのコンサルまで入れたわけですが、強固な岩盤等で、なかなか整備ができない  
ですよということで、ここは断念するに至りました。これについては、この翌年の6月議会  
の時に議員の皆さんにこういう状況で断念に至らざるを得ないということを報告し、御説明  
をさせていただいているというふうに聞いております。さらに、その上で、現在、国体も終  
わりまして、これまで、先ほど来、出ていますように、従来、この地、開聞地域、あるいは  
指宿全体の地域振興に直接関わるような様々なイベントや催し物については、これまでもこ  
のグラウンドを活用してきたという歴史がありますので、そのことを踏まえまして、今後も

ですね、この地域に関わる振興につながるようなものについては、これは今後も使用してまいりたいというふうに考えております。今、議員のやりとりを聞いておりましても、そこについても一定の御理解をしていただいているというふうに思います。ただし、この総合グラウンドについては、あくまでも、その整備の目的、使用の目的はスポーツの振興であり、スポーツを安全に楽しんでもらうというところが一番、本来の目的であるということについては変わらないわけでありますので、様々な、その使うたびにですね、しっかりとしたルールを守って、その条件を作り、使用後については確実な現状回復をしていくということを旨にして、今後、所管課であるスポーツ振興課、あるいは、指定管理者であるいぶすきスポーツクラブ等にも再度指導してまいりたいというふうに思っているところであります。

最後に、繰り返しになりますけれども、開聞総合グラウンドは、これまでも地域振興に寄与するということを目的に様々なイベントの駐車場としても利用してきた経緯もあり、今後も駐車場として利用していく考えではありますけれども、利用する際にあたって、本来の目的であるスポーツの利用に支障が出ないような使用をしていく。そして、使用後は整地などを行い、現状回復をしっかりしていくということを徹底してまいりたいというふうに考えているところであります。以上です。

**○8番議員（恒吉太吾）** 市長、ありがとうございました。そのように、是非、使っていただきたいと思います。私も、あそこ全て使わないでくれという、今そういう考えでもありません。イベントであったり、使うんですけど、ただ、Aグラウンド、Cグラウンドの内野部分については使用しないでほしい。そのお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時40分

再開 午後 1時38分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

**○15番議員（高田チヨ子）** 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。

はじめに、台風10号により犠牲になられた方に心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。早急に復旧が進みますことをお祈り申し上げます。

また、今日は、今朝のお二人の質問を聞いていて、そうだそうだと思う部分がたくさんありました。しっかり検討していただきたいと思います。

それでは早速、一般質問を行います。今回は4項目についてお伺いいたします。

まずはじめに、防災について、お伺いいたします。さて、9月1日は防災の日です。これは、大正12年9月1日に発生した関東大震災が由来です。その規模はマグニチュード7.9、首

都圏を襲った巨大地震で、この地震による死者、行方不明者は約10万5千人。被害を受けた住宅は総計37万棟にも上った悲惨な震災でした。この辛い記憶を教訓とすべく、防災の日が定められました。また、9月は防災の月です。相次ぐ災害から身を守るためには、日頃からの取組が大切です。そこで、8月28日に起きた台風10号の被害状況についてお伺いいたします。市全体の罹災世帯、人的被害はあったのか。住家被害、また、市施設の被害及び皆様が一番お困りになったのではないかと思います、指宿でも3日間電気が来なかったなど。また、顚娃町にも行きましたが、顚娃町では4日間電気が来なくて非常に困った。冷凍食品が全て溶けてしまった。また、移動販売をしている方は、全ての食品が溶けてしまったため全部廃棄処分しなければならなくなってしまう、大損害でしたと言われていました。そこで、お伺いいたします。指宿市の停電の件数について、お伺いいたします。

2点目に、HPVワクチンについて、お伺いいたします。HPVワクチンについては、これまでも何回も質問をしてきました。今回、質問をするHPVワクチンのキャッチアップ接種は、今年度が最後の年度になりました。昨年12月議会でも質問した折に答弁いただきましたが、ワクチンを3回自己負担で接種した場合、8万円を超える費用負担が発生するということでした。接種費用が高額となるため、対象となる方には公費負担で、自己負担なく接種していただきたいと思っています。改めて、令和7年3月末までに必要な接種を終えるためのスケジュールを教えていただきたいと思います。

3点目に、難聴者対策について、お伺いいたします。加齢により聞こえづらくなったという人が多いのではないのでしょうか。このことは、いずれは誰しもが経験することではないのでしょうか。そこで、お尋ねいたします。聴覚障害による身体障害者手帳所持者の人数がお分かりでしょうか、お伺いいたします。

4点目に、ヤングケアラーについて、お伺いいたします。ヤングケアラーの現状についてお伺いするわけですが、まず、ヤングケアラーとはどういうものなのか、教えていただきたいと思います。

次に、指宿市内でヤングケアラーと思われる児童生徒は何人ぐらいいるのでしょうか。そして、その児童生徒はどのような世話等を行っているのかを教えていただきたいと思います。

以上、4項目について質問いたします。これで1回目の質問を終わります

**○市長（打越明司）** 高田チヨ子議員の質問にお答えします。

まず、今回の台風10号についての被害状況についてのお尋ねがございました。人的な被害は3件ありましたが、いずれも軽症でありました。住宅被害は、家の半壊が2件、瓦が飛ばされたなどの一部損壊が80件、床下浸水が1件の合計83件となっているところであります。市の公共施設の被害は、砂楽のドアの破損や池田湖の遊歩道の陥没など全部で152件。市道においては、崩土が5件。農道においては、陥没が12件、法面の崩壊が15件。林道にお

いては、倒木による通行止めが現在7か所となっているところであります。9月13日の県への報告の時点で、農業関連の被害等につきましては、畜舎などの農業施設等が121件、金額にして5,387万円余り、農作物等につきましては、オクラが倒れるなどの約195haの被害が生じ、金額では2億5,455万円余りという状況であります。なお、停電につきましては、九州電力送配電事業所のホームページによりますと、最大で約1万4千戸余りで発生いたしましたが、9月1日に全てを復旧したという模様でございました。

残余の質問については、関係部長から答弁をさせたいと思います。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** HPVワクチンのキャッチアップ接種スケジュールについての御質問でございます。HPVワクチンは、平成25年度から国の方針により積極的勧奨を控えておりましたが、ワクチンの安全性について特段の懸念がないことが確認されたことから、令和4年度から積極的勧奨を再開しております。このような経緯から、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方を対象としたキャッチアップ接種を令和4年度から令和6年度までの3年間行っており、今年度が最終年度となるところです。HPVワクチンは、一定の間隔を空けて3回接種する必要があります。国が示す標準的な接種間隔で接種する場合、3回接種するのに約6か月かかります。従いまして、令和7年3月までに3回接種を完了するためには、遅くとも令和6年9月、今月中には接種を開始する必要があるところです。

続きまして、難聴者対策についての御質問でございます。聴覚障害の身体障害者手帳所持者数でございますが、本市における身体障害者手帳所持者は、令和6年3月31日時点で2,527名であり、そのうち聴覚平衡機能障害の手帳所持者は、65歳未満が34名、65歳以上が170名で、合計204名となっております。

続きまして、ヤングケアラーの現状についての御質問でございます。ヤングケアラーにつきましては、令和6年6月12日に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律におきまして、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されたところでございます。家族の介護に加え、幼い兄弟の世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳など、家族の日常生活上の世話により、子供としての健やかな成長や発達に必要な勉強や遊びなどの時間を奪われたり、家族のケアに伴い身体的、精神的に負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっていると認められる状況にある子供となっております。ヤングケアラーの問題につきましては、家庭内のプライベートな問題であること、さらには、子供や子供本人やその家族等が自覚していないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい状況にあると思われます。市では、学校等の関係機関や市民からの相談により、現在、ヤングケアラーではないかと思われる子供を数名は把握をしているところでございます。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教育委員会におけるヤングケアラーの現状でございますが、教育委員

会としてヤングケラーに関する確認を行ったところ、本年8月現在、ヤングケアラーではないかと思われる児童生徒が数名いるとの報告を受けております。ヤングケアラーと思われる児童生徒が行っていることは、家族の代わりに未就学の兄弟の世話をしている、仕事で不在の多い家族の代わりに料理、掃除などの家事をしているなどでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問に入りたいと思います。

まずは、防災のほうから行きたいと思います。国・県への要望について、お伺いいたします。台風の後、3日間にわたって、市内から穎娃町にかけて被害状況を見て回りました。オクラ畑では全てのオクラがなぎ倒しになっていました。また、豚舎の屋根が飛んでしまった。小屋が壊れた。木が倒れた。裏の土手が崩れた。そして、車庫が壊れたなど、様々な被害が発生していました。そこで、お伺いいたします。特に、農作物にかなりの被害が出ていますが、以前のような激甚災害にはなかなかならないものと思っています。家屋については保険がありますが、その他の被害については保険を掛けていない方もいらっしゃるようです。その方々は大変な思いをされていると思います。そのような農家の皆様のために、国や県に要望する気持ちはありませんでしょうか、お伺いいたします。

**○農政部長（内村喜代志）** 今回の台風のような自然災害に備えるための制度として、収入保険制度や農業共済制度がございます。国・県の基本的な考えとしましては、被災した場合はこれらの制度で対応していただくということで加入促進を図ってきたという経緯がございます。これらの制度に関しましては、国も保険料を一部負担するなどの支援を行っているところですが、市としましては、加入促進を図るため、制度開始から一定期間、保険料の一部上乗せ助成を行うなど、支援を行ってきたところでございます。今後につきましても、農家のリスク軽減対策として、加入促進に向け、制度の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** 農家の方の災害への備えとして収入保険制度があるということですが、制度の内容や、この保険にどのぐらいの農家の方が加入しているのかについて教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○農政課長（前園洋一）** 収入保険制度につきましては、台風などの自然災害のほか、病虫害被害、それと価格低下、怪我、病気で収穫ができないなど、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少を広く保障する制度としまして、平成31年1月から開始されたところでございます。収入保険制度の積立金や保険料へは国庫補助もあり、農業経営を安定させる上で極めて重要な制度でございます。本市における令和6年の収入保険加入件数は176件で、加入率は青色申告者数の約33%です。県内の加入率は令和6年1月末時点で約24%となっておりますので、本市においては比較的多くの農家の皆様に加入をいただいているのではないかと思います。ふうんと考えているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。県内からすると、指宿市は割と保険制度

に加入している率が多いということが分かりました。それでも、まだまだ少ないのではないのかなっていうふうに思います。保険制度の加入促進のため、これまで市も支援をしてきたということは分かりましたけれども、今回の災害に対して国や県への支援の要望は考えていないか、お尋ねいたします。

**○農政課長（前園洋一）** 今回の台風10号における被害に関しましては、現在、農家の皆様からの作物の樹勢回復などの営農対策や資金の相談等に応じているところでありまして、県のほうでも、現在、相談窓口を設置しているということでございます。先ほども申し上げましたとおり、まずは国の支援する保険制度を御活用いただきたいというふうに考えているところなんですけれども、今後の国や県への支援の要望ですとか、あと市の支援策につきまして、農家の皆様からの相談状況ですとか作物の回復状況、営農活動への影響等も考慮いたしまして、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** もうたくさんの方がその保険制度に加入できるように加入促進を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、大規模災害について、お伺いいたします。市では、大規模災害に備えて備蓄品を備えていると思います。そこで、備蓄品の種類と数量についてお伺いいたします。これは以前、他の議員さんがお尋ねになったこともありますけれども、それからまた、状況が変わっていると思いますので、再度、お尋ねをしたいと思います。

**○危機管理課長（打越貴人）** 本市備蓄品の種類と数量についてでございますが、食料等として、飲料水2,422本、パン750食、クッキー1,070食。避難所設営用物品として、パーテーション174個、マット44枚、ダンボールベッド33個、ワンタッチテントベッドで16組。衛生用品として、タオル等2,390枚、トイレ凝固剤580包、生理用品200枚、毛布280枚、衣類570枚。そのほか感染症の対策用品などを備蓄しております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 今、お聞きしましたら、結構たくさんの枚数、個数を揃えているんだなっていうのがよく分かりました。本当にこの大災害が起きたときに、これで皆様を助けていただければありがたいなと思います。

それでは、この備蓄品の管理状況はどうなっているのでしょうか。保管場所、保存期間の管理、そして補充についてお伺いしたいと思います。

**○危機管理課長（打越貴人）** 備蓄品の保管場所につきましては、指宿庁舎、山川庁舎、開聞庁舎のほか、旧利永小学校で保管しております。備蓄食料の保存期間、期限は年に1回確認し、保存期限が1年未満となったものについては、防災啓発活動の一環として、自主防災組織が実施する訓練や防災講習会等で無償配布しております。なお、備蓄食料品は毎年購入し、飲料水については購入しているほか、一部の飲料水については、保存期限が経過した場合は、災害時応援協定を締結している事業所から無償で補充していただけるようになっております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 保存期限が経過しても大丈夫ということがよく分かりました。本当にこの備蓄品はずっと期限があるので、度々調べて、保存期限に間違いがないように、保存期限が過ぎたのを被災者に渡すことがないように気を付けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、避難所の生活環境について、伺います。市内に指定避難所というのは何箇所あるのでしょうか。市では、夏場の台風に伴い、避難所を開設する場合がありますが、避難所の暑さ対策が必要だと思います。そこで、伺います。全避難所のうち、エアコン等の冷房設備を備えた避難所は何箇所あるのでしょうか、伺います。

**○危機管理課長（打越貴人）** 本市では、76か所の施設を避難所として指定しております。全避難所のうち、冷房設備を備えた避難所は49施設になります。

**○15番議員（高田チヨ子）** 76か所のうちの49か所が冷房設備が整っているということでした。あとの27か所はないということですね。できればそこにも、お金も掛かることですが、備えていただければありがたいと思います。

また、台風は夏場に限られますけれども、地震等の災害は、今年の1月にも発生したように、いつ発生するか分かりません。もし冬に災害が発生した場合の寒さ対策はどのようにしているのでしょうか、伺います。

**○危機管理課長（打越貴人）** 備蓄品として毛布や衣類なども備えているところですが、不足することも想定されるため、カイロやストーブなど暖を取るために必要な物品を少しでも早く調達できるよう、市内の量販店等々、災害時応援協定を締結しております。しかしながら、災害の規模によっては市内の量販店からの調達が難しい場合も想定されますので、市民の皆様には、災害に備え、各自必要な物品等をいつでも持ち出せるように準備しておくことが大切であるということを広報紙やホームページ、各世帯に配布しましたハザードマップでも呼び掛けているところです。御指摘のとおり、災害はいつ起こるかわかりませんので、市民一人一人が日頃から災害に備えていただくことが大切であると考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 本当にそのとおりだと思います。災害は自助もとても大切なことになってきますので、それぞれが気を付けて準備をしていくということは非常に大事なことです。ただ、自助、公助、共助ってありますけれども、本当にみんなでそこを守ってって、誰も、あの悲しい被災者にならないために頑張っていただきたいなって、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、あと、停電。台風になると停電が起こります。その停電時は、いくら空調がついていても使用できなくなります。避難所には非常用電源装置を備えているのでしょうか。非常用電源を備えた避難所は何箇所あるのでしょうか、伺います。また、停電時の対応としてはどのようにしているのでしょうか、伺います。

**○危機管理課長（打越貴人）** 非常用電源を備えている避難所は8か所ございます。しかしなが

ら、非常用電源は、照明機器、家電製品等の最低限の電源を確保するもので、空調設備を維持するための電力確保は難しいところです。市では、携帯用の蓄電池2台、発電機5台を備えておりますが、大規模な災害等で非常用電源が不足する場合には、市内避難所への非常用電源の配備について、県を通じて支援要請を行い、電源の確保に努めることとしております。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。いつでも、避難した場合、災害時はもういつ停電が起こるかも分からないし、何が足りなくなるか分からないので、本当にもう普段から設備を整えておくということが大事ですよ。そして、市民の皆様もそれに対しての備えをやっぱりしっかりしておくことが大事だと思います。そのことも皆さんにお伝えしていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、レスキューホテルについて、お伺いいたします。実は、昨年、伊佐市のレスキューホテルに宿泊いたしました。最初、コンテナホテルだよって聞いて、コンテナホテルって何と思ったんです。コンテナがなんでホテルになるのかなと思ったんですけれども、実際そのレスキューホテルに宿泊したところ、とってもすばらしいホテルの一室という感じでした。客室はコンテナとなっているため、災害などの際は被災地へ移設し、避難所等として利用することができるようになっていました。大規模災害時は避難所が不足することが考えられるほか、このレスキューホテルは移動できるので、避難所が遠くてそこまで避難することができない地域の方々のために有効だと私は思っています。他市では災害時応援協定を結んでいるところもあるようですが、本市でも協定の締結はできないのか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** ホテル事業などを手掛ける千葉県の民間企業が、普段はコンテナ型移動式宿泊施設をビジネスホテルとして営業しながら、災害時には被災地へ移動し、避難所としても活用できる宿泊施設を全国各地で展開していることは承知しております。この民間企業は、県内で伊佐市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市、出水市、5市で営業されており、このうち5市を含む8つの自治体が、災害時には宿泊施設を移送してもらい、避難所として使用できるよう、災害時の応援協定を結んでいるようです。今後、応援協定を結んでいる自治体の話も伺ってみたいと考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 是非、その応援協定を結んで、そのレスキューホテルが指宿にも来たら、もっともっと助かる人が増えるんじゃないかな、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

また、他市では災害時応援協定を結んでいるということでしたが、本市でも、是非、その協定を締結していただきたいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** コンテナ型の移動式宿泊施設につきましては、被災地へ移動することが特徴でございますが、まずは、各拠点から本市へ移設する際の費用、敷地の確保、必要な設備等について、応援協定を結んでいる自治体がどのようにされているのか、今後、

お話を詳しく伺ってみたいと考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 是非、お話を聞いて前に進めていただけたらありがたいと思います。

市長、このことはどう思われますか。

**○市長（打越明司）** 突然の御指名でちょっと驚いていますけれども、非常に私も興味深いものだというふうに見ておりまして、指宿の場合には、実は災害時においても、特に2年前の14号でしたかね、その時には市内のホテルに緊急で避難される方々も随分おられたというふうに伺っております。指宿の場合には、そういう代われる宿泊場所があったりしますので、そういう意味では、常設をして、通常、ビジネスホテルとして使っているということでありますけれども、そういう意味では、若干指宿はそういう方々の事業の需要としてはひょっとしたら弱いのかもしれないなというふうには思いますけれども、移動式であって、その被災地へいつでも動くことができるという状況を考えますと、このピンポイントで、この南薩地域において非常に地域的なダメージの大きい災害がある場合には、そのような備えはあった方がいいなというふうに考えておりますので、先ほど課長からも答弁がありましたけれども、非常に興味を持ってですね、関心を持ってしっかりとやり取りをしてみてもですね、我々のほうで協定を結ぶなり様々なことが可能であれば進めていった方がいいなというふうに思っております。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。是非、協定を結んで、いつでもこう移動して来れる状態になっていったらいいなと思いますので、よろしく願いいたしますと。

それでは次に、HPVワクチンについて、お伺いいたします。このHPVワクチンの対象者の把握と周知についてお伺いしたいと思います。子宮頸がんは、唯一、予防のできるがんです。がんを防ぐことができるので、接種を希望する方々が少しでも多く予防接種を受けていただけるようにしていただきたい、そのように思っています。それでは、キャッチアップの対象者はどのような方で、その方々に対してどのような周知を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康増進課長（渡部晃子）** キャッチアップ接種の対象者は、平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの17歳から27歳の女性で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方となっております。周知方法といたしましては、市ホームページのほか、対象年齢でHPVワクチン未接種の方へ5月下旬に勧奨はがきを送付し、接種の御案内を行っております。また、最近テレビのコマーシャル等でも放送されているため、問い合わせや予診票の発行依頼が増えてきているところであります。接種を希望する方や接種について相談したい方は、母子健康手帳を御持参の上、指宿保健センター内の健康増進課又は山川・開聞各支所の市民福祉課の窓口にいらしていただきたいと思います。なお、市では、HPVワクチンとともに、子宮頸がんの有効な予防方法である子宮頸がん検診についても併せて周知等を行っている

ころです。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。HPVワクチンとともに、子宮頸がんの有効な予防方法である子宮頸がん検診についても併せて周知啓発をしているという今の答弁でした。本当にありがたいなと思います。どうか、この若い皆様が子宮頸がんにならないために頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

次は、難聴者について、伺いたいと思います。加齢により難聴になっている方が多いと思いますが、どれくらいいるのか、伺いたいと思います。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 本市の加齢による難聴の高齢者数でございますが、日本老年医学会の雑誌に掲載された老化に関する長期縦断疫学調査というものがございまして、このデータを用いて難聴者の割合を算出した論文がございます。これによりますと、65歳以上の難聴者の割合は56.8%となっております。この数字を本市の人口に当てはめますと、約8,800人ほどの方が該当するのではないかとこのように推測されるところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** 分かりました。もしかして私もその中に入っているのかな。年齢的にそう思ったりもしますが、まだ聞こえているので大丈夫かなって思ってはおりますが、いつかはこの難聴で悩む時が来るんじゃないかなって、そういうふうに思っております。

次に、ヒアリングフレイルチェックをすると、難聴であることに本人が気付いていないということが多いそうです。そこで、本人の気付きや支援につながっていくようにヒアリングフレイルチェックをすることが必要ではないかと思えますけれども、市では実施しているのでしょうか、伺いたいと思います。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 市として、こういったセルフチェックの周知だったり、特定の方々を集めて実施したりというようなことは行ってはおりません。しかし、難聴者に対する取組といたしましては、脳トレ教室やころばん体操などの高齢者が多く参加される場におきまして、対話支援機器というようなものを活用して、聞こえづらい参加者との会話につながっているところでございます。実際、双方が大きな声を出したり、聞き返したりというような、そういった回数、これが減少するというような効果は出ているようでございます。さらに、地域包括支援センターのケアマネジャー等が高齢者宅へ訪問した際に、高齢者の聞こえづらさに気付いたときには、先ほどの対話支援機器、こういったのを使うのはもちろんなんですけれども、耳鼻咽喉科、こちらのほうの受診につなげるとかというようなことも行っているところでございます。一方で、このヒアリングフレイルチェックなんですけれども、こちらは多くの高齢難聴者の気付きや支援につながるのではないかとこのようにも思いますので、今後、効果的な取組なども研究してまいりたいというふうには考えているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。本当に、このヒアリングフレイルチェッ

クをすることで自分が難聴なんだっていうのが分かる方が結構いらっしゃるみたいですので、市でも実施していただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、難聴に伴う問題点について、お伺いいたします。家族や友人と話をしているときに何回も聞き返したり、そうすることによって、家族や周囲の方が、実際は難聴なんだけれども認知症じゃないんだろかって思われてしまうことがあるそうです。この前、難聴の研修に行ってきたときに、そういう認知症ではないのに、難聴なのに認知症だと思われたっていう方が結構いるらしいんです。それで、これは認知症と難聴では全然違うよねっていうことで、今日、取り上げさせていただいたんですけれども、本当にそういうことが、認知症だっと思われないようにしていただきたいなって。そのため、認知症かもしれないと思った家族が適切でない関わり方をしている、そういう場合があるようです。市でもこのようなケースがあるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 今、高田議員からお話がありましたようなケースなんですが、そういうことの御相談だったりということは、今のところ本市ではないところでございます。しかしながら、難聴を認知症として捉えてしまうというようなことはあるかというふうにも思います。高齢者のこの聞き取りづらさというものが進んでしまいますと、どうしても大声で話をしなければならなくなりますし、うまく意思疎通が成立しないことから、徐々に会話が減少し、家族や周囲の方々との関係性の悪化につながるということは、これは考えられるところでございます。このようなことから、難聴であることへの早めの気付きは重要であるというふうに考えておりますので、難聴予防の啓発については引き続き研究等々を進めていきたいというふうに考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** よろしくお願いいたします。

それでは次に、この難聴の方のために補聴器の購入助成をしたらどうかという質問をしたいと思います。実は、新潟県では全市町村で補聴器購入助成を行っているということですので、本市においても実施するお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 今、お話がありました、この新潟県をはじめとして国内でこの補聴器購入助成制度、これを創設している自治体があるということは承知しております。高齢者の難聴は、コミュニケーションや社会的活動の減少、身体及び認知機能の低下につながるというようなことは懸念がされるところでございます。そのため、本市におきましては、高齢者の方々が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるようにと、生きがいつくりや社会参加の場を確保していくことこそが重要であるというふうに考えておりまして、ふれあいデイやころばん体操、各種ポイント事業などの様々な介護予防事業を展開しているところでございます。耳の聞こえづらい高齢者の方々にも多く参加していただくことで引きこもりを防ぎ、社会全体で高齢者を見守る施策につなげていきたいというふうに考えております。補聴器購入助成につきましては、全国市長会が、今年6月にですね、高齢者

福祉施策の充実に関する提言というものにおきまして、補聴器購入に対する補助制度の創設と難聴と認知機能の低下との関連性の究明を図ることを求めているところでございまして、本市といたしましては、今後の国の動向等を注視していきたいなというふうに考えているところです。

**○15番議員（高田チヨ子）** この補聴器、結構値段が高いです。少しでも助成をしていただけたらほんとにありがたいなと思います。もちろん指宿の経済を考えると厳しいのかなって思うところはありますが、なんとか助成をしていただけないものかと思います。これを市長に聞いたら駄目ですか。できなくてもいいです。この助成制度についてお答えしていただきたいと思います。

**○市長（打越明司）** 各地域で、まだそう多くはないんですけれども、助成制度がスタートしているところもありますが、御案内のとおり、その補聴器については非常に幅広い、高額なものから非常に簡単なものまであるようでして、大体は助成の上限を決めて、それ以内でというケースが多いようですが、ただ、先ほどの答弁にもありましたように、65歳以上、指宿でも1万6千人を超えていますけれども、その中で50数%、半分以上の方が調べればもう難聴が始まっているということで、そうなりますと大変な数の方々がその対象になりうるということですので、やはりその導入については慎重にならざるを得ないなというふうにも思います。まだ実は私、個人的に実は心配をしておりますのは、若い方々が学校に行くとき、あるいは勤務先に向かうときに、そうですね、イヤホンをつけて音楽を聴いたりしながら出かけて、それが例えば交通に危ないよとか、警報が聞こえないよとか、そんな社会問題がありますけれども、実はそういうことから考えますと、若い方々が、今の我々、昭和世代に比べると難聴になる確率は非常に高いということを伺ってしまして、そうなってくると、今後の社会では非常に社会的なその環境の変化から、これまで以上に難聴が増えてくる可能性がありますよね。そういう中で、今年6月に市長会で取り上げられて、全国市長会でした、6月、私も出席しておりましたけれども、要は、そのやはり難聴とこの認知症であるとか、様々なことの関連ってというのがまだしっかりと研究をされていない。なんとなくきっとそれは関係あるよねというような状況なので、まず、その関連性をしっかりと究明すべきだということと、そして、将来的にはそうした難聴についての支援制度をしっかりと国として確立すべきであると、この二つを並行してですね、今、要望を出して、今年、採択したということがあります。その賛同には、私も賛成をするところではありますが、今、直ちに指宿でその助成制度を作っていこうかということについては、先ほどのような非常に多くの方々が、今、可能性がある。僕も多分ヒアリングフレイルを調べたら可能性はあるんじゃないかなと。声の大きい人は大体その可能性があると言われていきますので、ほんとに多くの方々がその対象者になるのかなと。そう思うと、やっぱり早い段階から、それに対しての予防であるとか、どういう取組をすれば少なくとも進行が進んでいかないとか、そういうことについての研究を一

生懸命するのも必要なというふうに思っているところです。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。多分、私もそのうち難聴だって言われるようになるんじゃないかなって思います。でも、難聴にならないようにと言ってもなかなか難しいので、そこはまた気を付けていかないといけないなと思ってはいます。ありがとうございました。

では、それでは次のヤングケアラーについて、お伺いいたします。先ほどヤングケアラーの現状について答弁していただきました。そこで、今度は市や学校の対応について、お伺いいたします。それでは最初に、学校ではどのような対応を行っているのか、教えていただきたいと思います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、表面化しにくい面がある中で、学校では、朝の健康状況や身なりなどの観察、毎日の日記、教育相談などから情報収集を行い、実態把握や早期発見に努めております。また、ヤングケアラーと思われる児童生徒に気付いた場合は、スクールソーシャルワーカーと連携し、面談や家庭訪問等で得た情報を地域福祉課や関係機関等と共有するなど、適切な支援に努めております。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。指宿は結構このスクールソーシャルワーカーの方が一生懸命頑張って対応してくださっているというのもお聞きしています。本当にこのヤングケアラーのお子さんを助けていただきたいと思いますので、頑張してほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、学校における今後の対応について、お伺いしたいと思います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 学校では、これまで同様、定期的に行う学校生活に関するアンケートや教育相談等を通して、ヤングケアラーの視点での実態把握や早期発見に努め、必要な支援につなげるよう指導してまいります。また、管理職研修会や生徒指導主任等研修会などで、ヤングケアラーの現状認識、学校の役割、支援等について理解を深め、教職員への意識啓発につなげていきたいと考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 今、学校での対応の仕方を教えていただきました。

それでは、このヤングケアラーの相談があった場合、市ではどのように対応しているのか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** ヤングケアラーについての相談があった場合には、子供の家庭の状況について情報収集を行い、個別ケース検討会議を開催するなど、関係機関と連携を取りながら、その家庭に必要な支援を行っているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** それでは、ヤングケアラーがいる家庭への支援はどのようにされているのか、教えていただきたいと思います。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 家庭の状況により支援の方法は異なりますが、家庭相談員とスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問のほか、介護保険サービスや障害福祉サービスの案

内など、関係機関とも連携しながら支援を行っているところでございます。ヤングケアラーへの適切な支援を行うためには、市民からの情報提供や早期発見が重要となりますので、相談しやすい環境づくりや社会的認知度を高めるため、広報紙やホームページなどでヤングケアラーについての周知活動に努めてまいりたいと考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** どうぞよろしくお願いします。そのヤングケアラーとして、今、一生懸命頑張っているお子様たちが楽しく、また、学校に出てこられるようにしていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回は、市民の皆様が安心して安全に楽しい生活ができるようになればいいなどの思いから、4項目について質問をさせていただきました。今日は、朝の質問者の方も、ありがとうございます、ありがとうございます、何回もおっしゃっていました。ほんとにありがとうございますってすばらしい言葉だなと思います。ここにありがとうございますという言葉があります。ありがとうございますは奇跡の言葉です。口に出せば元気が出ます。耳に入れば勇気が湧きます。外国に行ったときも、ありがとうございますの言葉だけは現地の言葉で伝えることにしているそうです。この方はですね。サンキューとかメルシー、ダンケ、グラシアスもいろんな言葉がありますけれども、それを心を込めて、きちっと相手の目を見て言っていますと言われていました。このありがとうございますという言葉を使うとき、また聞くとき、人は心の鎧を脱ぎ捨てる。人と人が深いところで通い合える。ありがとうございますが非暴力の神髄なのである。ありがとうございますの中には、相手への敬意がある。謙虚さがある。人生に対する大いなる肯定がある。前向きな楽観主義がある。強さがある。ありがとうございますと素直に言える心は健康である。だから、ありがとうございますを言うたびに、あなたの心は光ってくる。体にも生命力が湧く。自分がどんなにたくさんの人や物に支えられて生きているか、ありがたいと思う。その自覚が、感激が、その喜びが、さらに幸せを呼ぶ。幸せだから感謝する。それ以上に感謝するから幸せになるのである。

ありがとうございますについて、こういうことが書かれてありました。本当に毎日毎日、ありがとうございますって言って過ごせるように、私も努力していきたいなと思います。今日はありがとうございますでした。以上で終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時38分 |
| 再開 | 午後 | 2時49分 |

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

12月2日から保険証の発行廃止をめぐる、マイナ保険証がないと医療機関が受診できなくなるなどの不安が患者、国民に広がっています。政府が現行の健康保険証は発行されなく

なります。マイナンバーカードを御利用くださいとポスターやチラシで宣伝しているからです。そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは任意です。さらに、マイナンバーカードを保険証として登録するのも、マイナ保険証を使うのも任意です。任意の制度を普及するために保険証を廃止することは全く道理がありません。任意であることを患者、国民に徹底すべきです。政府は、現行の保険証の廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に交付するとしています。また、マイナ保険証を持つ人が、自分の保険証を持つ人、自分の保険情報が正しくひも付けられているかを確認するために、資格確認書とは別に資格情報のお知らせという書面も配布します。まず、資格確認書、資格情報のお知らせ、どちらも保険資格について保険証と同じ内容が記載されていて、保険証を廃止しても同様のものを配布するわけです。支離滅裂と言わざるを得ません。医療機関の窓口では、マイナ保険証の読取機の不具合、災害による停電など様々なトラブルが起きています。制度の仕組み上、トラブルをゼロにすることはできません。その際、資格確認に使われているのが保険証です。円滑に受診するために、マイナ保険証とともに保険証を持参することを厚労省も推奨してきました。保険証廃止後は、資格情報のお知らせを提示することになります。何のために保険証を廃止するかが意味不明だけでなく、これからは保険者の負担を増大させます。資格確認書、資格情報のお知らせを発送する作業を、マイナ保険証を持っていない人も日常的に把握するなど、手間がかかります。速やかに配布しないと、保険資格の確認ができる窓口で10割負担を強いられる事例が生じます。これを防ぐのが保険者の説明責務です。大変な作業になります。さらに重大なのは、現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてくるのに対し、マイナ保険証は5年ごとに役所に行って自分で更新しなければならないことです。更新を忘れると、窓口で10割負担を求められかねません。資格確認書も法律で希望者が申請することになっており、当面の間、申請なしで送られていますが、その後は決まっていません。マイナンバーカード保有の割合は70%台半ばにとどまり、7月のマイナ保険証の利用率は11.13%に過ぎない。個人情報漏えいにつながる医療情報の誤登録や、システム不具合による医療費誤請求といったトラブルが響いているのには間違いありません。政府は適切な治療につながると利点を強調するが、多くの国民はメリットより不安が上回っており、保険証廃止は強引と言わざるを得ませんのが現状ではないでしょうか。

まず、通告に基づいて一般質問する前に、一般質問の通告をするときに入浴券発行と通告すべきのを入浴券購入と通告をいたしました。訂正してお詫び申し上げます。

それでは、一般質問をいたします。

熱中症対策について。9月の半ばを過ぎても猛暑日が続いていますが、熱中症で救急搬送者はこの3年間の実績はどのぐらいか。

2番目に、マイナンバーカードの保有率とひも付けられたマイナ保険証の登録率と利用率はどのぐらいか。

3番目に、レジャーセンターかいもんについて。入浴券の発行はどのようになっているか質問して、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 吉村議員から3問ほど質問をいただきましたが、私は、レジャーセンターかいもんにおける入浴券の発行についてお答えしたいと思います。温泉入浴助成事業は、ヘルシーランドやレジャーセンターかいもんを利用する65歳以上の高齢者等を対象に、入浴料の一部を助成することで、高齢者等の健康の保持増進及び保健の向上を図っている事業でございます。現在、入浴券助成の受付及び発行については、毎年4月に集中して申込みが殺到するために、各施設での取扱いではなく、営業に支障が出ないように、温泉入浴事業の管轄部署である各庁舎の健康保険担当窓口にて行っているところであります。ちなみに、昨年度、令和5年度でこの助成券を発行したのは、指宿全体で1,297名というふうになっているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長等からお答えさせます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 熱中症によります救急搬送者数についての御質問でございます。本市における熱中症による救急搬送者数につきましては、令和3年の4月から9月は33件、令和4年の4月から9月は63件、令和5年の4月から9月は51件、令和6年の4月から8月は75件となっております。令和6年9月の実績はまだ確定はしておりませんが、8月までの時点で、令和3年から令和5年の各年の4月から9月までの総件数を超えているというところでございます。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 私のほうからは、マイナンバーカードの普及率につきまして御説明いたします。この普及率につきましては、これまで国が公表しております交付率、これに基づいて御報告してきたところでございますけれども、この数値は単純に自治体ごとの交付枚数を集計したものでございまして、転入・転出や死亡による人口の増減等が反映されておりました。これに対しまして、国が新たに公表している、先ほど御質問でもございましたけれども、保有率。この保有率につきましては、それらの社会動態でありましたり、自然動態、これらを反映した、より実態に近い数値となっておりますので、本日の答弁から、実際にカードを保有しておられる市民の割合として保有率をお示しすることにつきまして、御承知おきくださるようお願い申し上げます。令和6年8月末現在での本市のカード保有枚数は2万9,712枚、保有率は78.4%で、鹿児島県では79.8%、国全体では74.8%となっているところでございます。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 私のほうからは、国民健康保険の被保険者におけるマイナ保険証の登録率、あと利用率について御説明させていただきます。午前中、松下議員のところでも同様の説明をしたかと思いますが、本市の国民健康保険被保険者におけますマイナ保険証の登録率は、7月18日時点で71.94%となっております。また、外来で医療機関を受診された方のうち、マイナ保険証を利用された方は、令和6年6月末で受診者全体の26.77%となって

おります。なお、後期高齢者医療保険におけるマイナ保険証の登録率は、令和6年6月末時点で66.1%となっておりまして、利用率につきましては21.42%となっているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 熱中症対策のほうから質問していきますけど、令和3年から令和6年のうち、6年については、8月までで75名が搬送されてるということですけど、重症者として何件ぐらいあるものなんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 重症度については確認をしておりませんでした。すいません。

**○10番議員（吉村重則）** 今、今年なんか特に家庭にいる場合は、24時間エアコンを入れなければ、個人の家庭の中ではちょっとおれないという状況だと思うんですけど、高齢者で亡くなられている方々の原因としては、エアコンがあっても使わないとか、エアコンを設置していないとか、そういうあれが結構出ているわけですね。そういう面からしたときに、指宿の場合、そういう家庭状況とかその辺は掴んではいないんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** クーラーの使用についてでございますが、指宿南九州消防組合本部に確認をいたしました。住居からの熱中症搬送者におけるクーラー使用の有無については、把握をしていないとのことでした。

**○10番議員（吉村重則）** 一般的な家庭の中でも、本当、24時間エアコンをつけてなければもう個人の家には居れないというのは現実だと思うんですね。ほとんどの方が年金生活者だと思うんですけど、年金はこの12年間の中でもやっぱり減らされてきていると。物価高の中でなかなかエアコン使えないという条件もあると思うんですけども、そういう低所得者と言ったらいいんでしょうか、その辺の支援については何も考えてないのか。今年の場合でも75件が搬送されていると。毎年上がってきているわけですね。そういう面から考えたとき、これから先、来年、再来年に向けてやっぱり何らかの対策を取るべきだと思うんですけど、その辺ではもう全然検討はされてないんでしょうか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 低所得者の方に対する支援についての御質問ですが、電気、ガス料金の激変緩和措置として、今年5月使用分まで国において直接的な料金負担軽減支援が行われておりました。この支援策は5月使用分でいったん終了しておりましたが、酷暑乗り切り緊急支援として8月使用分から3か月間再開するとのことでした。なお、市といたしましては、個人に対する電気料の補助及びクーラー購入の助成等については考えていないところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 国のほうで支援をしているということですが、これについては低所得者だけなんですか。もう国民全体、一般的に、全体的にそういう助成がされているということなんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 国における電気ガス料金の軽減支援につきましては、一律請求時に請求額から控除されておりますので、低所得のありなしにかかわらず減額をされていると

ころでした。

**○10番議員（吉村重則）** 本当、年金は減らされ、物価高騰の中でもう生活は本当に非常に大変な状態になっていると思うんですね。本当、普通の方も一緒、国民全体がそういう状況なんですけど、やっぱり年金生活者の場合は、特にそういう面では非常に厳しい条件だと思うんですよ。ですので、市としても何らかの助成を、今後考えるべきだと思うんですけど、市長、どのように考えますか。

**○市長（打越明司）** これについては、今、健康増進課長のほうでお答えした以上の答弁、私のほうからはなかなか難しいなと思います。今、今年のその電気・ガス代等々について、今年だけではなく、ここ2・3年、非常に高騰している中で、様々に政府が、その都度支援を行ってきた。その範囲を超えて、自治体のほうで個人の生活支援ということを、特に、今、実行しようという予定はございません。

**○10番議員（吉村重則）** 家庭の場合は屋根も低く、屋根裏が相当温度が上がるという面からすれば、公共施設の場合はエアコンを常に使ったりとか、体育館なんかにしても天井が高いたからか風が通るわけですよね。そういう意味では、本当、無料開放として、公共施設を無料開放することによって、一時的にそういう経済的な部分を乗り切るためにも、3か月、4か月をそういう解放すべきではないかと思うんですけど、その辺はどのように考えますか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 熱中症対策では、暑さを避ける、こまめな水分補給、適度な休憩が大切です。屋内では扇風機やエアコンを活用して室内を過ごしやすい温度に保ったり、気温が上がる日中は外出を控えたり、また、屋外で過ごす場合は、適度に休憩を取り、体温が上がり過ぎないように帽子やタオル、熱中症対策グッズを活用して熱中症対策を行っていただきたいと考えております。なお、公共施設の無料開放につきましては、受益と負担の公平性を確保する観点から、慎重な取扱いが必要と考えております。しかしながら、極端な高温の発生時においては熱中症リスクが高まることから、冷房施設が整っている公共施設の開放について、今後、検討してまいりたいと思います。

**○10番議員（吉村重則）** 行政のほうから、そういう熱中症対策として特にエアコンなんかをつけなさいということを言われたとしても、経済的に言って非常に厳しいという部分があるんですよね。そういうことを考えれば、4月から8月、9月までは解放しますよという方向で、もう1回、前向きな方向での答弁はもらえないものなのか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 重ねてになりますが、公共施設の無料開放については、受益と負担の公平性を確保する観点から、慎重な取扱いが必要になると考えております。冷房施設が整っている公共施設の開放については、今後、検討してまいりたいと思います。

**○10番議員（吉村重則）** 異常気象はこれからどんどん続いていくような状況、去年からすると今年も猛暑日はどんどん増えてきているし、そういう面では、本当、市民の命を守るという面からも、是非、前向きの取組をお願いします。

マイナ保険証については、同僚議員の質問の中でかなり答弁がなされたわけですが、マイナ保険証持っていない方には資格確認書で、持っている人に対しては資格情報のお知らせを発送するという事になっているわけですが、この中身の違い。マイナ保険証を持っている人に対してはそのお知らせを知らせながら、持っていない人は資格確認書というのをするんですけど、この資格確認書と、そのお知らせの中身、内容的にはどういう違いがあるんですか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 資格情報のお知らせと資格確認書の違いについてということですが、けれども、ほぼ内容的には一緒です。結局、資格確認書のお知らせを、なぜマイナ保険証の方々に発行しなければならないかということについてはですね、先ほども、松下議員のところでも、台風とか災害とか、マイナンバーカードのカードリーダーが読み取りができないときに、結局マイナ保険証をバーコードで読み取りができないものですから、結局確認ができないわけですよ。その際に、この資格情報のお知らせを持っていればそれで一応受診ができるということになりますので、資格確認書については保険証の代わりということで認識していただければと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 内容的には、保険証と保険証の内容が資格確認書にもお知らせの中にも同等のものが入っているという、内容的には一緒だという答弁だと思うんですけど、そのマイナ保険証を作っていない方が途中でどんどん入って、申請して保険証を作った場合の、行政側ですよ。保険者側にしてみれば、誰がいつするか分からないわけだから、それを常にチェックする仕事量そのものはかなり増えるんじゃないですか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 現時点でですね。こういったトラブルというか、その窓口対応の件数でありますとか、そういったのは、現時点で多い少ないという判断は現時点ではつきかねることではありますけれども、議員のおっしゃるとおり、確かに今までなかった窓口での内容等についてですね、今までなかったようなことがあった場合に私どもも戸惑うことはあるかもしれませんので、そういった際に、やっぱり私どもとしましては、国の指針、方針等に基づいて色々に対応マニュアル等があると思いますので、そこら辺を見てですね、ちゃんと迅速な、かつ適正な対応に努めたいと思っているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 一定の障害のある方、寝たきりの方とか、そういう方に対しては、そのマイナ保険証と同時にこの資格確認書というのを発行ができるという話も聞いているんですけど、これはもう事実なんですか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 現状におきましてですね、介護施設等に入所されている方についての対応ということでもよろしいでしょうか。介護施設に入所されている方ですね、既存の保険証など本人が管理できない場合、施設側でその保険証など今も管理はされていると思うんですけど、マイナンバーカードの管理については、重要な個人情報であります。よって、管理する側もやっぱり難しさを感じているというお話は聞いているところでござい

ます。また、施設入所者におきまして、現在、生活を送る上でマイナンバーカードを利用する機会があまりないことから、現時点では申請されてない方が多いと思われ、カードを預かってない施設もあると聞いているところでございます。施設がマイナンバーカードを預かるとなりますと施設側の負担も増えると思いますが、マイナ保険証での受診が困難な場合や、カード管理が難しいようであれば、本人でなくても資格管理者の申請が可能でありますので、是非、申請をしていただいて、現時点においては資格確認書による管理をお願いしたいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** つまり、施設に入っている方については、マイナ保険証と資格確認書が発行されるという捉え方でよろしいですか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 資格確認書の発行には、ある一定の特定の条件がございますので、その特定の条件をクリアした方であれば、マイナ保険証と資格確認書、両方持つことは可能であります。

**○10番議員（吉村重則）** ある一定の条件で両方持つことはできるという説明だったと思うんですけど、今度は医療の側から、病院の側から考えたときに、健常者であればマイナ保険証しか持てない、資格、お知らせでしたっけ、を持ってなきゃならないという説明ですけど、医療を受ける段階で分からないわけですよ。だから、そこに違いというのはどういうことになるんですか。健常者の場合は保険証を持っていて、いろいろトラブルがあった時に、そのお知らせを見せることによって確認ができる。だけど、そういう寝たきりとか、施設に入っている方の場合においては、両方持てるということになったときに、医療を受ける段階で、医療側は分からないわけですよ。だけど、保険証もありながら、そういう資格確認書というのを持っていて受けたらなった場合に、だから、つまり、私が言言いたいのは、そういうのは、部分的にできるんだったら、全員、全国民が保険、マイナ保険証を持ってようが持ってまいが、そういう確認書でいいんじゃないのという捉え方ができるわけですよ。そこはなぜなのということを聞いているの。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** このマイナ保険証の制度についてはですね、国の政策でありまして、私の末端行政の立場から言いますと、国の政策を推進していかなければならないので、私も末端行政のほうでですね、例えば資格確認書だけでいいとか、マイナ保険証だけでいいとか、そういう判断はつきかねるところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** ちょっと理解。支離滅裂と。国のやり方がいかにあれしてるかと。逆に言えば、行政に対して、市町村に対して、保険者として仕事をどんどん作って、いろんな人がいるわけですよ。その人を一人ひとりに対応するために職員は時間を割かれていく。市民の側からすれば、いろんなサービスを受けたいのに、職員はそっちのほうに集中されるという捉え方ができるわけですよ。国がそういう制度を作ったために、それに1件1件対応するために職員はどんどんしていくわけだから。そういう面で本当納得できないなと思って

いるんですけれども。まあそれは国の制度でそういうお知らせと、資格確認書を発行しろということだから、もうそれはそれとして認めざるを得ないんだろうなと思うんですけれども。あと、あの現、保険証の中で、短期保険証と資格証明書ですか、これに対する対応はどのようにっていくんですか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 資格確認書と、あと短期保険証の方々に対しての資格情報のお知らせ、資格確認書の送付は、区分と言いますか、どういう方々に出しているかという御質問でよろしかったでしょうか。まず、短期保険証の方についてですけれども、短期保険証を持っている方でマイナ保険証の登録がされている方、それとされてない方と二つに大きく分かれるんですけれども、マイナ保険証の登録をされている方についてはですね、資格情報のお知らせというのを送付いたします。そして、登録をされてない方については資格確認書を送ります。以上です。

**○10番議員（吉村重則）** 今の答弁については、マイナ保険証の登録と登録でない部分ですね、今の答弁については。短期も発行されてない方々についてはどうなるんですかということも含めて聞きましたので。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 資格証明書につきましては、現在、本市におきましては27所帯ございます。その方々についてもですね。先ほど短期保険証の件でちょっと答弁しましたけれども、資格証明書を持っている方でマイナ保険証の登録をされている方ももちろんいらっしゃいますし、されてない方もいらっしゃるかと思います。そして、その前の保険証の登録をされている方については、先ほど申し上げたとおり、資格情報のお知らせ、この中で特別療養費という表記がされます。データとして格納されます。そして、マイナ保険証の登録されてない方、この方についてはですね、資格証明書に特別療養費という文言が入った形で通知がなされる形になっております。

**○10番議員（吉村重則）** その特別療養費が出ている方についてはどういう中身なんですか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 特別療養費につきましては、厚生労働省のほうからですね、納付状況に応じて特別療養費の対象となるということで、つまり、特別療養費というのが、医療機関で受診した際は10割払ってねという方々になります。

**○10番議員（吉村重則）** 国保税が高すぎて滞納されていると思うんですよ、本当言って。そういう中で、そういうもので10割払いなさいって言っても、病院に行って払える状況じゃないと思うんですよね。そういう面では、ちゃんと対応して、3割負担なり、そういう対応はできるのかどうか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 厚生労働省のほうから、先ほど申し上げましたけれども、納付条件において特別療養費の対象となると。要は、税金をちょっと納められない方、そういった方々については、現在、短期保険証もしくは資格証明書というのをお送りしているんですけれども、今回、マイナ保険証の制度に移管、12月2日以降、保険証も発行されませんの

で、できればですね、私ども保険者としましては、これまでと同様にですね、納税相談を行いまして、定期納付を確約していただいた、そのような方に対してはですね、個々の負担割合で受診できないか、今現在、検討しているところでもあります。まだ、この詳細につきましては、国のほうからですね、まだ取扱いであるとか指針等が示されておりませんので、こうなりますよというのはこの場でちょっと言及しかねるところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 本当言って、生活が困窮していて納められないと。もう本当に病院にかからなきゃならないという点については、やっぱりちゃんとした対応をして安心して受けられる、そういう状況だけは、国のそういう方針だけでなくして、市民の本当の命を守るという面からすれば、市としてはちゃんとした対応すべきだと思うんです。もう1回、そこについて、そういう異常事態があったときの対応については、ちゃんとできるのかどうか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 議員のおっしゃるその異常事態というのが、例えば交通事故等に遭われて緊急で医療機関に救急車等で搬送されたといった場合のケースでよろしかったでしょうか。そういった場合は、命の危険に関わる場合はですね、ちゃんと医療行為、現行で言いますと短期保険証で、例え短期保険証である方でありましてとか、資格証明書を持っている方についても、一応保険証を発行して、一応3割負担で受診できるような形を取らせていただきたいと思いますと思っているところです。

**○10番議員（吉村重則）** マイナ保険証も、もう本当任意なのに、国のほうでは免許証をできるようにするとか、医療側にしても、その受診率が5%、10%、15%によって病院側に下りるお金まで調整しているような、そういう報道もされてきています。だけど、市民の命を守るという面では本当にちゃんとした対応をしていただきたいということで、次の質問に入ります。

入浴券の発行について、一応、市長のほうから答弁があったわけですがけれども、当初、開聞のほうではレジャーセンターのほうで入浴券の発行をされていたみたいなんですけれども、今は本庁、支庁、支所のほうで発行するようになっていきますけれども、ただ、交通の便が、もうバスもどんどん減らされてきて、なかなか支所まで行けないという状況も出てきているわけですね。そういう面から考えたときに、そういう市の出先機関って言ったらいいいんでしょうか、そこで発行が可能なのかどうか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 過去において、レジャーセンター、若しくはヘルシーランドですね、施設で入浴券を発行したというのは、私も確認しましたところ、していたようです。それで、先ほど市長が申し上げましたとおり、やっぱり繁忙期とかそういった時期にこういう申請等があると、業務が煩雑化するというので取りやめたということで聞いているところではありますが、事前に施設の方に私のほうで確認をしましたところ、現在、システムというか個人の情報というか、宛名管理のところの確認ができるということです。4月以前につきましては、3月中に申込みを取りまして、それを回収しまして開聞支所のほうで

レジャーセンターについてはですね、開聞支所のほうでまとめて印刷をかけて、4月末に施設のほうに持って行って、そこで交付するような形で、今、検討をしているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 3月までに注文というか、申込みを取るということですけど、それはどういう形でするんですか。開聞だったら開聞支所に行って、そういう申込みをするということなのか。各家庭にしながら何らかのそういう申込書とか、そういうのを配布した中でするものなのか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 現在、各支所、あと指宿庁舎におきまして、一応申請書を書いていただきましてですね、交付する形を取らせていただいているんですけども、一応4月まではですね、支所のほうで印刷をするんですけども、4月以降についてはそれぞれの施設で一応、先ほど言った宛名管理の情報が見れますので、その人が本人かどうかの確認をする上でですね、システムで確認ができますので、その場で一応発行ができるような形ができればいいなと思っていますところですよ。

**○10番議員（吉村重則）** 本当言って、免許証を返上して、移動手段がないという部分で言えば、もう支所のほうにもなかなか行ける条件じゃないわけですので、そういう面では、4月以降についてはそういう出先機関で発行できると。だから、3月中に申し込まなくても、4月以降レジャーセンターで申し込めば、即できるということによろしいんですか、

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** そのとおりでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 開聞のレジャーセンターは、旧開聞町時代に町民の福祉、そういうことでレジャーセンターをあれしていると思うんですけど、施設としては柔軟体操と言ったらいいいんでしょうか、あれをしたり、なんちゅうの、いろんなエアロバイクかなんかがあるんだけど、利用がされてないわけですよ。昔使っていた場所が、今、倉庫になっていて使われてない状態なんですよ。その部屋を見てみれば、ちゃんとエアコンも付いているし、使おうと思えば使えるわけですよ。そういう施設について本当に充実させると、改良して利用者に利用してもらうという方向では検討はされてないのかどうか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 現在、ヘルシーランドが休館ということで、ヘルシーランドの利用者がレジャーセンターのほうに行っているということもございまして、レジャーセンターの利用者が、現在、増えているというところでございます。このことにつきまして、非常に喜ばしいことであるというふうに考えております。地元の方のみならず、開聞岳登山者や市内外の多くの皆様に御利用いただきたいというふうに思っております。一方で、利用者の増加に伴い、テレビ前の休憩室に利用者が滞留することも見受けられるようですので、議員おっしゃった施設奥側の畳部屋、ここの利用も促していきたいというふうに思っております。利用者がお互いに気持ちよく利用できるような環境づくりに努めてまいりたいと思っております。また、そのエアロバイクであったりとか、そういったものの利活用

も、実際あそこにあるということを知らない方もいらっしゃると思いますので、ここにあるということも広報しながら、周知しながらですね、利活用を図ってまいりたいというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 畳部屋の場合は40畳ぐらいですよ。そうなった場合に、常にエアコンなんか使った場合にはそんだけ電気料なんかも上がるわけで、それでも畳部屋も同じように利用するのか。それとも、そういう部屋の、エアロバイクなんか使う部屋なんかの場合は密閉されていて、エアコンを入れればそこで十分できるわけですよ。ですから、人数は少なくとも使えるわけですよ。そういう面での改修というか、当初使われていたような利用の仕方もあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 畳部屋の改修についてというところですけども、現段階、私どもの周知も足りないのか、利用者が少ない状況にあります。今後、利用状況を見ながらではないとなかなかあそこに対して改修をかけていくというところは、現段階でできませんという答弁はなかなかできかねるところではございます。

**○10番議員（吉村重則）** そういう面では、今回、10月から値上げについては反対はしたんですけども、値上げをされているという部分では、やっぱそういうサービスも向上させるという、いろんな面でそういうのを取り組んでもらいたいんですけども、いろんな、外側で言えば、テニスコート場がもうそのまま車の駐車場になっていたりとか、そういうことがされているんで、そういう面では子供の公園化も含めていろんな検討をすべきだと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** テニスコート跡ということでございました。テニスコート跡につきましては、平成22年度にテニスコートとしての利用は廃止をさせていただいておりまして、現在は駐車場として活用させていただいているところでございます。ヘルシーランドの利用者の方々の利用も多いことから、前のほうの駐車場が満杯にすぐなりますので、今はその旧テニスコート跡地の利活用を促しているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** ヘルシーランドが休業中ということで、表の駐車場はすぐ満杯になるわけですよ。それから考えれば、来年の6月ですか、7月ぐらいまでの間だと思うんですけど、旧国民宿舎の跡を、民間からまだ買い取ってないわけですけども、半年なり1年なり、あその駐車場が利用できるようなになればもう全然違うと思うんですよ。どんだけ子供のプールで来ても、やっぱり近くに駐めるわけですよ、どんなことを言っても。だから、その辺の対応はできないのかどうか、検討はできないのかどうか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** かいもん荘跡地のことかと思います。かいもん荘跡地につきましては、現在、その事業者の好意で、駐車場としてお借りをしている状態でございます。ヘルシーランドの利用者、特にスイミングスクールの家族とかは、前のほうの駐車場ではなくテニスコート跡地のほうに駐めていただくようお願いをしております、現在、そ

のようにしていただいているよというふうに私のほうでは認識をしているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** そうであれば、そこ利用させてもらっているんだったら、あと1列できるような対処なんか簡単にできるんじゃないですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 議員がおっしゃるようなそういったスペースがあるのかどうかにつきましては、また改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

**○10番議員（吉村重則）** あと、この前温泉に入ったんですけど、新しい千円札では入浴券を買えないんですよ、販売機が。だから、もう今後、お金が変わっていくんだから、早急に取り換える必要があると思うんですけども、どうなんですか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 新札対応につきましては、費用対効果もございまして、現段階でまだ導入ができておりませんので、今後、また引き続き導入については検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** あと、開聞地区で送迎バスが利用されていると思うんですけども、今のところ川尻地区の住民については乗れる条件ではないですよ。その辺の検討についてはされないのかどうか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 川尻地区内でレジャーセンターの送迎車の乗降につきましては、開聞町時代におきましても幾度か実施をしていたようです。最近では、区長を通じて要望がありまして、令和4年12月から令和5年2月にかけて運行をいたしたところ、利用者の実績はゼロということで、運行を取りやめた経緯がございます。とはいいながらも、今回、また、このような御意見があったということもございますので、利用者のニーズを把握した上で、川尻地区内での乗降について、また再度慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 開聞、川尻地区の役員さん、区長さんと言ったらいいのかな、を含めて、やっぱ懇談をして、それを区民に知らせることをしなければ、そういうことは実現したとしても利用そのものは増えないと思うんですよ。そういう意味では、川尻地区の皆さんと懇談をしながら、やっぱりいつがいいのか、その辺を検討すべきだと思うんですけど、それはどうなんですか、

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 議員がおっしゃるとおり、区長さんの方々との意見交換を踏まえて、また川尻の区民の方々にも声が行き届くと言いますか、区民の方々の御意向を吸い上げるような形で意見を聴いてまいりたいというふうには考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 入浴券の問題にしても、そういう送迎バスにしても、本当に開聞地区においてはすごく大事な部分だと思うんですよ。そういう面では早急に対応していただきたいと。

あと、この前温泉に入ったときに、わざわざ二月田とか、旧指宿市のほうから来ている

と。そうした場合にガソリン代が掛かると。今回、300円券が値上がりするという面では、今後、行けるかどうか。逆にもう喜入のほうに走った方が楽じゃないかということも言われていました。そういう面では、やっぱ川尻のレジャーセンターの場合は、サウナがあって、サウナと水風呂の中でもうすごくいいから、もう結構長い期間通っているんだと。だけど、今回の値上げについては、本当、今後、どうするか分からんというような話もされているんですよ。だから、やっぱ本当に川尻のレジャーセンターを愛する……

○議長（西森三義） 簡潔にお願いします。

○10番議員（吉村重則） その辺もまた検討すべきだと思うんですけど、どうですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） レジャーセンターかいもんにつきましては、サービスの向上はもちろんではあるんですけども、現在の経営状況の改善というところも今回の料金改定の目的としているところでございますので、御理解のほういただきたいというふうに思っております。

## △ 延 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、19日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲

# 第 3 回 定 例 会

令和 6 年 9 月 19 日

(第 3 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和6年9月19日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第127号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第4 議案第128号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志

建設部長	高田博憲	教育部長	紺屋聖一
総務課長	濱上和也	危機管理課長	打越貴人
財政課長	上村圭一郎	長寿支援課長	上川床聡
観光施設管理課長	園田浩一郎	耕地林務課長	村元重夫
土木課長	東恵一	都市・海岸整備課長	窪田幸一郎
学校給食センター所長	水流弘樹	水道課長	湯ノ口繁生
危機管理課主幹	鎌迫明寛	地域福祉課主幹	豊留真矢

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	池水拓也	主幹兼調査管理係長	下川裕一
主幹兼議事係長	川畑裕二	議事係主査	古川浩仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

18日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

○13番議員（新川床金春） 皆さん、おはようございます。

指宿市は、財政状況が大変厳しい状況であることから、2年半前の市長選で、市の財政状況は火の車であることを公表し、財政改革をすることが必要と訴えた打越市長を市民が選出し、打越市長が誕生しました。その後、お金がないからといって、高齢者が楽しみにしていた敬老祝い金を、財政改革の名のもと削減しました。あわせて、各種利用料金の値上げを実施しながら財政改革に取り組み、事務事業の見直しを徹底しています。市民には、敬老祝い金や財政負担をお願いする中、委託事業で無駄な予算を試算し、現業職員が明らかに欠員していながら、満額支払っていることが判明しました。8年ぐらい前に、指宿温泉まちづくり公社の現業職員の方々が、給与が安いから賃上げをしてほしいと相談があり、翌年は1万円賃上げすることができました。近年は、現業職員が定数に足りず、時間外労働で超過勤務し大変だという声が私に届いてきましたので、こつこつ調査してきました。議員や多くの市民に理解していただくため、一般質問の場で現状を報告することにしました。このままでは、財政改革が進んでいくのか、疑念を抱く議員がたくさんいると思います。疑念を抱く議員が結束し、財政改革に取り組まなければ、市長がどれだけ無駄な事業の見直しや財政改革を言っても、財政改革は一向にできないと思います。私の使命は、指宿市に活気があふれ、市民が元気で健康で豊かな生活を送っていただくことだと思っております。無駄な事業の見直しを実現し、子供につけを回さない、そのためには議員活動をしっかり遂行することだと思っています。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、1番目の庁舎潟山線の整備について、市役所前市道の陥没についてですが、市役所前南側のJR踏切から市役所前交差点までの庁舎潟山線の工事を実施する時、湧水は

出なかったのか。出たのであれば、当時どのような湧水対策を講じたのか、答弁を求めます。

池田湖と鰻池の水位上昇による影響について、池田湖の基準水位超過による影響ということで、①水中ポンプの騒音問題について、市が分譲した土地に住んでいる方から、深夜でも水中ポンプが作動しているから、家族が熟睡できないから体調を壊していると言いました。市民から苦情が来ていると思いますので確認しますが、どのような苦情で、市としてどのように捉えているのか、答弁を求めます。

3番目の指宿温泉まちづくり公社の委託事業について、予算と事業成果検証及び不用額精算について、指宿温泉まちづくり公社は、一般企業か第三セクターかということで確認します。平成24年から一般財団法人指宿温泉まちづくり公社に法人格の変更をすることを決め、令和2年度末に完了しています。一般財団法人まちづくり公社は公益性の有無を設立要件としません。確認しますが、指宿温泉まちづくり公社は一般企業なのか、第三セクターなのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） おはようございます。今日もまた、よろしくお願いいたします。

新川床議員から幾つか質問をいただきました。そのうち、この市役所前の市道で通信ケーブル設置工事によって一部沈下したところがあるのではないかと御指摘がありました。この御指摘の箇所につきましては、通信ケーブル設置後に埋め戻しを行い、仮舗装において供用開始をしていた際に、沈下が発生した経緯がございました。施工業者におきましては、早急に対応し、埋め戻し、転圧を入念に行い、本舗装後の路面の下がり、現在、確認をされていないところであります。市役所周辺は、以前は湿地帯であったことから、沈下のありました箇所には水路の痕跡があったのではと推察されているところであります。今後も、市道のパトロールを密に行うとともに、安心して通行できるように、路面状況を注視してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係部長から答弁いたします。

○建設部長（高田博憲） 議員から、庁舎潟山線の湧水の部分の御質問がございましたので、そこについてまずは、答弁をさせていただきます。

今、交差点中央部分に湧水が確認をされますけれども、議員御指摘の部分の庁舎潟山線の舗装が若干悪い部分については、この間、湧水は確認をされていないことをまず、答弁をさせていただきたいと思います。あわせて、池田湖と鰻池の水位上昇による影響についての御質問いただきました。池田湖畔1号線には、令和2年度管理水位超過を教訓にして、道路冠水防止及び浄化槽の使用を目的に、水中ポンプを設置をしているところであります。冠水が予想される場合には、周辺住民の皆様と調整を行い、24時間稼働できるように設定をしています。この水中ポンプは、水を検知し自動で稼働するものとなっておりますが、稼働時

に騒音が大きいことの影響を考えまして、近隣の住民の皆様には配慮をし、稼働の回数が少なくなるよう、一定量の水がポンプへ流れ込むように水量の調整を行っているところであります。ポンプの騒音につきましては、近隣の住民の皆様とも、聞き取り、また、協議などを行いつつながら、ポンプ稼働の配慮を行ってまいりたいと考えております。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 指宿温泉まちづくり公社の件でございます。指宿温泉まちづくり公社は、一般企業が第三セクターかというようなお尋ねでございますが、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が根拠となっております。いわゆる収益を分配をしない非営利法人であります。したがって、一般的に株主等に収益を分配するような、一般企業と言われる株式会社や合同会社などの営利法人とは違いがあるということになります。また、地方自治法第221条第3項に規定されている、普通公共団体が出資、私ども指宿市の場合は出捐というふうになりますが、している法人であり、平成30年2月20日付の総務省自治財政局公営企業課長通知等にもございます、第三セクターであると認識しております。

○13番議員（新川床金春） その前に、私は市民からの苦情ということで聞いています。その答弁がありませんので、答弁を求めたいと思います。

○土木課長（東恵一） 水中ポンプの騒音ということで御質問がありましたけれども、我々のほうといたしましては、ポンプの周辺の方々に聞き取りを行い、音に対する苦情というのは特に直接は伺ってはおりませんが、直接お話を聞いたところによりますと、やはり、夜中、稼働時、また、それが止まるタイミングで音がするというのは我々のほうでは確認しておりますので、消音対策といたしまして、窯場のほうに水中ポンプを入れた際に、水中ポンプですの水を吸っている最中は音はそんなに上がりませんので、そういう入切がないような形でタイミングを測りながら水を入れて稼働をさせている状況であります。苦情につきましては、直接は土木課のほうには入っていないところでございます。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。今、市長から答弁もらったところの、ケーブルをしたところの横側まで陥没したので舗装し直しております。しかし、この業者は、ずっと何kmもケーブルの作業をしております。ここだけが陥没しているんです。なぜ陥没したのか。私は湧水の関係だと思いますが、工事の時に湧水は一切確認していないのか、そこについて答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 道路の工事の際に、ちょうどこの区域につきましては、区画整理事業で道路整備も行っておりますが、やはり、もともとが湿地帯でありまして、地下水位の高いところでございます。ですので、5,60cm掘ると水位がそこにあった状況を考えますと、湧水というのは確認できている状況であったと思われれます。

○13番議員（新川床金春） 庁舎潟山線をする時に、その湧水が出た時に、それなりの対応をしておけば陥没はなかったと思いますが、庁舎潟山線の工事の時に湧水対策は実施したの

か、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 通常の工事の関係で湧水が出た場合には、ポンプを据えて、そこで排水をしながら工事を対策いたすところでございます。ここの現場につきましても、通常どおり、特に特別な対策というものではなく、通常のやり方でポンプを据えながら排水をし、そして、施工をしたと考えております。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。これは、横断歩道から市役所玄関入口の方向に、水がこんなにあるんです。そして、交差点の中は下からエアーが出ています。先ほど、湧水はしていないと言ったんですけど、私は確認をしていますよ。それはどういうことなのか、答弁求めます。

○土木課長（東恵一） ちょうど今のモニターの部分で確認させていただいているところですが、ちょうどそこには水道のバルブ表かんがございまして、その部分からちょうど水位が上がりまして、水が出ていた状況を我々も確認しているところでございます。そこに対しまして、今回、施工業者を決定いたしまして、水たまりの改修工事に今一部入っているところでございます。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。早朝のこの交差点の状況です。これで湧水していないということになるんですか。答弁を求めます。

○建設部長（高田博憲） その部分の湧水は確認をしております。私が申し上げましたのは、交差点部と接続をいたします、指宿市役所南側の部分の道路に、今、道路の割れが見れますので、その部分の答弁をさせていただきました。訂正をしてお詫び申し上げます。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。今、答弁もらったところのアスファルトが傷んでいるところです。道路は勾配があります。これは高いほうなんですけど、ここにも水がありますよ。これは湧水が下から上がってきたんですか。答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 現状は我々も確認しておりますが、やはり、舗装の切れ目、その間から湧水が出てきていると確認を取っているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 先ほども答弁がありましたが、庁舎潟山線の下には十町地区の雨水の排水のために暗渠が設置されています。いつ頃、雨水の暗渠は設置されたのか。その時、湧水対策はしっかりとされたのか。答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 今、議員のおっしゃる暗渠というのがボックスカルバートのことだと思うんですけども、道路の中に入れたのは約10年ぐらい前だったと記憶しているところでございます。その際に、ボックスカルバートの流れといたしましては、雨水流域のための雨水ボックスカルバートですので、上流からの水を流すためのボックスカルバートでございました。その際に、湧水に対する特別な対策というのは特に取っていないところでございます。

○13番議員（新川床金春） 次に、3番目の市役所前交差点横の擁壁の危険性についてということで、市役所前交差点は柳田小学校のスクールゾーンです。湧水でコケが生えて滑りやす

いと市民から伺っています。転倒した方がいるように聞いていますが、間違いないか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） ちょうど歩道のところに湧水が出まして、ノリが生えていたというのは確認をしており、我々としたしましても、高圧洗浄を定期的に行いながら、濡れた箇所近づかないように、危険予知のためカラーコーンを設置した経緯がございました。今、議員がおっしゃられる、転倒した方がおられたかということなんですけれども、我々のほうでも1件話を聞いているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 今、課長から高圧洗浄で定期的にと言いましたけれども、市役所側だけをしたら市民から聞いています。スクールゾーンは全体ですよ。全体をなぜしなかったのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） スクールゾーンというのが確かに全体であり、通りの関係を考えますと全体するべきであったのかなと思いますが、今回、優先的にノリの排除、また、一番ひどい状況であった箇所を中心にさせていただいたところでございます。

○13番議員（新川床金春） 消防車側に渡ったところもコケが生えています。やっぱり、子供たちは新しい住宅の方から来るので、それは今後どうするのか。そして、教育委員会には報告しているのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 市道の弥次ヶ湯通線の関係でありますので、道路管理者といたしまして、そこも注視しながら、しっかり維持管理に努めてまいりたいと考えております。教育委員会のほうにも報告は、特にこちらからはしていないところでございます。

○13番議員（新川床金春） 昨日も出ました。報連相がなっていないんですよ。以前、尾掛の防火水槽の時も、副市長や市長は知らない、聞いてびっくりということがあります。やっぱり、この市役所前交差点で1年生の児童が転倒し大怪我をした場合、責任は誰が見るのか。そういう時にはですよ、教育委員会は知らないで済むんですか。教育委員会に報告がなかったことについてどう思うか、答弁を求めます。

○建設部長（高田博憲） 議員御指摘のとおり、教育委員会に報告がなかったのは建設部の落ち度であると考えます。

○13番議員（新川床金春） 教育委員会に報告がなかったことについて、教育長に答弁求めます。

○教育長（田之上典昭） 子供たちの安全というのは一番大事なものであるというふうに考えておりますので、今後は、各関係機関と連絡を取っていかないといけないというふうに思っておりますので、報告がなかったというのは、こちらのほうとしても、水が出ているというのは教育委員会としても確認をしておりますので、そういうところは教育委員会からも連絡、相談をしておくことが必要だったのではないかというふうに考えております。

○13番議員（新川床金春） 確認しているんだったら、やっぱり、柳田小学校の校長に指示す

るべきだったと思います。徹底していただきたいとお願ひしておきます。

それでは次に、2番目の池田湖と鰻池の水位上昇による影響について、池田湖の基準水位をもう40cm近く超過しています。そのために、水中ポンプはですね、フル稼働しています。先ほど地域住民に説明したということですが、所有者や居住者から私に苦情が来たんですよ。どうにかしてくれと。毎日熟睡できない。そして、この前の土曜日も行って本人と会ってきました。水中ポンプが24時間稼働することの説明を聞いたとは私は聞いていません。一番身近で一番の可哀想なことになっている人が知らない。これはどういうことなのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 我々といたしましても、その水中ポンプができるだけ音がしないような対策というものに努めてまいってきた次第でしたけれども、確かに、そういう形の中で議員のほうに相談があったということを考えますと、我々の落ち度があったのかなと思っております。また、我々といたしましても、そういう方々に寄り添って、話を直で、さらにまた、密に聞きながら対応していければ良かったのかというふうに反省しているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 市民が健康被害に遭っています。市としてどのような対応を考えているのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） そういう手法に対しましても、やはり、騒音問題というものが一番大事でありますので、そこに対しまして、我々といたしましては、少しでも努力していくところもありますし、また、池田湖に対する適正な水位管理につきましても、常に努力していきたいと考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。この画像は、水中ポンプが24時間稼働することで、居住者が私に相談があった時の画像です。せっかく側溝に仕切り板があるのに、棒を入れて水が流れるようにしています。住民は24時間騒音で困っています。なぜ24時間水が行くように、ここ、赤い、仕切り板の上に竹の棒があります。私はこのことについて職員に聞いたけど、市民がしたんじゃないですかと私には説明がありました。先ほどの説明では、水が流れるように、常時流れるようにしているということですが、これは本当に指宿市がすることなんですか。市民の生活を蔑ろにしていますけど、このことについて、なぜここを開けたのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） ちょうどその水位が高い関係もありまして、道路冠水防止並びに、また、浄化槽の使用を可能にするという目的で水中ポンプを今現在、設置しているところでございまして、冠水が予想される時期には、周辺住民の方々と調整を行いながら、設置をしているところでございます。確かに24時間稼働する状況になっておりますが、この水中ポンプにつきましては、水を自動で感知して自動で稼働するというようになっておりますので、稼働時にやはり騒音が大きいということもありまして、水中ポンプの可能性を引き出すため

に、稼働している状況であれば、音がそんなにしない、稼働時の音が一番大きな音がするというのもありますので、常に稼働回数をできるだけ少なくできるような形で、水のほうを入れ込んで、24時間稼働させている状況を作っているところでございます。

○13番議員（新川床金春） そのようなことをするんだったら、ここに水中ポンプを据えるのではなく、モニターをお願いします。田神川のえぷろんはうす側の川のところに電柱があります。そこから電柱を引き込んで、人家のないところであれば良いんですよ。なぜ、人家があつて、これまでも何回も、騒音で寝られないというところに、24時間稼働するようにしたのか。前回は仮設の発電機があり、24時間は回っていなかったですよ。今回、24時間回るようにした主な理由について、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 現在、設置しているポンプの位置を田神川の近くに移動するということであれば、確かに音に対する、騒音に対する対応、振動に対する対応というのができるというふうに考えてはいますが、ただ、そうしてしまいますと、逆に流域が広がることによりまして、ポンプ自体が大きくなってしまい、ポンプから発生する騒音、振動が大きくなるというふうな懸念がございましたものですから、一番効率の良い、一番早く引く、道路冠水等を早く防止できるための、抑止できるためのポンプの設置箇所を検討いたしまして、今の場所に設置しているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 設置する時に周辺住民の許可を得たんですか。答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 我々といましては、やはり、生活をしていく中での、浄化槽が逆流してしまい、トイレが使えないというのが一番問題点でございましたので、そこと、あと、道路冠水を早く抑止するために一番可能性のある場所、枡がある場所を設置いたしまして、そこに水中ポンプを設定いたしましたところです。周辺の方々にここに設置しますよというのを確認はしていないところでございます。道路管理者として、市道の管理者として、土木課で決めているところでございます。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。市が分譲した土地の北側には県道や遊歩道があり、田神川からの水の流入防止対策で、上のほうに、歩道のところには土嚢が設置してあります。側溝には流入防止用の仕切り板はどうなっているのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 今のそのモニターの写真でございますが、ちょうど水が道路に冠水している状況でございました。大型土嚢という1t土嚢を道路側に寄せまして、あと、側溝のほうにはまた土嚢袋を詰めて、水が入らないように抑止対策をしているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 私が行ったら、今、この写真があるように、モニターお願いします。池田湖の水が浸水しているんですよ。仕切り板でしっかりと遮蔽すればですね、土嚢袋があり、田神川の土手があるので、水は浸水しないと、私は何回も行って写真を撮って、自分で確認していますよ。これだけの水が、市が分譲した民地になっているんですよ。これを防ぐために、田神川に水中ポンプを設置する必要があるんですよ。そうすると、市民はしっか

りと熟睡でき、健康被害も起きませんが、やっぱり、田神川の水が絶対に入らないようになぜできないのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 田神川の水が入らないようにというのが一番理想ではあるんですけども、道路に土嚢を詰めまして、流域を狭めることで、今のポンプの最大の稼働状況を作り出しているという現状を今作っているところです。ただ、池田湖の水位自体があまりにも上がりすぎている状況もございますので、そこに対しましても、やはり、水が確実に来ないようにというのを、100%ではございませんが、できるだけ止めるような状況を努めながら、現場での対応をしていっているところでございます。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。口頭で言っても分からない人がいるので写真で。池田湖の大谷川沿いの土地で6月29日以降増水し、悲惨な状況になっております。私は、大谷川の橋の欄干周辺を土嚢袋で遮断し、両方遮断し、通行止めに、これ、車は通りませんので通行止めにする事で良いのに、なぜ1軒の家は駐車場が使えない状況で、隣の家に土嚢袋を積んでいるのか。住んでいる人の、市民の生命と財産を守るのが市の役割じゃないんですか。なぜ橋の欄干のところから水が出てこないように遮蔽しないのか、それについて答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 今の土嚢の積み方というのが、確かに水がやはり中に入っている状況がございました。その中で、実際、止め方というものに対しましても、現場でしっかり対応ができれば良かったのかと思いますけれども、今回の場合につきまして、大型土嚢並びに、通常の土嚢も含めて水を止める努力はいたしましたけれども、やはり、中に入ってくる水というのは100%は止められない状況がございました。実際、流域を狭めることで今のポンプを最大に稼働させるためのやり方というのをやっておりますが、やはり、積み方というのでも考えていかなければいけないので、現場に合わせた対応をしていきたいと考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 市民の生活を守ってくださいよ。実際、駐車場は使えないから車を上に置いて歩いて家に帰ってくださいと言われたと聞いています。自分の家に車で帰れないなんて、皆さんどう思いますか。川をしっかりと塞げば水は来ないんですよ。田神川も大谷川もしっかりとシャットアウトすれば、水が67mになっても、湖岸からも来ないし、川のところも、橋の欄干のところも67mで固めればですね、水が来ないように、水の浸水は防止できます。そういうことを考えたことはないんですか。答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 現場に合わせた対応をしていきたいと考えているところでございますし、また、こういうポンプが動かなくても良いような状況を作っていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 次に、湖畔への影響と改善策についてですが、池田湖の最高水位は昭和46年8月2日、県が国と法定河川区域のみなし区域に準ずると設定しています。最高水

位は66mですが、今年の最高水位は幾らになっているのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 66.4mです。

○13番議員（新川床金春） 池田湖の湖畔の水位が基準を超えて、池田湖の護岸が決壊したことが何回もあります。現に、市長が県議の時にこの問題を取り上げた議事録もあります。これらの経験が市では生かされていないと言わざるを得ません。今年の梅雨前に池田湖の水位を64mにしとけば、このようなことはなかったと思います。市が管理する池田湖パラダイス前の花畑の遊歩道は100mも決壊し、1mぐらい陥没しております。私が調査する中で、池田区の皆さんが、5年前から亀裂が入っているということは市に報告して、市が何もしないから困っていたらこういうことになったと聞いていますが、間違いないか、答弁を求めます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 5年前ということで、市民からの直接そういった声というのは聞いていないところですが、以前からあの辺一帯が吸出しというか、池田湖の水が、吸出しの原因で、少しそういった構造物に支障をきたしてるというのは把握をしていたということになります。

○13番議員（新川床金春） 私はそれなりの立場にある人から3日前聞きました。そして、その前も地区民から聞いているので、総合して、市にはあったと思っていました。先ほども言いました、何か問題があった時の報連相ができていないんですよ。報告ができていないからこの結果になったと思いますよ。池田の元館長さんが私に土曜日言ったのは、おいどんが言ったのにああいう結果なったがよ、というのが、この言葉だと思います。しっかりと観光施設管理課で分かったら土木に伝える。そして、私が昨日、ある市の幹部に聞いたら知っていましたよ。だから、ここにいない幹部が知っているのに、報告がなかったというのはどうということなのか、答弁を求めます。

○建設部長（高田博憲） 今、産業振興部長から答弁もありましたけれども、その部分については、私のほうもですね、現地は当時、確認をさせていただいている記録がありますので、産業振興部から報告がなかったということではなくて、建設部においても確認をしているということで答弁をさせていただきたいと思います。

○13番議員（新川床金春） 池田湖の水質が悪化しているから、潁娃町の3河川からの導水をしなくなったと以前説明を受けてますが、間違いないか答弁を求めます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時44分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民生活部長（富永敏尚） 河川からの導水につきましては、以前、3つの河川から導水しておりましたけれども、現在、2つの河川から導水をしているということでございます。

○13番議員（新川床金春） はい。その答弁を待っていました。実際ですね、3河川のうち2河

川から導水しているということです。平成9年は平均62m前後だったので加水しています。64mから5mあれば十分なのに、導水していないから仕方ないのかなと思っていました。導水ができるんだったら65で良いんじゃないですか。65から65の範囲で管理する。梅雨時期から台風の時期に1日で80cm増水するんですよ。そういうことを考えれば、水位調整はしっかりとやっていただきたい。いろんな方が導水していないから仕方ないというふうに思っていたんですが、導水していることが確認できましたので、次の調整は、南薩土地改良区と開聞土地改良区としっかりと協議し、今回の花畑の護岸が決壊したように、他のところまで決壊したらですね、市や県の財政の持ち出しが高額になりますよ。やっぱり、池田湖を守るために水位調整はできないのか、協議できないのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 池田湖の適正な水位管理というのが非常に重要であるというのを、我々も認識しているところでございます。今、議員のおっしゃられるように、土地改良区並びに、あそこは二級河川の池田湖になりますので、鹿児島県のほうにも土木事業連絡会等を通じまして要望も挙げさせてもらっておりますが、更に強く要請していきたいと考えているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 次に入ります。③の立地適正化計画の地域生活拠点の位置付けについてです。令和6年8月27日に開催された第1回指宿市都市計画審議会で、市の方針を説明いただきました。その時、南薩地域振興局建設部長が、池田湖周辺の誘導地域、誘導施設の指定について、どのような質問があったのか。そして、どのような説明をしたのか、答弁を求めます。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 振興局の部長からは、池田湖によって、今、地域生活拠点に位置付けられてる範囲が、水没する範囲があるけれども、それについてどう考えるかということで質問がありました。その際にですね、立地適正化計画では、立地適正化計画の手引きに基づいて範囲を設定しておりますということで、その範囲から除いてありましたので、その範囲を設定していると答弁しております。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。田神川と大谷川の水が市道や側溝に入ってくるところがその範囲に入っています。d a n k e nからえぷろんはうすまでの池田湖の湖畔です。市民生活を守れないのに、誘導地域として良いんですか。私の提案ですが、先ほども言いました。モニターをお願いします。大谷川の欄干のところをしっかりとコンクリートで覆う。それで水位がいくら来ても大丈夫。そして、田神川も土手をちょっと上げ、歩道は吸い上がった時に土嚢で遮断し、側溝も仕切弁でしっかりと止めると。そういうことをすることで、水位が67mになってもこの地域は浸水することはないと思います。同僚議員が以前、国に言った時は、国の事業があるよと。市が県にお願いし、農水省に言えば何らかの事業があるような話も聞いております。そういう事業を取り組む考えはないのか、市長、答弁を求めます。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） この地域生活拠点に位置付けることで、補助事業を取ることができる可能性もございますので、そのことについてもですね、持続可能なまちづくりを目指して検討してまいりたいと考えております。

○13番議員（新川床金春） 次に入ります。鰻池の基準水位超過による影響ということで、鰻池の管理体制について、まず、鰻池の水利権を持っているのは市ではないと伺っています。森松水利用組合とどこが管理をしているのか、答弁を求めます。

○建設部長（高田博憲） 以前は、森松水利用組合が農業用水を確保することを目的に水門操作を行うことで、標高122mを基準水位として水位の管理を行っておりました。しかしながら、組合の減少を理由に、平成30年度から指宿市が水門の管理が行えるように取り決めがなされております。土木課、水道課、耕地林務課において、その管理を行っているところであります。

○13番議員（新川床金春） 平成22年の一般質問で、当時の部長が基準水位を取水面から1.2m上げたところで決めました。そして、今後、その時の話ですが、今、部長が説明したように、水利用組合の組合員が減るので、今後またそれも検討しないといけないということです。50世帯あったのが2世帯か3世帯しか今はありません。水の管理は当時2mでした。今だったら50cmあれば大丈夫かなと思いますが、なぜ124.4mまで、4mも水位が上がっているんですか。それは管理が行き届いていないからじゃないんですか。答弁を求めます。

○建設部長（高田博憲） 現行の基準水位管理を122mで行っているところでありますけれども、近年の異常な豪雨によりまして、数日間での水位が急激に上昇するということが、実際、出現していることからですね、今回、改めまして、対応する課で、この基準水位の在り方についての検討を開始することとしており、降雨量、水位状況を注視して、適正な水位に保つように努力をしてまいりたいと考えておりますし、その議論を早速始めたいと思います。

○13番議員（新川床金春） お願いします。あとですね、草木の水没による水質悪化と水道水の悪臭問題についてということで、鰻池の東側の市道沿いの護岸に草木が生い茂っています。平成29年9月の一般質問で、鰻池の東側、旧道沿いについては、湖の景観に支障があるので草払いを行っている、当時、公式見解しています。なぜ草払いが行われていないのか。そして、今年枯れた枯れ草はですよ、水質を悪化します。いつまでにこの枯れ草を全て撤去するのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 鰻池周辺の湖岸には、今、議員がおっしゃられる草木が繁茂しており、今回、想定を超える大雨によりまして、水位状況によりまして、湖水に草木が浸かっている現状が見られる状況でございます。土木課といたしましても、市道が隣接しておりますので、市道沿いにつきましては、鰻池の景観に支障がないように、枝打ちや草払いを行っており、民有地もあることから、全体的になりますとなかなか難しいところがあると考えているところでございます。草木の腐食によりまして水質への影響につきましては、多少なりとも影

響があると考えられることから、やはり、地域の方々の御協力もいただきながら、伐採等、また、除去等の維持に努めてまいります。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。鰻池の水は山川地区民の水がめで、水質保全を保つのが市の役割です。このように枯れ草、水が増水によって枯れております。元同僚議員がこういうことがないようにということを言って、それを履行するようになっていたので、実際されていると思ってましたが、なぜ枯れ草があるんですか。答弁を求めます。このように木が生い茂っているのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 鰻池周辺につきまして、我々も今のこの状況を確認しているところでございます。以前ももちろん、建設部長の答弁がございましたけれども、そのように我々も今後、努めてまいります。

○13番議員（新川床金春） 時間がないので、3番目の指宿市温泉まちづくり公社の委託事業について、予算と事業成果検証及び不用額精算についてですが、先ほど①番目は、るる説明していただきました。しかし、市の職員が道路の草払いとか枯れ草の撤去をお願いすると、要するに、こちらからお願いしています。まちづくり公社と市が主従関係が入れ替わっているような感じがします。市の職員OBがあそこに行っているから、後輩職員は頭が上がりません。そういう環境は改善すべきだと思いますが、答弁を求めます。

○建設部長（高田博憲） 今、議員の御指摘がございましたけれども、そのように受け止められているのは私たちの残念なところだと思いますが、私たち職員としましては、今、議員が御心配をされているような対応は取らずにですね、そこは発注者、受注者、対等な立場で議論をしておりますので、御了解をいただきたいと思います。

○13番議員（新川床金春） 指宿市は火の車でありながら、委託事業として無駄なお金をいっぱい出しております。モニターはまだですか。道路作業班は、令和5年度は700万、令和4年度800万、令和3年度300万、令和2年度は200万。この中の欠員人員というのは、担当課からもらったデータを積算しておりますので間違いのないデータです。そして、公園も含めて年間に1千万以上の不用額が出ています。これをなぜ、委託事業なのに、なぜ年度決算しないのか、答弁を求めます。

○建設部長（高田博憲） 委託事業でございますので、この間、私どもが依頼をしました作業ができていた場合には合格ということで、契約額を支払ってきている状況でございますけれども、議員御指摘のとおり、人員が足りない、当初予定をした人員から減少しているという事実もございますので、私どもとしましては、これからですね、その契約の在り方については、まちづくり公社と協議をしながら、どのような形が一番求められる形なのかということ、この10月以降、協議をしてまいりたいと考えているところであります。

○13番議員（新川床金春） まちづくり公社の現業職員から、人手が足りなくて大変だと。そして、議会と語ろう会の中では、山川の区長会から、3か月から半年遅れているという答え

が議会に届いていました。それでも満額を払っているんです。

○議長（西森三義） 簡潔にお願いいたします。

○13番議員（新川床金春） なぜ不用額を精査しないのか。精査することで子供の医療費や老人福祉、いろんなものに使えます。これまでのデータを解析して不用額は回収すべきだと思います。だけど、まちづくり公社の決算では不用額は全部支払ったことになっていますので、私は外部監査をして、不用額、しっかりとチェックしていただきたいと思いますので、答弁を求めます。

○建設部長（高田博憲） 改めて私どもでも、今回、まちづくり公社の決算、予算につきましては精査を行っております。その中で、この間、答弁をさせていただいたとおり、人件費の中にはですね、シルバー人材センター、こちらへの委託料も入っているというようなことも勘案されたりいたしますので、しかしながら、今、ありました御質問につきましては、しっかりと精査をし、その不用額等について、どうできるのが一番ベストなのか、そこについては、まちづくり公社と、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、真摯に協議をしてまいります。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○16番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、近年の地震や台風を受けての地域防災計画の見直しについてであります。8月8日木曜日午後4時43分頃に、日向灘を震源とする震度6弱、マグニチュード7.1の地震が発生しました。この地震の発生に伴って、気象庁は、同日午後7時15分、南海トラフ地震臨時情報を発表しました。この南海トラフ地震臨時情報は初めての発表でした。その後、29日に薩摩川内市付近に上陸した台風10号は、過去に例が少ないほどの被害が想定される台風でした。これらの地震や台風があったもとで、地域防災計画のチェックが必要なのではないか。見直しをするなり、充実させるなり、その必要性を感じさせるものだったのではないかと思うところから質問するものです。まず、地震というものに対して、防災の立場からどのように捉えるか。影響が出るのは、市民の生命はもちろんのこと、ライフラインを含むインフラへの影響。そして、各種産業への影響など多岐にわたり、時としてその回復のためには相当の時間を要し、場合によっては取り返しのつかない場合もあります。他の災害と比べて共通する部分もあり、また相違点もあろうかと思えます。地震というものを防災の立場からどのように捉えるか、まず伺います。そして、台風については毎年それなりのものが来ているわけですが

が、今回、凄まじく大きな影響が予想されるような台風10号が来たもとの、避難や対応等で問題点や教訓があったのか、なかったのか。万全と言える状況だったのかどうか、伺います。地域防災計画は、何年に1度とか期間を決めて見直しをしているとは思いますが、それで足りているのかどうか。今回の南海トラフ地震に関連しているのではないと言われる地震や、中心気圧が過去に比べても低いとされた台風が来たもとの、決められた期間ごとの見直しでなく、改めて洗い直し、見直しが必要なのではないかと思います、お考えを伺います。

次に、補聴器購入への助成制度創設についてです。ここで言う難聴とは、加齢性難聴であることをまず述べておきたいと思います。加齢とともに音が聞こえづらくなりますが、一般的に高い音から聞こえなくなります。徐々に会話や日常生活で使う音の高さ1kHz前後も聞こえなくなります。難聴を自覚することが増えてきます。1度失われてしまった内耳の感覚細胞を再び元に戻す方法はないと言われております。そこで、補聴器を使うことで生活に必要な音を聞き取れるようにすることは可能とされております。聴覚は社会生活を送る上で大きな意味を持ちますが、まずそのことについて伺います。1つは、聴覚はコミュニケーション力や社会性の確保と大きな関連があると思いますが、どうか。2つには、難聴と認知症との関係をどのように捉えているか伺います。その上で、補聴器購入への助成制度創設の考えはないかどうか伺います。

次に、子育て支援についてです。子育て支援についてですが、まず、給食費無償化についてです。前回も質問しましたが、保護者が強く望んでいることであり、1日も早い実現を求める立場から重ねて質問するものです。鹿児島県の動向について、県内他自治体の動向について伺うと同時に、市としては無償化しないという考えなのかどうかを含めて、お考えを改めて伺いたいと思います。

次に、18歳までの子供の医療費無料化と現物給付についてです。鹿児島市が無料化の対象を増やし、現物給付に一步踏み出す方針を決めるなど、全体として充実の方向にあります。そこで、鹿児島県としての動向や他自治体の動向、あるいは現状について伺いますと同時に、市として18歳までを無料にして現物給付にできないかどうか伺いまして、1回目といたします。

○市長（打越明司） 前之園議員から、多岐にわたる質問をいただきました。その中で、地域防災計画等の見直しを見据えた、その中で、今回ありました台風、または地震、こういったものについてどのように防災という立場で捉えているのかという御質問いただきました。8月8日に発生した日向灘沖地震では、本市におきましては大きな被害はありませんでしたが、宮崎県日南市においては震度6弱、隣接する鹿児島市でも震度5弱の揺れが観測をされ、各地で人的被害や建物被害が発生しました。また、この地震により、気象庁から南海トラフ地震臨時情報の1つである巨大地震注意が初めて発表されたところであります。本市といたしまし

ては、台風、そしていつ起こるか分からない巨大地震への備えの大切さ、加えて、防災意識をもっと高めていく、そうした取組の重要性を改めて認識したところであります。

残余の質問については、関係部長等から答えさせます。

○教育長（田之上典昭） 前之園議員から、給食費の無償化についての御質問がありました。本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しており、物価高騰等に伴い、学校給食費が値上がりする場合には、市の補助金額を増額することで、これ以上新たな保護者負担は求めないという対応を取っているところでございます。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を産み、育てやすい町を目指していく上で大事なことでありと認識はしております。一方で、経営改善計画に基づき、健全な財政運営を目指す中において、継続的な財源の確保が課題となっているところでもございます。当面は、学校給食費の一部補助を継続して実施していく予定であります。その上で、自治体規模や財政力による地域間格差が生じないよう、国の公費負担として恒久的な財政措置を早期に講じていただくよう、全国市長会や全国都市教育長協議会を通して、継続的に国へ要望して参りたいと考えております。

○健康福祉部長（出島雅彦） 補聴器購入への助成制度の創設についてのうち、聴覚はコミュニケーション力や社会性の確保と関連があるかどうかという御質問でございます。高齢による難聴の場合、相手の話が聞き取れず、意思の疎通が取りづらくなり、さらに、外出や交流の減少につながると考えられることから、聴覚はコミュニケーション力や社会性の確保に関連があると考えているところでございます。

続きまして、子育て支援のうち、子ども医療費の無料化の県の動向についてであります。令和6年8月23日の定例知事記者会見におきまして、未就学児を対象に現物給付方式を課税世帯にも広げることとし、令和7年4月からの開始を目指すという発表がなされたところです。

次に、県内他自治体の動向についてでございますが、令和6年4月時点で32市町村が18歳まで無料化しており、令和6年10月から新たに1市が拡充すると聞いております。また、報道等にもありましており、鹿児島市においては、令和7年度中に中学3年生までの無料化と、あわせて、現物給付化する方針が示されたところでございます。

3つ目に、指宿市は無料化と現物給付方式にできないかという御質問でございました。子ども医療費の助成につきましては、現在、県の子ども医療費助成事業に基づきまして、住民税非課税世帯は令和3年4月から18歳まで無料としております。一方、住民税課税世帯につきましては、現在、県の子ども医療費助成事業では未就学児までが対象となっておりますが、本市では、子育て支援の観点から、対象者を中学校卒業年度末までに拡充しております。子ども医療費を拡充することは多くの自治体で実施されており、子育て支援の側面からも必要性は感じているところでございます。しかしながら、その財源の多くは市が負担することになるため、財政的な問題もありますので、引き続き慎重に検討しなければならないと考え

ております。現物給付化につきましては、県の制度見直しに併せ、未就学児について導入する予定でございますが、その対象者の拡充については、今後、県内他自治体の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○危機管理課長（打越貴人） 台風時の避難や対応等で、今回問題や教訓があったかということでございます。8月末に襲来いたしました台風10号につきましては、避難に関することは大きな問題は発生しておりませんが、その後、長期間にわたり停電や携帯電話が繋がらない事態が発生しております。

次の、現在の地域防災計画の見直しについてです。市地域防災計画の見直しにつきましては、直近では昨年11月に見直しをしております。同計画は、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされており、その際、国の防災業務計画、又は県の地域防災計画に抵触してはならないと定められています。災害発生時には、国・県・市の計画に基づき、三者が連携し対応することから、本市の計画も、国・県の見直しに併せ、随時見直しをしてまいりたいと考えております。

○長寿支援課長（上川床聡） 補聴器購入への助成制度の創設についての2つ目でございます。

難聴と認知症の関係性をどのように捉えているかという御質問でございますが、認知症の発症には、高血圧、糖尿病、喫煙など9つの危険因子があり、難聴もその一つとされているようでございます。認知症と難聴の因果関係につきましては、発症に至るメカニズムが解明されていないようでありますが、耳から入る情報が減少すると、コミュニケーション力や社会的活動が少なくなり、脳の機能低下を招くことで認知症につながるという仮説などがあるようでございます。

続きまして、3つ目の補聴器購入への助成制度創設の考えはないかという御質問でございますが、こちらに関しましては、まず認知症と難聴の因果関係でございますけれども、こちらについてはまだはっきりと解明されていないというふうに認識しております。また、国や県からの助成等がない状況におきましては、本市が単独で多額の財源を確保して事業を実施していくことは困難であるというふうに考えております。一方、全国市長会におきまして、今年の6月に、加齢性難聴者等の軽・中等度の難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設と、難聴と認知機能の低下との関連性の究明について、国に対し提言していることから、今後は国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○学校給食センター所長（水流弘樹） 学校給食費の無償化についての県の動向について御質問をいただきました。学校給食費の無償化につきましては、県としては、財政力による地域格差が生じることがないように、国の施策として全国一律で制度化してほしいということを今後も継続して国に要望を行っていくということでございます。

続きまして、学校給食費の無償化についての県内他自治体の動向についての御質問でございますが、県内自治体の学校給食費の完全無償化の状況になりますが、令和5年4月1日時点

では13市町村でしたが、令和6年4月1日時点は22市町村となり、県内の約51%が完全無償化となっております。

○16番議員（前之園正和） まず、防災計画に関してですが、政府の中央防災会議による南海トラフ巨大地震の被害想定では、静岡県から宮崎県にかけて、一部で震度7となる可能性がある。そして、隣接する周辺や広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになるというふうに想定されております。そこで、この南海トラフ地震が起こるかもしれないという地域、微妙に鹿児島が入っているのか入っていないのかというぐらいの地域なんですけど、この南海トラフ地震、これが起きると指宿市ではどの程度の被害があるというふうに想定をしているのかどうか、その点をまず伺いたいと思います。

○危機管理課長（打越貴人） 南海トラフ地震での本市への影響についてでございますが、県が発表いたしました鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書によりますと、本市におきましては、人的被害につきましては、発生直後1,900人が避難し、その後1,200名の方が避難所で生活を余儀なくされ、津波により90名の方が負傷し、20名の方が亡くなれると予測されております。

○16番議員（前之園正和） もう1度答弁してほしいと思うんですね。例えば人的なところで、1,900人避難して、という言葉でありましたが、避難してなのか、避難による、に関連して死なのか、それはちょっと言葉がよく聞き取れなかったので、丁寧にちょっとお願いします。

○危機管理課長（打越貴人） 発生直後、1,900人が避難して、その後1,200名の方が避難所の生活を余儀なくされるという報告を受けております。

○16番議員（前之園正和） 避難については言いましたが、そのあと、例えばどういった、土木災害もあるわけでありますけども、その辺については、他のことについては想定されていないんですか。

○危機管理課長（打越貴人） 建物被害につきましては、揺れによる液状化現象や、津波により全壊180棟、半壊830棟という報告があります。

○16番議員（前之園正和） それによる対策というか備えと言いますか、その辺の検討はなされて防災計画等に組み込まれているのでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 市の防災計画の中で、南海トラフ地震防災対策推進計画を定めております。その計画に沿って対応を行ってまいりたいと考えております。

○16番議員（前之園正和） 想定される内容はそこらに見込まれて、見込まれるっていうのはちょっとおかしいんですが、想定されているものと合致していると、その上で方策も取っているという理解でよろしいのでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） はい、こちらの計画の中で想定し、対応するように定めております。

○16番議員（前之園正和） それから、台風などに多く関係するかもしれませんが、風雨による避難指示等が出るわけですが、対象人員と実際の避難者数との関係ですが、全域に避難指示が出るということはちょくちょくあるわけですね。これはもう自治体が出すようになっている中でのことですが、自宅内の避難、居住内の避難、あるいは知人宅への避難というのも含めての対応になろうかと思うんですが、それにしても、全員避難を求めても、それを含めて全員避難が可能なだけの場所や体制が確保されているのかという点はいつも気になるんですが、その辺はどのように考えでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） まず、避難指示についてでございます。今回も、台風10号の時もだったんですが、台風の際には市内全域が暴風に見舞われ、被害が発生する恐れがあることから、市内全域に対しまして避難指示を発令しております。土砂災害等につきましては、気象台の土砂災害情報、県の河川砂防システム情報をもとに、危険度が高まった地域を限定して避難指示を出しております。あと、避難の中にはですね、避難所のほかに親戚・知人宅への避難、安全であれば自宅にとどまるなどのことも避難の一つでございますので、そちらのほうはハザードマップ等にも、避難行動の中に記載をしております。

それと、避難所の数と収容ということなんですが、避難所につきましては、全76か所避難所は指定しておりまして、6,800人受け入れることが可能となっております。前回の台風10号の際には16か所の避難所を開設いたしましたが、1,300人ほどの収容可能な施設を開設しております。

○16番議員（前之園正和） それから地域防災計画の見直しについてですが、これは先ほどの答弁では去年の11月に見直しをしたということですがけれども、必要があれば逐一見直していくという理解でよろしいわけですね。

○危機管理課長（打越貴人） はい。おっしゃるとおり、必要があれば逐一、防災計画に加除修正をしてみたいと思っております。

○16番議員（前之園正和） 何年かに一遍という機械的なものとすれば、やはり問題だなというふうに思ったもので伺ったわけですが、必要があれば逐一やっていくということですので、具体的にはどこがどうしてほしいというのは今後も出てくるんじゃないかと思っております。

それから、市民への防災意識の浸透の問題ですが、災害時の警戒レベルは、災害発生の危険度により警戒レベル1から5までがあり、1と2は気象庁が発表する、3以降は市町村が発令するというようになっているようです。警戒レベルごとの内容が正しく市民に理解をされているのかどうかということですが、また、それを受け入れる体制が確保されているかということもあるんですが、警戒レベル1が、2が、あるいは3が、4がということについてですね、その意味するところが市民の中に広く浸透しているかどうかと、また、理解をされているかどうかということについては若干疑問があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そ

このところはどのようにお考えでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 議員がおっしゃるとおりですね、市民に対しましては、まだまだこのレベルに対しての意味合いであるとか重要性がまだ浸透していない部分もあるかと思いますが、市としましては、各世帯にハザードマップというものを配布いたしまして、その中にも記載をしております。避難の方法であったり、その重要性等も記載しております。市のホームページであったり、年1回の広報誌等にもですね、梅雨前には防災の関連する記事を掲載したりとかですね、周知徹底を今後も図ってまいりたいと思っております。

○16番議員（前之園正和） ハザードマップが出たので、ちょっとかねてから感じているんですが、ハザードマップはあります、ネットでも見られますというふうにはなっていると思うんですけど、いざという時にそれを手元に持てるかどうか。持ち出して活用できる体制にあるかどうか。これは行政だけの責任じゃなくて、市民のかねての取組も問題になるわけですが、そういった目で見るとですね、例えば冷蔵庫に貼っている人もいるかもしれない。貴重持ち出し袋に入れてる人もいるかもしれない。かもしれないけども、いろいろ活用される保証はあんまりないと思うんですよね。そうやってまた水浸しになれば読めないとか、破ければ読めないとかいうことを考えれば、ハザードマップの印刷物そのものが例えば防水なり破けないというものであってほしいということもあるんですけど、その辺については、この正しくハザードマップが活用される状態にあるかどうかという点ではどのように考えてますでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 全世帯にこのハザードマップを配布しているところです。冊子になっておりますので、なかなか目の付くところに常時置くということは難しいところもあるかと思います。先ほども申し上げました、広報紙等でですね、このハザードマップの必要性、確認していただく旨を記載しております。また、日向灘沖地震以降ですね、このハザードマップについての問合せも多く入ってまいりまして、また、市民の方、事業所の方が、ないですかということで取りに来られるところもあります。このハザードマップ、先ほど、完全防水にならないのかということだったんですが、完全防水ではないんですが、破れにくい丈夫な紙で一応作成をして、すぐには破れないような素材で作成するよう努めております。

○16番議員（前之園正和） 先ほどの答弁の中で、避難所は76か所準備されていて6,800人ぐらいの収容スペースがあるということでしたが、全人口に避難指示なりが出た場合には、自宅内とか知人宅とかへの避難があるとはいえ、6,800がどういう数字なのかっていう点では、必ずしも十分とは言えない数字だと思うんですよね。そういったことについてはどのように考えますでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 議員おっしゃるとおり、現在の避難所の数だけでは収容できない場合が想定される災害が起きるかもしれません。その際には、県を通じて、ホテル等への受け入れ支援や近隣市への広域避難等を災害時応援協定に基づき要請することを想定しております。

す。

○16番議員（前之園正和） 非常事態は手を携えてとか、県にお願いをしてという答弁だろうと思うんですが、この災害というのは、いわゆる広域になる可能性は十分あるわけですよね。指宿市も災害を受けたが、南九州も鹿児島市もというふうになるわけですよね。そういったもとの、その協力、応援体制を組むことはいいんですが、それが保証できるかどうかという点ではなかなかの部分があるんじゃないかと思うんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 一度大きな災害が発生いたしましたら、今おっしゃるとおり、近隣市町村も被害を受けて、受け入れられない場合もあるかと思えます。その際に、まずは市のほうで仮設避難所であるとか、若しくは県・国を通じて県外へ避難ということも想定されるところで思っております。

○16番議員（前之園正和） それから、昨日もこの件は出たんですが、食料の備蓄、食料だけじゃないんですが、その他にも含めて備蓄の箇所が4か所ぐらいあるということでしたかね。その数が足りるのか、種類がそれでいいのかということもあるんですが、4か所となれば、76か所ですかね、避難所があるっていう、全部開設されれば、その4か所から必要なところのように場合によって運ぶのかとかいうことも含めて、なかなかの点があるかと思うんですよね。ですから、備蓄については、種類も問題ですし、数も問題ですし、分散をしておくことも必要ですし、避難所間の交通の便の確保も問題になろうかと思うんですよね。そういう点を含めて考えると、備蓄らについてはですね、十分なのかどうかという点をちょっと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 備蓄品の物品種類、数量ともにですね、この避難所が76か所を開設しないといけないような災害が発生いたしますと、足りないかと思われます。その際には、県を通じての緊急時の応援体制協定に基づいて支援をしていただくつもりでございます。あと、その輸送経路が実際寸断してしまった場合、市の管理者だけでは対応できない場合は、自衛隊や災害時応援協定に基づき、市内建設業へ支援を要請する等の計画を持っております。

○16番議員（前之園正和） この間の台風の時にも携帯電話の充電が問題になったとかいうことがありますけど、今や情報収集という点では重要な部分ですよね。ですから、照明の電源も必要ですけども、やっぱり通信手段としての携帯の充電スポットも大事なものではないかというふうに思うんです。そして、その地域防災計画については、先ほども必要があれば逐一整えていくんだということでしたので、そういう備蓄してるところ間の輸送の問題とか電源確保、それから携帯充電スポットというのはもう具体的なものとして見えてきておりますので、それについてはですね、逐一必要なものがあれば見直していくと、充実していくことですので、早速そういうことについては取り掛かっていただければと思うんです。

が、その点はどうでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 実際、台風10号の被害の際、長時間停電によりますとか通信障害等、皆さん不安な日々を送ったと思います。この前のその際もですね、県を通じて、電力会社であるとか各携帯会社にですね、基地局への発電者の要請であつたりとか蓄電池の要請をしたところでございました。今後、こういった、これも教訓であつたり課題だと思っておりますので、そういった備蓄品等についてはまた今後精査をして整備してまいりたいと思います。

○16番議員（前之園正和） 次の補聴器の購入助成の問題に行きますが、これまでの経緯として、加齢性の難聴者に対する補聴器の購入補助の制度の創設の考えはないかということについて、少なくとも令和3年9月議会と令和4年9月議会では取り上げているのではないかと思います、私自身がですね。前任の市長と現打越市長に質問してきたかと思います。答弁はいずれも、難聴はコミュニケーション力や社会性の確保との関わりがある、それから認知症との関係も一定ある、学術的に確立はされていないとはいえ、要因の一つじゃないかということを含めてですね、そのような答弁だったと思うんです。その上で、聴覚障害者に寄り添うとか、前向きに検討し、シミュレーションをしたい、あるいは制度設計も含めて検討したいというのがこれまでの答弁だったと思うんですが、確認してよろしいでしょうか。

○長寿支援課長（上川床聡） そのとおりでございます。この間、本市といたしましては、県内の補聴器の購入助成状況や、併せて全国の購入助成の状況の調査等を行っております。また、本市の難聴者の数を把握するための目安となる測定方法はないかということで、文献等についても調べてきたところがございます。また、難聴とそれから認知症、ここの関連につきましても、この間様々な文献等でも調べてまいりましたけれども、先ほど議員のほうからお話ございましたが、その関連性の明確な原因というところまではまだはっきりとなされていないというふうに認識しているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 認知症との関係では、学術的に確立はされていないということではあるんですが、要因の一つではないかという捉え方はして来てたのではないかと思うんですが、社会的にもそのような段階だと思うんですよね。そういうことは確認してよろしいでしょうか。

○長寿支援課長（上川床聡） 要因の一つであるというふうに言われていることは認識しているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 先ほども言いましたように、そういうもとで聴覚障害者に寄り添うとか、前向きに研究したい、シミュレーションしたいという答弁だったのではないかと思います。そのような確認ができたわけです。ですから、聴覚障害者に寄り添うということであるならば、財政の問題が仮にあるとはいえ、まず助成制度を作るとどの程度の助成ができるのかという点では財政との関係が出てくるでしょうけれども、やはり助成制度

を作るという、そこまでは決断をしていいのではないかというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○長寿支援課長（上川床聡） 確かに一番大きな問題といたしましては財源の問題があろうかと思います。また、併せてこれは議員のほうも把握していらっしゃるのかもしれませんが、県内で唯一実施している自治体の状況、こちらのほうも確認させていただいておりますが、当該事業の利用者が年間40名にも満たない利用者数となっているようでございます。こちらの自治体の高齢者の人口というのは本市とさほど変わらず、本市が仮に実施したとしても同程度の利用になるのかなというふうに思っております。また、この状況というのは、全国の他の自治体におきましても同様に利用率が伸びない状況にあるようでございます。このように、この利用者の広がりというような部分での事業効果、これが少ないと思われることから、現時点での事業実施というのは難しいというふうに考えるところでございます。

○16番議員（前之園正和） 加齢性難聴者がどれぐらいいるかという推計はなかなか難しいということで、全国的な指標があって、65歳以上の人の56.8%ぐらいいるのではないかというところから算出するならば、指宿市は8,800人ぐらいいるんじゃないかというふうにもお聞きしております。それに対応するとなると相当なお金ということでもあろうかと思うんですが、今言ったみたいに県内で制度を作ってるところでも、人口は指宿とあんまり変わらないところで40名ぐらいの利用者ということからすればですね、人口があまり変わらないということから言えば、指宿市が8,800という数字ならば、あそこの自治体も大体同じだというふうに推測するからですよ、8,800人がいるんじゃないかなろうかと、加齢性の難聴者がですね。その中でも利用者が40名だということになれば、8,800人いても利用者がそれぐらいということは、逆に言えば、制度を作ってもそんなにという言葉が適切かどうかは分かりませんが、掛かるお金は別ということも言えるんじゃないかというふうに思うんですよね。ですから、財源が掛かるのは確かですけれども、制度をまず作る、どの程度助成ができるかという金額やパーセンテージなどについてはですね、財政の問題があるでしょうから、そこで考えればいいんじゃないでしょうか。市長、このことについてはちょっとお答えいただけませんか。

○長寿支援課長（上川床聡） すみません。ちょっと私のほうから答弁させていただきたいと思います。今の御質問、まずは少ない予算からスタートしてもいいのではないかというような御主旨だったのではないかというふうに思っております。これまでの過去のこの議会でやり取りさせていただいてきておりますが、私どもといたしましては、この難聴が認知症の危険因子の一つである。そして、認知症予防に貢献するために、幅広く聞こえづらい方々に対しての補聴器を助成する制度をやはり創設すべきだというようなお話でのやり取りであったろうというふうに思っております。そうなった場合に、先ほど答弁させていただきましたけれども、現時点です、現時点で県内の実施している自治体の状況等見ますと、まだなかなか

利用が進まない状況もある。そういったところも踏まえまして、本市としましては、やはりまだ個々の事業を創設するという部分まではちょっとまだ至らないのかな、ちょっと今現在では難しいのかなと、そういう判断をさせていただいてるところでございます。

○16番議員（前之園正和） 導入しようとしない理由としては、たくさんのお金が掛かるというよりも、希望する人が少ないからというふうに聞こえたんですが、ちょっと整理していただけないですか。

○長寿支援課長（上川床聡） 理由といたしましては、やはり利用者の問題もですけれども、やはり財源的なものもございます。そのため、先ほど答弁させていただきましたけれども、現在、全国市長会のほうで今年6月に加齢性難聴等の軽・中度等の難聴者に対する補聴器購入に対する補助の制度の申入れ、こういったことを行っているところでございます。ですので、本市といたしましては、その状況をですね、まずは見守って参りたいというふうには思っているところです。もちろん、その後の、もし仮に国のほうの制度がなったといたしましても、その各自治体に交付される金額の多寡というところも判断の一つにはなろうかとは思っているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 昨日も議会答弁の重さという点では話になったんですが、この加齢性難聴に係る補助制度についてもですね、聴覚障害者に寄り添うとか、前向きに検討してシミュレーションしたいとかいうことは、これまでの制度設計も含めて検討したいというのがこれまでの答弁だったんです。その重みをどのように考えるのか。考えた結果、やらないという方向に舵を切ったということなのか。根本に関わる問題ですので、市長答弁をお願いします。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時12分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

○市長（打越明司） 失礼をいたしました。議員の質問の前の市長、あるいは私の加齢性難聴についての答弁についての確認をさせていただいたところでありました。先ほどから担当課長もお話していますように、県内の動向でありますとか、全国の状況についてもこの間いろいろと情報収集をさせていただいて、昨日の議会でもありましたように、市長会としても、これについては国に助成制度の検討をしてほしいと、あわせて、その難聴と認知症についての関連もですね、国もしっかりと研究してほしいということをこの6月に決定をし、要望したということであります。私も前回の答弁改めて踏まえてみたんですけれども、積極的に行うということになれば簡単には決断をできるものではないと。そこで、これを継続的に行うということであれば、どういう設計でどのくらい実際には市民の税を投入することになるのかと

いうことをやはりちゃんと研究をしないといけない。その研究については口だけではなく、ちゃんと前向きに研究していきますよと、このような答弁をさせていただいているということです。その結果、今、担当課長がお話させていただいたように、いろんな研究をして今日に至っているということです。

○16番議員（前之園正和） 繰り返しになるかもしれませんが、聴覚障害者に寄り添うとか、前向きに研究し、シミュレーションをしたい、あるいは制度設計も含めて検討したいというやり取りがあったということで、私はメモっているんですけど、それはそうだったわけですか。

○長寿支援課長（上川床聡） そのとおりでございます。前回の議員からの御質問の後、引き続き調査研究や、また、前回の時には具体的な数値というようなものを出していたわけではなかったのですが、今回改めてその辺りも調べて、推計でありますけれども、難聴者の方が8,800人ほどいるのではないかとということで今回答弁させていただいた、これにつながっているということでございます。

○16番議員（前之園正和） また繰り返しですね、8,800もいるであろう、大変だと、お金掛かるということで、片方では40人として利用者は少ないということ、ちょっと矛盾しているんじゃないですか。どちらが8,800人もいて多額の金がかかるというのか、利用者が少ないんですよということなのか。両方をこの表看板に出すと、ちょっと矛盾があるんじゃないですかね。どちらなんですか。

○長寿支援課長（上川床聡） 私どもとしては、特段そこに対しての矛盾というのは感じていないところでございます。やはりこの事業を実施するとなりましたらそれなりの財源が必要である、これも1つの理由でございます。そしてまた、少なくとも今の状況の、私どもが調べた他の自治体の状況からすると、実際の利用してる数が少ないという状況もある、これが2つ目の理由。ここの部分については、じゃあどちらかが大きな理由になるとかいうようなことではなく、決して矛盾していることではないというふうに認識しております。

○16番議員（前之園正和） これまでのやり取りの中で、聴覚障害者に寄り添う、前向きに検討し、シミュレーションしたい、あるいは制度設計も含めて検討したいというやり取りがあったということはお認めになったわけですけど、その後、いろいろ研究して、調べるものは調べた結果、言うならば当時のやり取りから一步後退をして、やらない方向に舵を切ったと。端的に言えばそういうことですか。論理的にはそれで合うんですよ。論理的にはですよ。私は認めたくないんですけど。けれども、前回の答弁となんら矛盾がないということであるならば、おかしいんじゃないかと。検討の結果、舵を切ったということなんですか。

○長寿支援課長（上川床聡） 現時点では、制度を実施するということは難しいと判断させていただいたということでございます。ただ、これは引き続きになりますけれども、私どもといたしましては、介護予防の普及啓発というような観点からヒアリングフレイルへの対応は行

っているところでございます。これは昨日の高田議員への御質問でも答弁させていただきましたけれども、ころばん体操とか、もろもろ市が実施している事業があるわけでございますが、そこに、この聞こえづらい参加者に対しましては対話支援機器というような機器を使いまして、難聴者との会話に繋げている。実際、これまで大きな声でお互いやり取りをしていたのが、この機器を使うことによって聞き返す回数が減少するというような効果も出ているところでございます。こういったものも使いながら、より多くの方がそういった社会的、みんなが集まるような場に参加していただく、いわゆる介護予防の普及啓発、そういったところをまずは中心にやっていくのが重要ではないかと我々は判断しているところでございます。さらに、地域包括支援センターでは、ケアマネージャー等が高齢者宅へ訪問した際に高齢者の聞こえづらさに気づいた時には、同じように、先ほどの対話支援機器、これを活用するのはもちろんですが、耳鼻咽喉科等への受診につなげるというようなことも行っているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 前向きに検討や前向きに研究するとは言ったと。でも、研究した結果、やらない方向に舵を切ったと。制度設計も含めて検討したいというふうに言ったけれども、検討の結果ダメですよと、財源の問題があるんですよと、こういうことですよね。だとしたら、聴覚障害者に寄り添うということについてはどうなんですか。そこも後退するんですか。

○長寿支援課長（上川床聡） この補聴器助成制度というものが、じゃあ指宿市は全く何もないのかというとそういうわけではございませんで、難聴のレベルも様々ございます。そういった中で、高度、それから重度と言われる難聴者、これが70dB以上というふうになるわけですが、こちらの方々が必要となる補助金につきましては、現在、地域福祉課の事業としてやっているところでございます。また、高齢者には直接は関係ございませんけれども、18歳未満の若い方々が難聴をお持ちの方、そういった方々の軽度、中等度に対しましても、これは県の事業でありますけれども、窓口が市町村ということで、そこに対する補助ということもやっているところでございます。ですので、私どもといたしましては、この軽度、それから中等度の耳の聞こえづらい高齢者に対しましては、先ほど申しましたけれども、ころばん体操とかそういった場に出てきていただいて、とにかく社会性を失うことなく、いつまでも住み慣れたところで暮らしができるように、そういった事業の支援というのを引き続き実施しているというふうに考えているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 加齢性難聴者が推計で8,800人いるかもしれないということですので、困っている人が多いということなんですよ。そういうことの中で、この加齢性難聴者に対する購入助成について、今日もやり取りをしたんですが、この制度の創設を私は求めているんですが、現時点での整理した場合に、この助成制度についてはやらないということに尽きるのかどうなのか、ちょっと整理をして、市長に最後に答弁をいただかせませんでし

ようか。

○市長（打越明司） 今、やり取りを担当課とさせていただきましたけれども、その状況を大きく超えるものではありませんけれども、あくまでも、この難聴も含めて、いわゆる障害と呼べるような程度の方々については、寄り添えるところをしっかりと寄り添っていきたいという形でこれまでも対応してきているということでもあります。そして、そのそこに至らない方々、そして今話題になっております加齢性の難聴と呼ばれる、なかなか予防するにも予防がしにくい。理由はなんですかと言ったら、加齢ですと、こう言われる。そういったものについてはなかなか対応は難しいですけれども、そのヒアリングフレイルの状況を確認をしたり、自分が一体どれくらい今難聴なのか、難聴でないのか、そういったことを知ること。あるいは、そういうことが分かたらいろんなものを活用して人とのコミュニケーションをとることを応援していくこと、そういうことについては、私どもとしても応援がしていける範囲でございます。前回のやり取りではですね、このいろんな難聴の問題について議論をした最後にですね、議員のほうからは、財源のことが難しいというのであれば、一度しっかりとどれくらい掛かるのか計算をしてみればどうだと、それが当然だと思うと、市長はそのことについて答弁をしてくれと、こういうお話をいただいて、私が先ほど申し上げたように、行くとすればどれぐらいの、実際には支援が必要になってくるのかというその研究を前向きにしますよという答弁をさせていただいた。その結果、しないというふうに傾いたのではなくて、支援をするという決断には至っていないと、このようなことであったということでもあります。もともと支援制度はここについてはなかったわけですので、ここで改めてさらに支援を増やしていこうという決断をするには至らなかったということでもあります。

○16番議員（前之園正和） 財源の問題がネックにあると思うんですけど、この想定する8,800人が根底にあるのか、他の市での利用率が40名だったということが根底になっているのか、その点についても、シミュレーションにしたってということになればですね、はっきりしているんじゃないかと思うんですが、それはどうですか。

○長寿支援課長（上川床聡） シミュレーション、うちのほうの人数が40名ということでよろしかったでしょうか。

○16番議員（前之園正和） どれぐらい掛かるかと計算したのかということですよ。だから、8,800人必要な人がいるということが根底になっているのか、利用率はたくさんいても40人ぐらいってということで計算したのかってことです。

○長寿支援課長（上川床聡） 人数的な部分についてはあくまでも想定でございますけれども、先ほど推計ですけど、8千人、仮にここの1割が申請されたとした場合でも、約2千万円ほどのお金が掛かるということになります。一方、県内の自治体の状況に照らし合わせて、それを指宿市に当てはめた場合には大体同じぐらい、40名ほど、そうすると大体100万円ほどの費用が掛かるというふうには思っております。

○16番議員（前之園正和） 次の問題に行きます。学校給食費の問題については、これ以上保護者の負担を求めないということで、今回も予算が追加で出されるようであります。それはそのようになっているんですが、学校給食は食育として教育の一環だという見地からすると、無償化という望む根拠はそこにあるわけですが、このことについて教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田之上典昭） 教育費については様々ありますが、給食費も含むかについては、前回、市長の答弁がありましたけども、それぞれ見解があるのではないかと考えているところです。学校給食法第11条によりまして、その費用については保護者が負担するとされていることが基本と考えております。そのことから、給食費を負担していただきまして、その負担の在り方については、各自治体が様々に工夫をしているというのが現状であるというふうに認識をしております。そのような中で、地域の財政状況等によって格差が生じないように、国に要望をしていきたいと考えているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 大本において、教育費は無償というところからどう考えるかということをお聞きしたつもりであります、ほかのことを言われました。

時間がありませんので、医療費の問題についてですが、鹿児島市ですかね、一部とはいえ現物支給の方向を決めたわけですが、これまで現物支給について指宿市で求めると、県が一斉にやらないとなかなか難しいんだということだったかと思うんです。県が一斉に、あるいは国として一斉にやれば一番いいんでしょうけども、鹿児島市が独自でも現物支給方式を取り入れるということは、やろうと思えば単独の自治体であってもできるということを証明したというふうに思うんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 現物支給につきましては、既に県のほうでも一部とはいえ実施されていることから、以前のような市単独でしたということで大きな経費が掛かるようなことは、システム改修の面での答弁ということになります、そういったのはだいぶハードル的には低くなっているのかなというふうには考えております。

○16番議員（前之園正和） ということは、やろうという決断すれば、市として、前は県が一斉にやらないとできない、あるいは難しいということだったけども、そういうハードルは低くなって、市がやろうと思えば、昔のようにできないということではないということかと思うんですが、となれば、現物支給ですね、にやってもいいんじゃないですか。その点はどうですか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 現物給付化となりますと、やはり医療費の高騰、そういったのも十分考えられます。そういった面で、財政的な部分での負担がだいぶ大きくなる。そこは市としても本当に重要な問題だというふうに認識をしているところです。そういったことから、引き続き慎重に検討をしていく必要があるというふうには考えております。

○16番議員（前之園正和） 現物支給だとお金を持っていなくてもいけるということになるわ

けですね。自動償還払いだと、とりあえず1回は払って、自動償還ですから、後で返ってくると、そこだけを見ればですよ、現物支給によって医療費が高騰する、高くなるということはないんです。やっぱりそれでも現物支給になると医療費が上がるというふうにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 県によりますと、償還払い方式から現物給付方式に変更した時のシミュレーションとして、およそ1割医療費が増加するというような試算がされております。令和元年から令和5年度までの本市の医療費平均で試算をしましたところ、未就学児で464万4千円、仮に対象年齢を拡充した場合、小学生で370万8千円、中学生で149万円の増加というふうにシミュレーションではこういった額が想定されているところです。

○16番議員（前之園正和） それは現物支給方式にすると1割余計に掛かるのではなくて、自動償還払いということを持続することによって1割、数学的にはちょっと違いますけど、1割抑えているということじゃないですか。

○健康福祉部長（出島雅彦） そういった見方もできるのではないかというふうに考えます。

○16番議員（前之園正和） ということは、現物支給方式じゃなくて、自動償還払いであることによって必要な医療を受けさせないということになるわけですよ。市長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 現物給付方式というふうになりますと、いわゆるコンビニ受診ということがよく言われております。手軽に医療を受けられるということに関しては大きな意味がございすけれども、例えば、必要以上の医療を受けるということにもつながりかねないというのも一部では懸念されているところでございます。

○16番議員（前之園正和） その発想は、住民をやっぱ信頼していないということだと思うんですよね。誰が好んで病院に行くんでしょうか。必要があつていくんじゃないでしょうか。必要だという認識に違いがあるかもしれませんが、それは兼ねての……

○議長（西森三義） 簡潔にお願いいたします。

○16番議員（前之園正和） 必要な指導によって行ふべきだと思うんです。市長、最後にお言葉いただきたいと思うんです。現物支給方式でも基本的には住民が助かるだけじゃないでしょうか。

○市長（打越明司） 今、いろんなやり取りを、県のほうでのシミュレーション等々も含めて、現実におそらく窓口給付、現物給付を行えば気軽に医療を受けることができるという状況になることで負担が増えるであろうということは想定をされますけど、そのことで皆さんへの医療を抑制をさせているというように判断するかしらないかは、それは見解は分かれるところではないかなというふうに思います。ただ、今、私の認識としては、鹿児島県も一斉に現物給付に向けての準備を始めているという認識でありますので、ここで鹿児島市に次いで指宿市が現物給付に踏み切るということではなく、県下一斉に現物給付を実現させていくという形

で、これは実は現在の知事に対してもですね、その政策を作る段階で、市長会からも是非一つ現物給付については前向きにやってほしいということを実は申出もしているところであります。そういった意味でも、今その方向に向けて進んでいるものだという認識が私の中ではあります。実は私も県議会に身を置いている頃には、できるだけ現物給付ができるところはやっていったほうがいいのかというような立場でいろいろと活動していたこともありましたので、そのことについて、方向性としては私はそれは望ましいというふうに考えている立場であります。ただ、今の指宿市の答弁、先ほどの部長の答弁を、今の段階では指宿市の判断という形で受け止めてもらえればと思います。

○議長（西森三義） これにて、一般質問を終結いたします。

△ 議案第127号及び議案第128号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第127号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、及び、日程第4、議案第128号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、広域連合に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計2件であります。

それでは、議案の提案理由を申し上げますが、議案第128号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

この補正予算は、9月9日付けで採択の内示を受けました、地域経済循環創造事業に関わる補助金について、また、食材費の高騰に伴う学校給食費に係る補助金について、歳入歳出予算の総額に1,337万3千円を追加しようとするものであります。

このほかの議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の3ページを御覧ください。

議案第128号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,337万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を281億4,347万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

い。

款2総務費，項1総務管理費，目7企画費，節18負担金補助及び交付金613万1千円の補正につきましては，地域経済循環創造事業交付金の内示に伴い，事業者への補助金を計上しようとするものであります。

款9教育費，項6保健体育費，目3学校給食センター費，節18負担金補助及び交付金724万2千円の補正につきましては，食材費の高騰に伴い，学校給食費等補助金を増額しようとするものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款15国庫支出金408万7千円の補正につきましては，説明欄にお示しの地域経済循環創造事業交付金であります。

款19繰入金724万2千円の補正につきましては，学校給食費等補助金の財源としてふるさと応援基金を繰り入れようとするものであります。

款20繰越金204万4千円の補正につきましては，今回の補正の財源として前年度繰越金を計上しようとするものであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（出島雅彦） それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案につきまして，御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第127号，鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について，であります。

本案は，鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について協議したいので，地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により，議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い，現行の被保険者証が廃止となり，後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため，鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約別表第1第2項及び第3項中の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものであります。

なお，改正規約の施行日は，令和6年12月2日からとしているところであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時44分
再開	午後	0時45分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第127号及び議案第128号（質疑、委員会付託）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第127号については文教厚生委員会に、議案第128号については総務水道委員会及び文教厚生委員会のそれぞれの所管に従い分割付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

9月20日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、9月20日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 新宮領 實

議 員 恒 吉 太 吾

第 3 回 定 例 会

令和 6 年 9 月 27 日

(第 4 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和6年9月27日 午前10時00分 開議

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第108号 指宿市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第3 議案第109号 指宿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第110号 指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について
- 日程第5 議案第111号 指宿市公共下水道事業受益者負担金に関する条例及び指宿市水道給水条例の一部改正について
- 日程第6 議案第112号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第7 議案第113号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第114号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第115号 指宿市介護保険条例及び指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第127号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第11 議案第116号 指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正について
- 日程第12 議案第117号 指宿市公社営畜産公共事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第118号 指宿市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第119号 指宿市営住宅管理条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第120号 指宿都市計画事業指宿駅西部土地地区画整理事業施行条例の廃止について
- 日程第16 議案第121号 指宿都市計画事業湊土地地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地地区画整理事業施行条例の一部改正について
- 日程第17 議案第122号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第18 議案第126号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第123号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2

号) について

- 日程第20 議案第124号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第125号 令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第128号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第23 閉会中の継続審査について
 - 議案第100号 令和5年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第101号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第102号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第103号 令和5年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第104号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第105号 令和5年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
 - 議案第106号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
 - 議案第107号 令和5年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第24 報告第6号 指宿市の令和5年度決算に基づく財産の健全化判断比率の報告について
- 日程第25 報告第7号 指宿市の令和5年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第26 議案第129号 事務の調査について
- 日程第27 議案第130号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第28 閉会中の継続調査について
- 日程第29 議員派遣の件
- 日程第30 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	鴨 崎 一 郎	農 政 部 長	内 村 喜代志
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
総 務 課 長	濱 上 和 也	人事秘書課長	木 下 英 城
企画政策課長	東 忠 孝	財 政 課 長	上 村 圭一郎

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、田中健一議員及び吉村重則議員を指名いたします。

△ 議案第108号～議案第111号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第2、議案第108号、指宿市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部改正について、から、日程第5、議案第111号、指宿市公共下水道事業受益者負担金に関する条例及び指宿市水道給水条例の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） おはようございます。それでは、総務水道委員会へ付託された議案第108号から議案第111号の4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第108号について。この改正は、督促手数料を廃止して、それを延滞金に切り替えるということかとの質疑に対し、今回は、督促手数料を廃止するという改正であり、延滞金はそのままとなる。あわせて、附則において、税条例と同様に減免をするという特例を設けることになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第109号について。添付を必要とする書類が省略できるようになるということだが、どのようなものかとの質疑に対し、申請の際に必要な情報として、住民票の写しや登記事項証明書等を求められる場合に、個人番号カードを使って確認ができる時には省略できることになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第110号について。温泉使用料を改定することで、4人世帯の場合はどのくらいの値上げになるのかとの質疑に対し、家庭用は20%増でお願いしている。1人世帯の場合に月800円、2人世帯の場合に月830円程度の増収になる見込みであるとの答弁でした。

配湯を始めてから86年経過しているということで、相当古い配管があると思うが、更新しなければならない配管はどれくらいあるかとの質疑に対し、令和4年度の施設更新計画の中で、温泉配湯に関わる施設、配湯管、給湯管も含めて調査をかけたところ、ほぼ全域の見直しが必要と考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第111号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○16番議員（前之園正和） 議案第110号、指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について、反対の討論を行います。

老朽施設の更新等を計画的に進める上での財源確保が主な改定理由とされております。月当たりの温泉使用料の基本料金、割増料金及び最低限度料金を引き上げる内容であります。委員会審査によれば、家庭用で20%の増で、1人世帯の場合で月800円、2人世帯の場合で月に830円の増とのことです。また、住民説明会はしていないとのことです。アンケートをやった結果では、回答率が58%で、今後も継続して温泉配湯を受けたいという人が96%だったとのことです。その中で、値上げ後も利用したいという人が86%で、その中には値上げ幅によっては変わるという人も含まれるようです。そこで、値上げについての妥当性、合理性、必然性があるのかどうか、それは関係者をはじめ住民に十分な説明がなされ、一定の理解と合意がなされたのかどうかという問題です。私はかねてから、指宿市が温泉のまちを標榜し、それで立っていかうとするのであれば、もっと温泉に力を入れるべきではないかと述べさせていただいております。温泉についてのポテンシャルをもっと把握し、市民にその恩恵をできるだけ還元すべきであります。その一つとしては、配湯地域の拡大や受益者だけの負担に頼るのではなく、それなりの市費の投入も必要です。老朽施設の更新等をするにしても、長期的にどれぐらいの財源を必要とするのか、そのうち市の財源をどのくらいみるのか、受

益者に使用料値上げという形で幾らぐらいの負担を求めるのか、明らかにする必要があります。しかしながら、そのことを含めて住民説明会は開かれておりません。アンケート結果についても、値上げをしても温泉を利用したいという人が多数だという判断かと思いますが、実際にそうでしょうか。値上げがあっても温泉は使いたいとなるのが必然ではないでしょうか。理解と合意を得たという証にはなりません。仮の話が、水道料金が上がったので水は使えませんか、電気料金が上がったので電気は使えませんかとはならないわけです。市による温泉の配湯も同じではないでしょうか。民間の配湯業者がいろいろな理由から廃業せざるを得ないところも増えていますが、市がもっと温泉行政に力を入れ、必要な支援をすべき時勢にある中で、市の配湯料金の値上げはこれに逆行すると言わざるを得ません。

以上述べましたように、温泉行政にもっと主として力を入れ、必要な支援をするべきです。住民への説明と合意をしっかりとすべきだという立場から、使用料金等の値上げを内容とする本議案に反対をいたします。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第108号、議案第109号及び議案第111号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号、議案第109号及び議案第111号の3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号、指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第112号～議案第115号及び議案第127号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第6、議案第112号、指宿市印鑑条例の一部改正について、から、日程第10、議案第127号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました、議案第112号から議案第115号及び議案第127号の5議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日及び19日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第112号から議案第115号の4議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第127号については、反対討論として、マイナ制度によるマイナ保険証への移行に伴い、被保険者証及び資格証明書がなくなることによる、資格確認書で対処しようとする文言の変更である。被保険者証をなくして資格確認書で対応するというに反対する立場から、本議案に反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第112号について。市役所窓口に新たな端末・システムを導入して、印鑑登録証明書の交付ができるようにするということだが、このことによって従来の手続が廃止されたり、できなくなるということがあるのかとの質疑に対し、従来の手続ができなくなるということではなく、新たにタブレット端末を置くことで、マイナンバーカードを利用して申請書を書かなくても証明書発行までできるようにするものであるとの答弁でした。

端末を導入するのに経費的なものは掛かるのかとの質疑に対し、ソフトウェアについては、コンビニ交付を導入しているので、そのシステムを使うことになる。パソコンについては、予備機を使うことになる。タッチパネルディスプレイという実際に利用していただく端

末については購入することになるが、フロントヤード改革モデル事業ということで、補助金で全額が交付されるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第113号について。督促手数料の徴収を廃止するのは、システムの変更上、督促手数料を頂いても手間のほうが掛かるためということかとの質疑に対し、年間約2万件の督促状を発送し、その納付書が返ってきたとき、1件ずつ督促手数料を徴収すべき人かどうかを把握する必要があること、また、総合行政システムが全国で統一され、本税のみの情報しか入っていない二次元コードが全て納付書に印字されていることから、納期限後の納付で100円を徴収する場合、納付書を再度印刷して封筒に入れ、切手を貼って送ることになる。100円を徴収するためにそういった作業も出てくることから、総合的に考えた結果、今回条例の見直しをさせていただきたいという提案であるとの答弁でした。

納期限内に納めない方々への対応というのは、今後どうなっていくのかとの質疑に対し、督促状については、全国共通のシステムが入った後も、20日以内に発送自体は行う。手数料は取らないが、その事務については、今と変わらず納税者のほうにお伝えをする形になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第114号、議案第115号及び議案第127号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○16番議員（前之園正和） 議案第127号、後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対の討論を行います。

文言としては、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものであります。内容としては、これまでの被保険者証や資格証明書を発行せず、資格確認書の発行に変えることによるものです。現保険証の存続とマイナカードやマイナ保険証の強制に反対する立場から、本議案に反対をいたします。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第112号から議案第115号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号から議案第115号までの4議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第127号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第116号～議案第121号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第11、議案第116号、指宿市レジャーセンターかいもん条例の一部改正について、から、日程第16、議案第121号、指宿都市計画事業湊土地地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地地区画整理事業施行条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、議案第116号から議案第121号の6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、6議案とも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第120号について。指宿駅西部土地区画整理事業は、どこのラインからどこまでのエリアがその対象かとの質疑に対し、指宿駅西部というのは、指宿駅から山手のほうで、端は国道になる。それから、市役所側でいうと県道がラインになり、山川のほうでいうと、あじさい公園がラインになり、これら4つのラインに囲まれたエリアが駅西の区画整理区域になるとの答弁でした。

その区域内に残地的な土地があるのかとの質疑に対し、区画整理は個人の土地をお借りして、それからまた個人に返すという内容になっている。市の保留地等はもう既に売却しているので残地はないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第116号から議案第119号及び議案第121号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第116号から議案第121号までの6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は、可決であります。

6議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第116号から議案第121号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第122号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第17、議案第122号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第122号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

企画政策課所管分について。定住促進対策事業費と空き家活用推進事業費をこれだけ増額するということは、相当数の利用があるということかとの質疑に対して、令和5年度の定住促進対策事業の利用世帯は15世帯だったが、本年度は6月末現在で10世帯の利用となっており、今後も申請の相談等が幾つかあるので、昨年の実績を超える見込みである。空き家活用推進事業についても相談を幾つか受けており、当初予算では不足することが見込まれるとの答弁でした。

今後の空き家対策として、技能実習生の受入れの需要があると考えているが、どうなっているのかとの質疑に対し、空き家バンクについては、外国人技能実習生の住まいとして利用できる内容となっており、現在組合等から相談を受けているので、情報提供していきたいと考えているとの答弁でした。

意見として、定住促進については、今、市としても積極的に取り組んでいることから、もっとPRして定住が増えるよう努めていただきたいというものがありました。

なお、デジタル戦略課、人事秘書課、危機管理課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第122号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、従来の保検証廃止が前提となった資格確認書発行に伴う予算組みになっており、従来の保険証の存続を求める立場から、本議案に反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育総務課所管分について。来年4月に指宿小学校に入学予定の車いすを使用する児童のための車いす用階段昇降機を購入するということだが、どのような機械で安全性についてはどうかとの質疑に対し、車いすを乗せて階段を上っていく昇降機で、ブルドーザーのようなクローラーが付いており、階段の段の角度に合わせてキャタピラの角度が変わりながら階段を上っていく。階段に設置するものではなく、どの階段でも移動して使える可搬式のものである。また、操作をする人もしっかり練習をし、そのメーカーから操作者という認定を受けた上でサポートするので、安全性は確保されているものと考えているとの答弁でした。

操作についてはメーカーからの指導を受けるというが、入学後は学校職員が操作について全て携わることになるのか。また、登下校時の保護者との連携はどのようなになるのかとの質疑に対し、学校生活の間は、専属の支援員を配置する必要があると思っている。学校への送り迎えは基本的に保護者が行うので、引渡し等については、今後協議する必要があると考えているとの答弁でした。

意見として、昇降機については、操作する方が十分熟知をし、対象児童が怖い思いをして学校に行けなくなるということがないようにお願いしたいというものがありました。

次に、学校教育課所管分について。今年度、千歳市との青少年相互交流事業に参加した児童は何人かとの質疑に対し、夏季交流については、指宿市から男子8人、女子8人の計16人、千歳市から男子6人、女子10人の計16人の参加があったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。尾下地区飲料水供給施設の配水池に設置している電動弁の部品交換ということだが、何年経過しているもので、耐用年数は何年かとの質疑に対し、12年経過している部品で、電動弁の耐用年数は、7年程度とされているとの答弁でした。

電動弁だけの交換ということだが、付属のケーブルなどは腐食していなかったのか。また、現場を確認した業者は、水道関係や電気などにも詳しい業者なのかとの質疑に対し、総合的に見ていただける業者で、今回は電動弁だけの交換で対応したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業とは、どのような事業かとの質疑に対し、施設の増設や新たに防災のための設備投資をする事

業所に対する補助事業で、今年度は1事業所から要望があった。内容としては、非常用自家発電機の設置ということで、見積り1,540万円に対し100%の補助事業となるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。ヘルシーランドの全天候型の子供の遊び場に遊具を設置するということだが、この遊具の選定についてはどのように決めていくのか。委託先の業者任せなのか、それとも市民の声が反映されるのかとの質疑に対し、乳幼児から未就学児までを対象とした、比較的低年齢向けの遊具施設を設置しようと考えている。設置については、プロポーザルによって業者から提案をしていただき、選定をしたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、税務課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、市民課、健康増進課、生涯学習課、学校給食センター、指宿商業高校の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第122号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。活動火山周辺地域防災営農対策事業は、通常は何人かの組合員でしないといけないが、どのような規模で、どのような事業をやるのかとの質疑に対し、この活動火山の受益者につきましては、まず基本、補助事業は3名以上の任意組合を作る。今回の場合は1法人であります、その中はやはり3戸となつての事業取組になる。事業としては、飼料作の収穫用の機械を導入し、桜島の降灰の被害に遭う前に早期に収穫し、良質な粗飼料を確保するために、トラクターやモアなどの作業機械を導入し、飼料収穫につなげるという事業となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。山川町漁協が、種子島周辺漁業対策事業を活用し実施する整備について、市や漁協の負担はどうなるのかとの質疑に対し、今回の事業については、JAXAが70%、県や市の負担はなく、残りを山川町漁協が負担することになっているとの答弁でした。

今回の場合は87万5千円が漁協の持ち出しということになるのかとの質疑に対し、全体の事業費2,948万のうち、補助金は今回追加するものを合計すると1,947万5千円になり、その差額は約1,000万を山川町漁協が負担することになるとの答弁でした。

次に、観光施設管理課所管分について。山川砂むし保養施設法面補強工事について、全体的にやるのかとの質疑に対し、令和5年度に一部だけ鉄筋挿入工を施工しており、一定の効果が見られたということから、その鉄筋挿入を法面全体に施していきたいと考えている。調査解析委託の中で、適当な本数など調査をしていきたいと考えているとの答弁でした。

鉄筋を何本埋めればいいのか今後調査をするが、その調査プラス工事費まで入れた委託料かとの質疑に対し、現在、鉄筋を何本入れたらいいというか、概算の本数を800本前後と想定している。鉄筋挿入と併せて、その委託料の中に、伸縮計というのを設置し、一定の開きが出たときには、警報機に連絡が入って通報できるようなシステムも導入する予定である。あわせて、法面全体の温度をサーモグラフィーで測るような調査を考えているとの答弁でした。

令和5年度の法面工事は一応完了した。1年経たないうちにひび割れ、目地の開きが発生するという状況が出た。また1億円近く掛かるが、今回は専門の業者に相談し、慎重に検討した結果、この工法になったのかとの質疑に対し、令和5年度工事の際に、1番開きが大きかった部分に関して検討し、緊急的に鉄筋挿入工を施した。今回は法面全体に鉄筋挿入の本数を含め検討し、必要な対応を取るよう設計しているとの答弁でした。

法面の吹付けをするということだが、法面の上の背後地に、雨水が入らないような対策はしないのかとの質疑に対し、法面の崩壊の原因の一因になった地下水の対策について、法面の傾斜面自体に水抜きパイプを多めに配置しているので、浸透した雨水についてはそこで排水できると考えている。天端の平場部分に、滞水の影響が出ないように、天端の勾配についても、法面の斜面のほうに雨水が流れないような対策を取るとの答弁でした。

開聞岳登山バッジ在庫補充用の予算があるが、個数は何個かとの質疑に対し、今回、2千個を発注しようと思っているとの答弁でした。

意見として、山川砂むし保養施設法面補強工事は、クラウドファンディングを経て事業をしていますので、水対策をしっかりとっていただきたいというものがありました。

なお、都市・海岸整備課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、耕地林務課、建築課、観光課、スポーツ振興課、建設監理課、土木課、農業委員会

事務局の各所管については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○16番議員（前之園正和） 議案第122号について、反対の討論を行います。

後で討論を行います、議案第123号及び第124号との関連も含まれる議案であります。つまり、そもそも任意であるべきマイナカードの推進及びマイナ保険証との紐付けを事実上強制して進め、これまでの被保険者証の新規発行をせず、資格確認書を発行することとの関連部分を含んでおります。従来 of 被保険者証の存続を求め、資格確認書への移行に反対する立場から、本議案に反対をいたします。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第122号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第126号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第18、議案第126号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ付託されました、議案第126号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、浄水苑で突発的な故障により修繕が必要ということだったが、その原因は何だったのかとの質疑に対し、経年劣化により汚泥かき寄せ機のチェーンが断裂して4台備えているうち1台が運転不可能になったものであるとの答弁でした。

次に、ポロシャツをたな卸し資産で計上しているが、どのように販売する計画かとの質疑に対し、たな卸し資産という形で在庫として抱え、100枚作成する予定である。随時PR活動を行い、市役所職員も含め声掛けをしながら、販売させていただこうと考えているとの答弁でした。

意見として、マンホールデザインのポロシャツを販売しようとする試みは非常にいいと思うが、在庫が残るようなことのないよう販売に努めていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第126号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第126号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第123号～議案第125号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(西森三義) 次は、日程第19、議案第123号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、から、日程第21、議案第125号、令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(東勝義) 文教厚生委員会へ付託されました、議案第123号から議案第125号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第125号については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第123号については、反対討論として、マイナンバーカードは、市民の申請に基づき交付されるものであり、取得は任意ということを政府自身が認めてきた。ところが、実際には事実上マイナンバーカードを強制している。マイナンバーカードを取得していない、あるいは取得していても保険証とひも付けしていない人も多く、医療現場でのマイナ保険証利用率は低調であるのに、従来の保険証を廃止し、マイナ保険証を持たない人に対して資格確認書を発行しようとしている。何も別建てのシステムを作らずとも、従来の保険証を存続すればいいことで、国民・市民は存続を望んでいる。従来の保険証廃止が前提となった資格確認書発行に伴う予算組みになっているので、本議案に反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第124号については、反対討論として、議案第123号と同様の趣旨にて、本議案にも反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第123号について。紙の保険証が無くなって資格確認書が発行されるという説明があったが、どのような内容でどのような仕組みなのかとの質疑に対し、12月2日で現在使用されている現行の保険証は廃止になる。マイナ保険証の利用登録をされた方について

は、そのまま医療機関等で使用でき、そのメリットとしては、限度額の申請も必要なく自動的に自己負担分だけをお支払いしていただく形になる。資格確認書になった場合、滞納されている方については、特別療養費という文言が入り、医療機関において10割負担となる形になる。マイナ保険証として登録されている方で、滞納されている方については、顔認証付きのバーコードリーダーを利用した際に、この方は特別療養費扱いとなるとのデータが入っているもので、医療費はそれに基づいて10割負担を求める形になるとの答弁でした。

マイナンバーカードは任意だということで、取得した人の割合も出ている。マイナンバーカードは持っているけどひも付けしていない人もいると聞いている。また、医療現場でマイナ保険証を利用している人は少なく、10%台という低い状態にあると思うが、そういったもとの資格確認書での対応というのにトラブルが起こる心配はないかとの質疑に対し、現時点で何人ぐらいの方が特別療養費扱いになるのか、また、その方たちが10割負担を支払えない状態も想定される。この場合、一旦10割支払った後に市役所で返還手続きをしていただくが、件数が多くて窓口対応が困難になることや、今までのように幾らか払ってもらい3割負担となる短期保険証を出すことはできなくなるので、それらについては懸念材料として捉えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第124号及び議案第125号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○16番議員（前之園正和） 議案第123号及び議案第124号について、反対の討論を行います。

まず、123号であります。マイナンバーカードの取得は任意であり、取得してもマイナ保険証とのひも付け、つまり健康保険証としての利用をするかどうかは任意であります。にもかかわらず、従来の保険証は12月2日以降の新規発行はしないとのこと。政府が必死になってマイナンバーカードの推進と保険証とのひも付けを推進してもなかなか思うように進まないのは、国民の不信や疑問の大きさを表しています。マイナ保険証のない人への資格確認書の発行は、現在の保険証を存続すれば不要のことです。当面の間は申請なしで資格確認書が発行されるとはいえ、マイナカードが強制され、また、マイナ保険証とのひも付けが強制され、個人の申請に基づいての資格確認書の発行となれば、国民皆保険制度が確立され

ているのに、これを破壊するものと言わざるを得ません。本議案には、資格確認書を発行するための経費との関係がありますので、現保険証の存続とマイナカードやマイナ保険証の強制に反対する立場から反対をいたします。

議案第124号については、議案第123号と同様の理由にて反対をいたします。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第125号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号、令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第128号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第22、議案第128号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会及び文教厚生委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第128号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月19日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

企画政策課所管分について。今回の地域経済循環創造事業費補助金は、レストラン運営をすることに対する事業費が採択となったことで交付されるということかとの質疑に対し、レストラン整備に関する部分の申請をし、交付決定となったものであるとの答弁でした。

総額で1,226万2千円ということだが、これはレストランを始めるために教室を改装する費用ということか。以前はテラスを造るという話もあったが、それも含む金額かとの質疑に対し、今回の交付申請の中身は、建物の改修費用が400万円、厨房設備、水道設備、空調設備が776万2千円、調理の機材で50万円という計画で総務省には認められている。申請書の中には、テラス席を設けるという形で写真を入れ込んで、総務省には提出しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第128号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月19日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

学校給食センター所管分について。物価高騰による学校給食費の値上げに伴う学校給食費等補助金の増額ということだが、小中学校それぞれ給食費が幾らになり、保護者負担額は幾らになるのかとの質疑に対し、給食費は、令和6年9月から小学校が月額4,400円から4,800円に、中学校が月額5千円から5,500円になるが、補助金を増額することで保護者負担額はこれまでと変更はなく、小学校が3,100円、中学校が3,700円となるとの答弁でした。

今年は米が不足しているということだが、給食費の値上がりに米の価格は影響しているのかとの質疑に対し、令和6年1学期の契約額は、1kg当たり301.5円だったのが、2学期は1kg当たり490円となり大きく影響しているとの答弁でした。

米以外のパン、牛乳、肉類、野菜などもそれぞれ高騰していると思うが、今回の値上げで十分賄っていけるものなのか。また、しっかりとした栄養価のある給食を提供できるのかとの質疑に対し、値上げをすることにより賄っていけると考えている。また、学校給食として子供たちに十分な栄養のある給食の提供ができるものと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第128号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第128号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉会中の継続審査について

○議長（西森三義） 次は、日程第23、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から、目下、委員会において審査中の議案第100号から議案第107号までの8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 報告第6号及び報告第7号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第24、報告第6号、指宿市の令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び、日程第25、報告第7号、指宿市の令和5年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計3件であります。

それでは、提案理由を説明いたします。

まず、報告第6号、指宿市の令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び、報告第7号、指宿市の令和5年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

両案は、本市の令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

まず、報告第6号、指宿市の令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示しをしております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率である4つの指標について、御説明申し上げます。

1つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字ではないため、数値なしとなりました。

2つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支合計額が赤字でないため、数値なしとなりました。

3つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された出資金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年の平均値で、9.4%となりました。

4つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、18.1%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定のうえ、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページを御覧ください。

報告第7号、指宿市の令和5年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第6号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の資金不足比率と併せて、経営健全化基準についてもお示しをしておりますが、これは、報告第6号で説明をいたしました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の令和5年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について、御説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計、公共下水道事業会計、温泉供給事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない唐船峡そうめん流し事業特別会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を、議会の議決を経て策定のうえ、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 報告第6号及び報告第7号（質疑）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

まず、報告第6号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号は終了いたしました。

次に、報告第7号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号は終了いたしました。

△ 議案第129号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第26，議案第129号，事務の調査について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより、議案第129号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第129号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会活性化等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、松下知恵議員，山本敏勝議員，東勝義議員，西田義哲議員，新宮領實議員，田中健一議員，高田チヨ子議員，前之園正和議員，以上8名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時47分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました議会活性化等調査特別委員会において、委員長に田中健一議員，副委員長に前之園正和議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

△ 議案第130号上程

○議長（西森三義） 次は、日程第27、議案第130号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） それでは、御説明申し上げます。

議案第130号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

この補正予算は、8月28日から29日にかけて本市に接近した台風10号により、農道等が被災したことに伴う災害復旧に係る費用について、また、市議会特別委員会の設置に伴う費用弁償等について、歳入歳出予算の総額に1億771万9千円を追加しようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の3ページを御覧ください。

議案第130号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億771万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を282億5,119万7千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正をするものであります。

内容につきましては、7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と限度額を変更するものであります。

款1議会費162万5千円の補正につきましては、市議会特別委員会の設置に伴う費用弁償等を計上しようとするものであります。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費から16ページの項5その他公共施設災害復旧費までの合計1億609万4千円の補正につきましては、8月28日から29日にかけて本市に接近した台風10号による、農道、林道、公共施設等の災害復旧に係る補正であります。

なお、罹災した施設名と罹災状況、被害額及び補正対応等の内訳につきましては、別冊の令和6年8月の台風10号災害復旧費に関する参考資料に記載しておりますので、御確認ください。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款20繰越金8,381万9千円の補正については、今回の補正の財源として、前年度繰越金を計

上しようとするものであります。

款22市債2,390万円の補正につきましては、説明欄にお示しの災害復旧に係る市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第130号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、議案第130号に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第130号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第130号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第130号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第130号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉会中の継続調査について

○議長（西森三義） 次は、日程第28、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

文教厚生委員長から、所管事務調査を行うため、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

文教厚生委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、文教厚生委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△ 議員派遣の件

○議長（西森三義） 次は、日程第29、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、11月7日、鹿児島市で開催されます、鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものです。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております議員派遣書のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長（西森三義） 次は、日程第30、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

令和6年9月24日付けで、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたので、お知らせいたします。

投票総数370票、投票のうち、有効投票367票、無効投票3票。

有効投票のうち、川越桂路議員161票、杉本尚喜議員145票、柴立豊子議員61票、以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配布のとおりでありますので、御了承願います。

△ 閉議及び閉会

○議長（西森三義） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和6年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 田 中 健 一

議 員 吉 村 重 則

参 考 資 料

議 員 派 遣 書

令和6年9月27日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 議会広報紙作成に係る研修会参加のため

1 鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会

- (1)派遣場所 鹿児島市
- (2)期 間 令和6年11月7日（1日間）
- (3)派遣議員 高田 チヨ子 議員
山本 敏勝 議員
前原 五男 議員
東 勝義 議員
新宮領 實 議員
吉村 重則 議員

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。